

基本計画書

基本計画										
事項	記入欄							備考		
計画の区分	学部等連係課程実施基本組織の設置（研究科の設置）									
設置者	国立大学法人 九州大学									
大学の名称	九州大学大学院（Graduate School, Kyushu University）									
大学本部の位置	福岡県福岡市西区元岡744									
大学の目的	九州大学は、教育基本法（平成18年度法律第120号）の精神に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。									
新設研究科等の目的	人文学と情報科学（情報管理学、データサイエンス）のより高次の融合を目指した文理融合型学位プログラムとして発展させることで、九州大学のみならず、我が国の人文学系における新たな大学院教育を推進することに加え、人文学の根本的な問いを追究しつつ、情報科学（情報管理学、データサイエンス）の知見も修得することにより、情報科学（情報管理学、データサイエンス）に人間中心の視点を導入してその新たな展開に寄与するとともに、人文学には情報科学（情報管理学、データサイエンス）の手法によって新しい地平を開くことで、新たな価値発見・創造と社会モデルの構築に貢献することを目的とする。									
新設研究科等の概要	新設研究科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	【基礎となる学部】 文学部人文学科
	人文情報連係学府	2年	6人	0人	12人	修士（人文情報学）	文学関係	令和7年4月第1年次	福岡県福岡市西区元岡744	
	連係協力研究科（Ⅰ）									
	人文科学府									
	人文基礎専攻	2	16	0	32	修士（文学）	文学関係	平成12年4月第1年次	福岡県福岡市西区元岡744	
	歴史空間論専攻	2	20	0	40	修士（文学）	文学関係			
	言語・文学専攻	2	20	0	40	修士（文学）	文学関係			
	人文基礎専攻から人文情報連係学府の内数とする入学定員数		1	0	2					
	歴史空間論専攻から人文情報連係学府の内数とする入学定員数		2	0	4					
	言語・文学専攻から人文情報連係学府の内数とする入学定員数		1	0	2					
連係協力研究科（Ⅱ）										
統合新領域学府										
ライブラリーサイエンス専攻	2	10	0	20	修士（ライブラリーサイエンス）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、理学関係、工学関係	平成23年4月第1年次	福岡県福岡市西区元岡744		
ライブラリーサイエンス専攻から人文情報連係学府の内数とする入学定員数		2	0	4						
計		-	-	-						
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	総合理工学府 九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻 博士後期課程（2）（令和6年4月事前相談） システム情報科学府 情報理工学専攻 修士課程〔定員増〕（30）（令和7年4月） 電気電子工学専攻 修士課程〔定員増〕（30）（令和7年4月） 総合理工学府 総合理工学専攻 博士後期課程〔定員減〕（△2）（令和7年4月）									

教育課程	新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数				修了要件単位数		
		講義	演習	実験・実習	計			
	人文情報連係学府	38科目	17科目	2科目	57科目	34単位		
研究科等の名称		専任教員					助手	専任教員以外の教員 (助手を除く)
		教授	准教授	講師	助教	計		
		人	人	人	人	人	人	人
新設	人文情報連係学府	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>
	連係協力研究科 (I) 人文科学府 人文基礎専攻 歴史空間論専攻 言語・文学専攻	[24] (24)	[26] (26)	[4] (4)	[0] (0)	[54] (54)	[0] (0)	[14] (14)
分	連係協力研究科 (II) 統合新領域学府 ライブラリーサイエンス専攻							
	計	24人 (24)	26人 (26)	4人 (4)	0人 (0)	54人 (54)	0人 (0)	14人 (14)
既設分	人文科学府	8	8	2	0	18	0	7
	人文基礎専攻 修士課程	[7] (8)	[6] (8)	[2] (2)	[0] (0)	[15] (18)	[0] (0)	[1] (7)
	人文基礎専攻 博士後期課程	8	8	2	0	18	0	0
		[0] (8)	[0] (8)	[0] (2)	[0] (0)	[0] (18)	[0] (0)	[0] (0)
	歴史空間論専攻 修士課程	5	8	1	0	14	0	10
		[5] (5)	[7] (8)	[1] (1)	[0] (0)	[13] (14)	[0] (0)	[0] (10)
	歴史空間論専攻 博士後期課程	5	8	1	0	14	0	0
		[0] (5)	[0] (8)	[0] (1)	[0] (0)	[0] (14)	[0] (0)	[0] (0)
	言語・文学専攻 修士課程	10	6	2	0	18	0	10
		[9] (10)	[6] (6)	[1] (2)	[0] (0)	[16] (18)	[0] (0)	[0] (10)
	言語・文学専攻 博士後期課程	11	6	2	0	19	0	0
		[0] (11)	[0] (6)	[0] (2)	[0] (0)	[0] (19)	[0] (0)	[0] (0)
	地球社会統合科学府	31	22	8	4	65	0	8
	地球社会統合科学専攻 修士課程	[0] (31)	[0] (22)	[0] (8)	[0] (4)	[0] (65)	[0] (0)	[0] (8)
	地球社会統合科学専攻 博士後期課程	28	27	8	0	63	0	4
		[0] (28)	[0] (27)	[0] (8)	[0] (0)	[0] (63)	[0] (0)	[0] (4)
	人間環境学府	4	2	0	2	8	0	10
	都市共生デザイン専攻 修士課程	[0] (4)	[0] (2)	[0] (0)	[0] (2)	[0] (8)	[0] (0)	[0] (10)
	都市共生デザイン専攻 博士後期課程	4	2	0	2	8	0	2
		[0] (4)	[0] (2)	[0] (0)	[0] (2)	[0] (8)	[0] (0)	[0] (2)
	人間共生システム専攻 修士課程	4	3	2	0	9	0	2
	[0] (4)	[0] (3)	[0] (2)	[0] (0)	[0] (9)	[0] (0)	[0] (2)	
人間共生システム専攻 博士後期課程	5	6	2	0	13	0	0	
	[0] (5)	[0] (6)	[0] (2)	[0] (0)	[0] (13)	[0] (0)	[0] (0)	
行動システム専攻 修士課程	3	11	1	0	15	0	2	
	[0] (3)	[0] (11)	[0] (1)	[0] (0)	[0] (15)	[0] (0)	[1] (2)	
行動システム専攻 博士後期課程	4	11	0	0	15	0	0	
	[0] (4)	[0] (11)	[0] (0)	[0] (0)	[0] (15)	[0] (0)	[0] (0)	
教育システム専攻 修士課程	11	11	1	0	23	0	1	
	[0] (11)	[0] (11)	[0] (1)	[0] (0)	[0] (23)	[0] (0)	[0] (1)	
教育システム専攻 博士後期課程	9	9	1	0	19	0	0	
	[0] (9)	[0] (9)	[0] (1)	[0] (0)	[0] (19)	[0] (0)	[0] (0)	
空間システム専攻 修士課程	6	7	0	4	17	0	6	
	[0] (6)	[0] (7)	[0] (0)	[0] (4)	[0] (17)	[0] (0)	[0] (6)	
空間システム専攻 博士後期課程	6	8	0	4	18	0	0	
	[0] (6)	[0] (8)	[0] (0)	[0] (4)	[0] (18)	[0] (0)	[0] (0)	
九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻 博士後期課程	3	3	0	2	8	0	0	
	[0] (3)	[0] (3)	[0] (0)	[0] (2)	[0] (8)	[0] (0)	[0] (0)	
実践臨床心理学専攻 専門職学位課程	3	3	1	0	7	0	3	
	[0] (3)	[0] (3)	[0] (1)	[0] (0)	[0] (7)	[0] (0)	[0] (3)	

法学府							
法政理論専攻 修士課程	26 【0】 (26)	16 【0】 (16)	1 【0】 (1)	1 【0】 (1)	44 【0】 (44)	0 【0】 (0)	21 【1】 (21)
法政理論専攻 博士後期課程	34 【0】 (34)	17 【0】 (17)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	51 【0】 (51)	0 【0】 (0)	5 【0】 (5)
法務学府							
実務法学専攻 専門職学位課程	11 【0】 (11)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	13 【0】 (13)	1 【0】 (1)	43 【0】 (43)
経済学府							
経済工学専攻 修士課程	9 【0】 (9)	9 【0】 (9)	0 【0】 (0)	1 【0】 (1)	19 【0】 (19)	0 【0】 (0)	8 【0】 (8)
経済工学専攻 博士後期課程	9 【0】 (9)	9 【0】 (9)	0 【0】 (0)	1 【0】 (1)	19 【0】 (19)	0 【0】 (0)	8 【0】 (8)
経済システム専攻 修士課程	11 【0】 (11)	9 【0】 (9)	1 【0】 (1)	0 【0】 (0)	21 【0】 (21)	0 【0】 (0)	8 【0】 (8)
経済システム専攻 博士後期課程	12 【0】 (12)	10 【0】 (10)	1 【0】 (1)	0 【0】 (0)	23 【0】 (23)	0 【0】 (0)	6 【0】 (6)
産業マネジメント専攻 専門職学位課程	7 【0】 (7)	4 【0】 (4)	1 【0】 (1)	2 【0】 (2)	14 【0】 (14)	0 【0】 (0)	7 【0】 (7)
理学府							
物理学専攻 修士課程	14 【0】 (14)	18 【0】 (18)	1 【0】 (1)	12 【0】 (12)	45 【0】 (45)	0 【0】 (0)	6 【0】 (6)
物理学専攻 博士後期課程	14 【0】 (14)	18 【0】 (18)	1 【0】 (1)	12 【0】 (12)	45 【0】 (45)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
化学専攻 修士課程	15 【0】 (15)	17 【0】 (17)	1 【0】 (1)	14 【0】 (14)	47 【0】 (47)	0 【0】 (0)	7 【0】 (7)
化学専攻 博士後期課程	15 【0】 (15)	17 【0】 (17)	1 【0】 (1)	14 【0】 (14)	47 【0】 (47)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
地球惑星科学専攻 修士課程	15 【0】 (15)	14 【0】 (14)	0 【0】 (0)	8 【0】 (8)	37 【0】 (37)	0 【0】 (0)	6 【0】 (6)
地球惑星科学専攻 博士後期課程	15 【0】 (15)	14 【0】 (14)	0 【0】 (0)	8 【0】 (8)	37 【0】 (37)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
数理学府							
数理学専攻 修士課程	32 【0】 (32)	25 【0】 (25)	0 【0】 (0)	18 【0】 (18)	75 【0】 (75)	0 【0】 (0)	13 【0】 (13)
数理学専攻 博士後期課程	32 【0】 (32)	25 【0】 (25)	0 【0】 (0)	18 【0】 (18)	75 【0】 (75)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
システム生命科学府							
システム生命科学専攻 博士課程	31 【0】 (31)	21 【0】 (21)	6 【0】 (6)	30 【0】 (30)	88 【0】 (88)	0 【0】 (0)	19 【0】 (19)
医学系学府							
医学専攻 博士課程	53 【0】 (53)	33 【0】 (33)	11 【0】 (11)	4 【0】 (4)	101 【0】 (101)	0 【0】 (0)	7 【0】 (7)
医科学専攻 修士課程	45 【0】 (45)	36 【0】 (36)	10 【0】 (10)	4 【0】 (4)	95 【0】 (95)	0 【0】 (0)	1 【0】 (1)
保健学専攻 修士課程	16 【0】 (16)	6 【0】 (6)	9 【0】 (9)	5 【0】 (5)	36 【0】 (36)	0 【0】 (0)	55 【0】 (55)
保健学専攻 博士後期課程	15 【0】 (15)	5 【0】 (5)	5 【0】 (5)	2 【0】 (2)	27 【0】 (27)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
医療経営・管理学専攻 専門職学位課程	16 【0】 (16)	1 【0】 (1)	0 【0】 (0)	6 【0】 (6)	23 【0】 (23)	0 【0】 (0)	5 【0】 (5)
歯学府							
歯学専攻 博士課程	19 【0】 (19)	8 【0】 (8)	16 【0】 (16)	35 【0】 (35)	78 【0】 (78)	0 【0】 (0)	47 【0】 (47)
口腔科学専攻 修士課程	19 【0】 (19)	8 【0】 (8)	13 【0】 (13)	21 【0】 (21)	61 【0】 (61)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)

薬学府							
創薬科学専攻 修士課程	15 【0】 (15)	5 【0】 (5)	1 【0】 (1)	0 【0】 (0)	21 【0】 (21)	0 【0】 (0)	22 【0】 (22)
創薬科学専攻 博士後期課程	6 【0】 (6)	1 【0】 (1)	0 【0】 (0)	4 【0】 (4)	11 【0】 (11)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
臨床薬学専攻 博士課程	9 【0】 (9)	4 【0】 (4)	3 【0】 (3)	1 【0】 (1)	17 【0】 (17)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
工学府							
材料工学専攻 修士課程	9 【0】 (9)	6 【0】 (6)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	15 【0】 (15)	0 【0】 (0)	4 【0】 (4)
材料工学専攻 博士後期課程	9 【0】 (9)	6 【0】 (6)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	15 【0】 (15)	0 【0】 (0)	8 【0】 (8)
応用化学専攻 修士課程	15 【0】 (15)	21 【0】 (21)	0 【0】 (0)	9 【0】 (9)	45 【0】 (45)	0 【0】 (0)	8 【0】 (8)
応用化学専攻 博士後期課程	14 【0】 (14)	19 【0】 (19)	0 【0】 (0)	9 【0】 (9)	42 【0】 (42)	0 【0】 (0)	12 【0】 (12)
化学工学専攻 修士課程	7 【0】 (7)	5 【0】 (5)	0 【0】 (0)	9 【0】 (9)	21 【0】 (21)	0 【0】 (0)	4 【0】 (4)
化学工学専攻 博士後期課程	6 【0】 (6)	5 【0】 (5)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	11 【0】 (11)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
機械工学専攻 修士課程	20 【0】 (20)	13 【0】 (13)	0 【0】 (0)	14 【0】 (14)	47 【0】 (47)	0 【0】 (0)	8 【0】 (8)
機械工学専攻 博士後期課程	18 【0】 (18)	13 【0】 (13)	0 【0】 (0)	13 【0】 (13)	44 【0】 (44)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
水素エネルギーシステム専攻 修士課程	9 【0】 (9)	4 【0】 (4)	0 【0】 (0)	5 【0】 (5)	18 【0】 (18)	0 【0】 (0)	18 【0】 (18)
水素エネルギーシステム専攻 博士後期課程	9 【0】 (9)	4 【0】 (4)	0 【0】 (0)	5 【0】 (5)	18 【0】 (18)	0 【0】 (0)	15 【0】 (15)
航空宇宙工学専攻 修士課程	7 【0】 (7)	5 【0】 (5)	0 【0】 (0)	8 【0】 (8)	20 【0】 (20)	0 【0】 (0)	9 【0】 (9)
航空宇宙工学専攻 博士後期課程	7 【0】 (7)	4 【0】 (4)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	11 【0】 (11)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
量子物理工学専攻 修士課程	9 【0】 (9)	8 【0】 (8)	0 【0】 (0)	10 【0】 (10)	27 【0】 (27)	0 【0】 (0)	10 【0】 (10)
量子物理工学専攻 博士後期課程	8 【0】 (8)	7 【0】 (7)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	15 【0】 (15)	0 【0】 (0)	2 【0】 (2)
船舶海洋工学専攻 修士課程	6 【0】 (6)	4 【0】 (4)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	10 【0】 (10)	0 【0】 (0)	2 【0】 (2)
船舶海洋工学専攻 博士後期課程	6 【0】 (6)	4 【0】 (4)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	10 【0】 (10)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
地球資源システム工学専攻 修士課程	3 【0】 (3)	5 【0】 (5)	0 【0】 (0)	6 【0】 (6)	14 【0】 (14)	0 【0】 (0)	4 【0】 (4)
地球資源システム工学専攻 博士後期課程	6 【0】 (6)	5 【0】 (5)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	11 【0】 (11)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
共同資源工学専攻 修士課程	3 【0】 (3)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	5 【0】 (5)	0 【0】 (0)	1 【0】 (1)
土木工学専攻 修士課程	12 【0】 (12)	15 【0】 (15)	0 【0】 (0)	10 【0】 (10)	37 【0】 (37)	0 【0】 (0)	3 【0】 (3)
土木工学専攻 博士後期課程	12 【0】 (12)	14 【0】 (14)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	26 【0】 (26)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
芸術工学府							
芸術工学専攻 修士課程	27 【0】 (27)	38 【0】 (38)	2 【0】 (2)	20 【0】 (20)	87 【0】 (87)	0 【0】 (0)	22 【0】 (22)
芸術工学専攻 博士後期課程	28 【0】 (28)	38 【0】 (38)	2 【0】 (2)	16 【0】 (16)	84 【0】 (84)	0 【0】 (0)	5 【0】 (5)

システム情報科学府							
情報理工学専攻 修士課程	27 【0】 (27)	24 【0】 (24)	0 【0】 (0)	19 【0】 (19)	70 【0】 (70)	0 【0】 (0)	22 【3】 (22)
情報理工学専攻 博士後期課程	25 【0】 (25)	24 【0】 (24)	0 【0】 (0)	19 【0】 (19)	68 【0】 (68)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
電気電子工学専攻 修士課程	18 【0】 (18)	18 【0】 (18)	0 【0】 (0)	12 【0】 (12)	48 【0】 (48)	0 【0】 (0)	28 【0】 (28)
電気電子工学専攻 博士後期課程	17 【0】 (17)	17 【0】 (17)	0 【0】 (0)	12 【0】 (12)	46 【0】 (46)	0 【0】 (0)	3 【0】 (3)
総合理工学府							
総合理工学専攻 修士課程	50 【0】 (50)	53 【0】 (53)	0 【0】 (0)	30 【0】 (30)	133 【0】 (133)	0 【0】 (0)	30 【0】 (30)
総合理工学専攻 博士後期課程	50 【0】 (50)	53 【0】 (53)	0 【0】 (0)	30 【0】 (30)	133 【0】 (133)	0 【0】 (0)	2 【0】 (2)
生物資源環境科学府							
資源生物科学専攻 修士課程	21 【0】 (21)	22 【0】 (22)	0 【0】 (0)	16 【0】 (16)	59 【0】 (59)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
資源生物科学専攻 博士後期課程	20 【0】 (20)	20 【0】 (20)	0 【0】 (0)	16 【0】 (16)	56 【0】 (56)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
環境農学専攻 修士課程	17 【0】 (17)	19 【0】 (19)	0 【0】 (0)	14 【0】 (14)	50 【0】 (50)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
環境農学専攻 博士後期課程	17 【0】 (17)	19 【0】 (19)	0 【0】 (0)	14 【0】 (14)	50 【0】 (50)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
農業資源経済学専攻 修士課程	4 【0】 (4)	4 【0】 (4)	0 【0】 (0)	3 【0】 (3)	11 【0】 (11)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
農業資源経済学専攻 博士後期課程	4 【0】 (4)	4 【0】 (4)	0 【0】 (0)	3 【0】 (3)	11 【0】 (11)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
生命機能科学専攻 修士課程	17 【0】 (17)	16 【0】 (16)	0 【0】 (0)	17 【0】 (17)	50 【0】 (50)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
生命機能科学専攻 博士後期課程	16 【0】 (16)	13 【0】 (13)	0 【0】 (0)	14 【0】 (14)	43 【0】 (43)	0 【0】 (0)	3 【0】 (3)
統合新領域学府							
ユーザー感性スタディーズ専攻 修士課程	5 【0】 (5)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	2 【0】 (2)	9 【0】 (9)	0 【0】 (0)	15 【0】 (15)
ユーザー感性スタディーズ専攻 博士後期課程	3 【0】 (3)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	2 【0】 (2)	7 【0】 (7)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
オートモーティブサイエンス専攻 修士課程	11 【0】 (11)	7 【0】 (7)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	18 【0】 (18)	0 【0】 (0)	46 【0】 (46)
オートモーティブサイエンス専攻 博士後期課程	12 【0】 (12)	8 【0】 (8)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	20 【0】 (20)	0 【0】 (0)	6 【0】 (6)
ライブラリーサイエンス専攻 修士課程	4 【3】 (4)	7 【7】 (7)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	11 【10】 (11)	0 【0】 (0)	14 【7】 (14)
ライブラリーサイエンス専攻 博士後期課程	4 【0】 (4)	5 【0】 (5)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	9 【0】 (9)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)
マス・フォア・イノベーション関係学府							
博士前期課程	28 【0】 (28)	17 【0】 (17)	0 【0】 (0)	4 【0】 (4)	49 【0】 (49)	0 【0】 (0)	142 【0】 (142)
博士後期課程	28 【0】 (28)	17 【0】 (17)	0 【0】 (0)	4 【0】 (4)	49 【0】 (49)	0 【0】 (0)	136 【0】 (136)
計	1,331 【24】 (1,331)	1,137 【26】 (1,137)	120 【4】 (120)	604 【0】 (604)	3,192 【54】 (3,192)	1 【0】 (1)	941 【14】 (941)
合計	1,355 【24】 (1,355)	1,163 【26】 (1,163)	124 【4】 (124)	604 【0】 (604)	3,246 【54】 (3,246)	1 【0】 (1)	955 【14】 (955)

職 種		専 属	そ の 他	計					
事 務 職 員		1,204 (1,204)	0 (0)	1,204 (1,204)					
技 術 職 員		2,071 (2,071)	0 (0)	2,071 (2,071)					
図 書 館 職 員		67 (67)	0 (0)	67 (67)					
そ の 他 の 職 員		45 (45)	0 (0)	45 (45)					
指 導 補 助 者		688 (688)	0 (0)	688 (688)					
計		4,075 (4,075)	0 (0)	4,075 (4,075)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	2,273,413㎡	0㎡	0㎡	2,273,413㎡				
	そ の 他	73,632,002㎡	0㎡	0㎡	73,632,002㎡				
	合 計	75,905,415㎡	0㎡	0㎡	75,905,415㎡				
校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
	648,535㎡ (648,535㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	648,535㎡ (648,535㎡)					
講義室等・新設研究科等 の専任教員研究室	講義室	実験・実習室	演習室	新設研究科等 の専任教員研究室					
	346室	114室	359室	54室					
図 書 ・ 設 備	新設研究科等の名称	図書 〔うち外国書〕	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点		
	大学全体	4,314,083 [1,837,428] (4,314,083 [1,837,428])	79,963 [67,275] (79,963 [67,275])	116,855 [72,393] (116,855 [72,393])	40,049 [38,482] (40,049 [38,482])	70 (70)	7,434,882 (7,432,882)		
	計	4,314,083 [1,837,428] (4,314,083 [1,837,428])	79,963 [67,275] (79,963 [67,275])	116,855 [72,393] (116,855 [72,393])	40,049 [38,482] (40,049 [38,482])	70 (70)	7,434,882 (7,432,882)		
経 費 の 積 立 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次		
		教員1人当り研究費等	-	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	
		共同研究費等	-	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	
		図書購入費	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	
		設備購入費	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	
	学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次		
学生納付金以外の維持方法の概要	-								
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称 九州大学 (Kyushu University)								
	学 部 等 の 名 称	修 業 年 限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	取 容 定 員	学 位 又 は 称 号	取 容 定 員 充 足 率	開 設 年 度	所 在 地
	【学部】 共創学部 共創学科	年	人	年次 人	人	学士(学術)	倍	平成30年度	福岡県福岡市 西区元岡744
	文学部 人文学科	4	105	-	420	学士(文学)	1.04	平成12年度	同上
	教育学部	4	46	-	184	学士(教育学)	1.09	昭和24年度	同上
	法学部	4	189	-	756	学士(法学)	1.05	昭和24年度	同上
	経済学部 経済・経営学科 経済工学科	4	141	3年次 -	564	学士(経済学)	1.07 1.06 1.09	平成12年度 昭和52年度	同上
	理学部 物理学科 化学科 地球惑星科学科	4	55	-	220	学士(理学)	1.09 1.13 1.07 1.08	昭和24年度 昭和24年度 平成2年度	同上
	数学科 生物学科	4	50	3年次 5	210		1.08	昭和24年度	
	医学部 医学科	4	46	-	184		1.07	昭和24年度	
	6	105	-	651	学士(医学)	1.04 1.06	昭和24年度	福岡県福岡市東区 馬出3丁目1番1号	
	生命科学科 保健学科	4	12	-	48	学士(生命科学)	1.15	平成19年度	
	4	134	-	536	学士(保健学) 学士(看護学)	1.03	平成14年度		
	歯学部 歯学科	6	53	-	318	学士(歯学)	0.97	昭和42年度	同上

薬学部			—										
創薬科学科	4	49		196	学士(創薬科学)	1.04	平成18年度	同上					
臨床薬学科	6	30		180	学士(薬学)	1.05	平成18年度						
工学部			—		学士(工学)	1.03		福岡県福岡市					
電気情報工学科	4	153		612		1.02	令和3年度	西区元岡744					
材料工学科	4	53		212		1.00	令和3年度						
応用化学科	4	72		288		1.10	令和3年度						
化学工学科	4	38		152		1.01	令和3年度						
融合基礎工学科	4	57	3年次 20	268		0.99	令和3年度						
機械工学科	4	135		540		1.04	令和3年度						
航空宇宙工学科	4	29		116		1.04	令和3年度						
量子物理工学科	4	38		152		0.99	令和3年度						
船舶海洋工学科	4	34		136		0.97	令和3年度						
地球資源システム工学科	4	34		136		0.98	令和3年度						
土木工学科	4	77		308		1.06	令和3年度						
建築学科	4	58		232		1.03	令和3年度						
芸術工学部			—		学士(芸術工学)			福岡県福岡市南区					
芸術工学科	4	187		748		1.09	令和2年度	塩原4丁目9番1号					
農学部			—		学士(農学)			福岡県福岡市					
生物資源環境学科	4	226		904		1.07	平成10年度	西区元岡744					
【大学院】			—										
人文科学府					修士(文学) 博士(文学)			福岡県福岡市					
人文基礎専攻							平成12年度	西区元岡744					
修士課程	2	16		32		0.94							
博士後期課程	3	7		21		0.99							
歴史空間論専攻							平成12年度						
修士課程	2	20		40		0.60							
博士後期課程	3	9		27		0.65							
言語・文学専攻							平成12年度						
修士課程	2	20		40		0.79							
博士後期課程	3	9		27		1.49							
地球社会統合科学府			—		修士(学術) 修士(理学) 博士(学術) 博士(理学)			同上					
地球社会統合科学専攻							平成26年度						
修士課程	2	60		120		0.71							
博士後期課程	3	35		105		0.80							
人間環境学府			—		修士(人間環境学) 修士(文学) 修士(教育学) 修士(心理学) 修士(工学) 博士(人間環境学) 博士(文学) 博士(教育学) 博士(心理学) 博士(工学)			同上					
都市共生デザイン専攻							平成12年度						
修士課程	2	20		40		1.45							
博士後期課程	3	5		14		1.61							
人間共生システム専攻							平成12年度						
修士課程	2	11		22		1.09							
博士後期課程	3	9		27		0.83							
行動システム専攻							平成12年度						
修士課程	2	17		34		1.24							
博士後期課程	3	10		30		1.44							
教育システム専攻							平成17年度						
修士課程	2	19		38		0.82							
博士後期課程	3	9		27		0.73							
空間システム専攻							平成12年度						
修士課程	2	28		56		1.57							
博士後期課程	3	7		20		1.29							
九州大学・釜山大学校 都市・建築学国際連携 専攻							令和5年度						
博士後期課程	3	2		2		1.00							
実践臨床心理学専攻 専門職学位課程	2	30		60	臨床心理修士 (専門職)	1.00	平成17年度						
法学府			—		修士(法学) 博士(法学)			同上					
法政理論専攻							平成22年度						
修士課程	2	72		134		0.67							
博士後期課程	3	17		51		0.33							
法務学府			—		法務博士(専門職)			福岡県福岡市					
実務法学専攻 専門職学位課程	3	45		135		0.79	平成16年度	中央区六本松4-2-1					

経済学府 経済工学専攻 修士課程 (マス・フォア・イノベーション連係学府の内数とする 入学定員数)	2	20	—	40	修士(経済学) 博士(経済学)	1.30	平成12年度	福岡県福岡市 西区元岡744
博士後期課程 (マス・フォア・イノベーション連係学府の内数とする 入学定員数)	3	10	—	30		0.77		
経済システム専攻 修士課程	2	27	—	54		1.00	平成15年度	
博士後期課程	3	14	—	42		0.68		
産業マネジメント専攻 専門職学位課程	2	45	—	90	経営修士(専門職)	1.01	平成15年度	
理学府 物理学専攻 修士課程 博士後期課程	2	41	—	82	修士(理学) 博士(理学)	1.26	平成20年度	同上
化学専攻 修士課程	2	62	—	124		1.01	平成20年度	
博士後期課程	3	19	—	57		0.68		
地球惑星科学専攻 修士課程	2	41	—	82		1.09	平成12年度	
博士後期課程	3	14	—	42		0.71		
数理学府 数理学専攻 修士課程 (マス・フォア・イノベーション連係学府の内数とする 入学定員数)	2	54	—	108	修士(数理学) 修士(技術数理学) 博士(数理学) 博士(機能数理学)	1.04	平成12年度	同上
博士後期課程 (マス・フォア・イノベーション連係学府の内数とする 入学定員数)	3	20	—	60		1.03		
システム生命科学府 システム生命科学専攻 博士課程	5	54	—	270	修士(システム生命科学) 修士(理学) 修士(工学) 修士(情報科学) 博士(システム生命科学) 博士(理学) 博士(工学) 博士(情報科学)	0.93	平成15年度	同上
医学系学府 医学専攻 博士課程	4	107	—	428	博士(医学)	1.18	平成20年度	福岡県福岡市東区 馬出3丁目1番1号
医科学専攻 修士課程	2	20	—	40	修士(医科学)	0.73	平成15年度	
保健学専攻 修士課程	2	27	—	54	修士(看護学) 修士(保健学) 博士(看護学) 博士(保健学)	0.98	平成19年度	
博士後期課程	3	10	—	30		1.03	平成21年度	
医療経営・管理学専攻 専門職学位課程	2	20	—	40	医療経営・管理学修士 (専門職)	1.11	平成13年度	
歯学府 歯学専攻 博士課程	4	43	—	172	博士(歯学) 博士(臨床歯学) 博士(学術)	1.01	平成12年度	同上
口腔科学専攻 修士課程	2	6	—	12	修士(口腔科学)	0.69	令和5年度	
薬学府 創薬科学専攻 修士課程	2	55	—	110	修士(創薬科学) 博士(創薬科学)	0.99	平成22年度	同上
博士後期課程	3	12	—	36		1.61	平成24年度	
臨床薬学専攻 博士課程	4	5	—	20	博士(臨床薬学)	0.75	平成24年度	
工学府 材料工学専攻 修士課程	2	43	—	86	修士(工学) 博士(工学)	1.07	令和3年度	福岡県福岡市 西区元岡744
博士後期課程	3	10	—	30		0.85		
応用化学専攻 修士課程	2	68	—	136		1.11	令和3年度	
博士後期課程	3	18	—	54		1.68		
化学工学専攻 修士課程	2	30	—	60		0.98	令和3年度	
博士後期課程	3	8	—	24		1.04		

機械工学専攻						平成22年度	
修士課程	2	73		146		1.33	
博士後期課程	3	16		48		1.00	
水素エネルギーシステム専攻						平成22年度	
修士課程	2	35		70		1.04	
博士後期課程	3	9		27		1.00	
航空宇宙工学専攻						平成12年度	
修士課程	2	30		60		1.17	
博士後期課程	3	10		30		0.98	
量子物理学専攻						令和3年度	
修士課程	2	30		60		1.03	
博士後期課程	3	10		30		0.70	
船舶海洋工学専攻						令和3年度	
修士課程	2	25		50		1.10	
博士後期課程	3	8		24		0.90	
地球資源システム工学専攻						平成12年度	
修士課程	2	20		40		1.45	
博士後期課程	3	8		24		2.11	
共同資源工学専攻						平成29年度	
修士課程	2	10		20		1.55	
土木工学専攻						令和3年度	
修士課程	2	52		104		1.43	
博士後期課程	3	16		48		1.38	
芸術工学府			—		修士(芸術工学)		福岡県福岡市南区
芸術工学専攻					修士(芸術工学)	令和4年度	塩原4丁目9番1号
修士課程	2	120		240	博士(工学)	1.32	
博士後期課程	3	30		90		0.68	
システム情報科学府			—		修士(情報科学)		福岡県福岡市
情報理工学専攻					修士(理学)	令和3年度	西区元岡744
修士課程	2	105		210	修士(工学)	1.28	
(マス・フォア・イノベーション ジョン連係学府の内数とする 入学定員数)		[2]		[4]	修士(学術)		
博士後期課程	3	29		87	博士(情報科学)	1.14	
(マス・フォア・イノベーション ジョン連係学府の内数とする 入学定員数)		[3]		[9]	博士(理学)		
電気電子工学専攻					博士(工学)	令和3年度	
修士課程	2	65		130	博士(学術)	1.32	
(マス・フォア・イノベーション ジョン連係学府の内数とする 入学定員数)		[1]		[2]			
博士後期課程	3	16		48		1.06	
(マス・フォア・イノベーション ジョン連係学府の内数とする 入学定員数)		[1]		[3]			
総合理工学府			—		修士(理学)		福岡県春日市
総合理工学専攻					修士(工学)	令和3年度	春日公園6丁目1番地
修士課程	2	172		344	修士(学術)	1.28	
博士後期課程	3	62		186	博士(理学)	1.03	
博士(工学)					博士(学術)		
生物資源環境科学府			—		修士(農学)		福岡県福岡市
資源生物科学専攻					博士(農学)	平成22年度	西区元岡744
修士課程	2	66		132		1.42	
博士後期課程	3	26		78		0.73	
環境農学専攻						平成22年度	
修士課程	2	66		132		0.99	
博士後期課程	3	21		63		0.83	
農業資源経済学専攻						平成22年度	
修士課程	2	13		26		0.62	
博士後期課程	3	5		15		0.90	
生命機能科学専攻						平成22年度	
修士課程	2	99		198		1.04	
博士後期課程	3	25		75		0.81	

統合新領域学府			—		修士(感性学) 修士(芸術工学) 修士(工学) 修士(オートモティブサイエンス) 修士(ライブライリーサイエンス)			同上
ユーザー感性 スタディーズ専攻 修士課程	2	10		20	1.42	平成21年度		
博士後期課程	3	3		10	0.60	平成23年度		
オートモティブ サイエンス専攻 修士課程	2	21		42	1.00	平成21年度		
博士後期課程	3	7		21	1.05			
ライブライリー サイエンス専攻 修士課程	2	10		20	0.49	平成23年度		
博士後期課程	3	3		9	0.84	平成25年度		
マス・フォア・イノベーション 連係学府			—				令和4年度	同上
博士前期課程	2	【12】		【24】	—			
博士後期課程	3	【14】		【42】	—			

附属施設の概要	<p>○附属病院 名称：九州大学病院 目的：患者の診療を通じて医学、歯学の教育と研究を行うこと。 所在地：福岡市東区馬出3-1-1 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地面積311,239㎡ (病院地区：九州大学病院、医学部、歯学部、薬学部、生体防御医学研究所) 校舎等敷地81,625㎡(九州大学病院) 病床数1,252床、診療科41科</p> <p>○農場 名称：九州大学農学部附属農場 目的：農学に関する教育と研究を行うこと。 所在地：(農学部附属農場)福岡県福岡市西区元岡744番地 (高原農業実験実習場)大分県竹田市久住町久住字4045-4 設置年月：大正10年4月 規模等：土地面積196,533㎡(高原農業実験実習場を含む。)</p> <p>○演習林 名称：九州大学農学部附属演習林 目的：林学及び林産学に関する教育と研究を行うこと。 所在地：(福岡演習林)福岡県糟屋郡篠栗町津波黒394 (宮崎演習林)宮崎県東臼杵郡椎葉村大河内949 (北海道演習林)北海道足寄郡足寄町北五条1-85 設置年月：大正11年5月 規模等：土地面積(全演習林の合計)70,925,746㎡</p> <p>○薬草園 名称：九州大学大学院薬学部附属薬用植物園 目的：薬学に関する教育と研究を行うこと。 所在地：福岡県福岡市東区馬出3-1-1(九州大学馬出地区内) 設置年月：昭和49年4月 規模等：2,400㎡</p>							
---------	---	--	--	--	--	--	--	--

(注)

- 1 共同教育課程の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設研究科等の目的」、「新設研究科等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「既設分」については、共同教育課程に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、及び「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、「図書・設備」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

国立大学法人九州大学 設置申請等に関する組織の移行表

令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
九州大学				九州大学				
共創学部				共創学部				
共創学科	105	—	420	共創学科	105	—	420	
文学部				文学部				
人文学科	151	—	604	人文学科	151	—	604	
教育学部	46	—	184	教育学部	46	—	184	
法学部	189	—	756	法学部	189	—	756	
経済学部		3年次		経済学部		3年次		
経済・経営学科	141	—	564	経済・経営学科	141	—	564	
経済工学科	85	10	360	経済工学科	85	10	360	
理学部		3年次		理学部		3年次		
物理学科	55	—	220	物理学科	55	—	220	
化学科	62	—	248	化学科	62	—	248	
地球惑星科学科	45	—	180	地球惑星科学科	45	—	180	
数学科	50	5	210	数学科	50	5	210	
生物科学科	46	—	184	生物科学科	46	—	184	
医学部				医学部				
医学科	105	—	630	医学科	105	—	630	
生命科学科	12	—	48	生命科学科	12	—	48	
保健学科	134	—	536	保健学科	134	—	536	
歯学部				歯学部				
歯学科	53	—	318	歯学科	53	—	318	
薬学部				薬学部				
創薬科学科	49	—	196	創薬科学科	49	—	196	
臨床薬学科	30	—	180	臨床薬学科	30	—	180	
工学部		3年次		工学部		3年次		
電気情報工学科	153	—	612	電気情報工学科	153	—	612	
材料工学科	53	—	212	材料工学科	53	—	212	
応用化学科	72	—	288	応用化学科	72	—	288	
化学工学科	38	—	152	化学工学科	38	—	152	
融合基礎工学科	57	20	268	融合基礎工学科	57	20	268	
機械工学科	135	—	540	機械工学科	135	—	540	
航空宇宙工学科	29	—	116	航空宇宙工学科	29	—	116	
量子物理工学科	38	—	152	量子物理工学科	38	—	152	
船舶海洋工学科	34	—	136	船舶海洋工学科	34	—	136	
地球資源システム工学科	34	—	136	地球資源システム工学科	34	—	136	
土木工学科	77	—	308	土木工学科	77	—	308	
建築学科	58	—	232	建築学科	58	—	232	
芸術工学部				芸術工学部				
芸術工学科	187	—	748	芸術工学科	187	—	748	
農学部				農学部				
生物資源環境学科	226	—	904	生物資源環境学科	226	—	904	
計	2,549	35	10,642	計	2,549	35	10,642	
【大学院】				【大学院】				
人文科学府				人文科学府				
人文基礎専攻				人文基礎専攻				
修士課程	16	—	32	修士課程	16	—	32	
博士後期課程	7	—	21	博士後期課程	7	—	21	
歴史空間論専攻				歴史空間論専攻				
修士課程	20	—	40	修士課程	20	—	40	
博士後期課程	9	—	27	博士後期課程	9	—	27	
言語・文学専攻				言語・文学専攻				
修士課程	20	—	40	修士課程	20	—	40	
博士後期課程	9	—	27	博士後期課程	9	—	27	
				<small>(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)</small>	(1)		(2)	
				<small>(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)</small>	(2)		(4)	
				<small>(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)</small>	(1)		(2)	

地球社会統合科学府			
地球社会統合科学専攻			
修士課程	60	—	120
博士後期課程	35	—	105
人間環境学府			
都市共生デザイン専攻			
修士課程	20	—	40
博士後期課程	4	—	12
人間共生システム専攻			
修士課程	11	—	22
博士後期課程	9	—	27
行動システム専攻			
修士課程	17	—	34
博士後期課程	10	—	30
教育システム専攻			
修士課程	19	—	38
博士後期課程	9	—	27
空間システム専攻			
修士課程	28	—	56
博士後期課程	6	—	18
九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻			
博士後期課程	2	—	6
実践臨床心理学専攻			
専門職学位課程	30	—	60
法学府			
法政理論専攻			
修士課程	72	—	134
博士後期課程	17	—	51
法務学府			
実務法学専攻			
専門職学位課程	45	—	135
経済学府			
経済工学専攻			
修士課程	20	—	40
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)	—	(2)
博士後期課程	10	—	30
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)	—	(3)
経済システム専攻			
修士課程	27	—	54
博士後期課程	14	—	42
産業マネジメント専攻			
専門職学位課程	45	—	90
理学府			
物理学専攻			
修士課程	41	—	82
博士後期課程	14	—	42
化学専攻			
修士課程	62	—	124
博士後期課程	19	—	57
地球惑星科学専攻			
修士課程	41	—	82
博士後期課程	14	—	42
数理学府			
数理学専攻			
修士課程	54	—	108
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(8)	—	(16)
博士後期課程	20	—	60
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(9)	—	(27)
システム生命科学府			
システム生命科学専攻			
博士課程	54	—	270
医学系学府			
医学専攻			
博士課程	107	—	428
医科学専攻			
修士課程	20	—	40
保健学専攻			
修士課程	27	—	54
博士後期課程	10	—	30
医療経営・管理学専攻			
専門職学位課程	20	—	40
歯学府			
口腔科学専攻			
修士課程	6	—	12
歯学専攻			
博士課程	43	—	172

地球社会統合科学府			
地球社会統合科学専攻			
修士課程	60	—	120
博士後期課程	35	—	105
人間環境学府			
都市共生デザイン専攻			
修士課程	20	—	40
博士後期課程	4	—	12
人間共生システム専攻			
修士課程	11	—	22
博士後期課程	9	—	27
行動システム専攻			
修士課程	17	—	34
博士後期課程	10	—	30
教育システム専攻			
修士課程	19	—	38
博士後期課程	9	—	27
空間システム専攻			
修士課程	28	—	56
博士後期課程	6	—	18
九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻			
博士後期課程	2	—	6
実践臨床心理学専攻			
専門職学位課程	30	—	60
法学府			
法政理論専攻			
修士課程	72	—	134
博士後期課程	17	—	51
法務学府			
実務法学専攻			
専門職学位課程	45	—	135
経済学府			
経済工学専攻			
修士課程	20	—	40
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)	—	(2)
博士後期課程	10	—	30
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)	—	(3)
経済システム専攻			
修士課程	27	—	54
博士後期課程	14	—	42
産業マネジメント専攻			
専門職学位課程	45	—	90
理学府			
物理学専攻			
修士課程	41	—	82
博士後期課程	14	—	42
化学専攻			
修士課程	62	—	124
博士後期課程	19	—	57
地球惑星科学専攻			
修士課程	41	—	82
博士後期課程	14	—	42
数理学府			
数理学専攻			
修士課程	54	—	108
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(8)	—	(16)
博士後期課程	20	—	60
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(9)	—	(27)
システム生命科学府			
システム生命科学専攻			
博士課程	54	—	270
医学系学府			
医学専攻			
博士課程	107	—	428
医科学専攻			
修士課程	20	—	40
保健学専攻			
修士課程	27	—	54
博士後期課程	10	—	30
医療経営・管理学専攻			
専門職学位課程	20	—	40
歯学府			
口腔科学専攻			
修士課程	6	—	12
歯学専攻			
博士課程	43	—	172

薬学府			
創薬科学専攻			
修士課程	55	—	110
博士後期課程	12	—	36
臨床薬学専攻			
修士課程	5	—	20
工学府			
材料工学専攻			
修士課程	43	—	86
博士後期課程	10	—	30
応用化学専攻			
修士課程	68	—	136
博士後期課程	18	—	54
化学工学専攻			
修士課程	30	—	60
博士後期課程	8	—	24
機械工学専攻			
修士課程	73	—	146
博士後期課程	16	—	48
水素エネルギーシステム専攻			
修士課程	35	—	70
博士後期課程	9	—	27
航空宇宙工学専攻			
修士課程	30	—	60
博士後期課程	10	—	30
量子物理学専攻			
修士課程	30	—	60
博士後期課程	10	—	30
船舶海洋工学専攻			
修士課程	25	—	50
博士後期課程	8	—	24
地球資源システム工学専攻			
修士課程	20	—	40
博士後期課程	8	—	24
共同資源工学専攻			
修士課程	10	—	20
土木工学専攻			
修士課程	52	—	104
博士後期課程	16	—	48
芸術工学府			
芸術工学専攻			
修士課程	120	—	240
博士後期課程	30	—	90
システム情報科学府			
情報理工学専攻			
修士課程	105	—	210
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(2)		(4)
博士後期課程	29	—	87
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(3)		(9)
電気電子工学専攻			
修士課程	65	—	130
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)		(2)
博士後期課程	16	—	48
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)		(3)
総合理工学府			
総合理工学専攻			
修士課程	172	—	344
博士後期課程	62	—	186
生物資源環境科学府			
資源生物学専攻			
修士課程	66	—	132
博士後期課程	26	—	78
環境農学専攻			
修士課程	66	—	132
博士後期課程	21	—	63
農業資源経済学専攻			
修士課程	13	—	26
博士後期課程	5	—	15
生命機能科学専攻			
修士課程	99	—	198
博士後期課程	25	—	75
統合新領域学府			
ユーザー感性スタディーズ専攻			
修士課程	10	—	20
博士後期課程	3	—	9
オートモーティブサイエンス専攻			
修士課程	21	—	42
博士後期課程	7	—	21

薬学府			
創薬科学専攻			
修士課程	55	—	110
博士後期課程	12	—	36
臨床薬学専攻			
修士課程	5	—	20
工学府			
材料工学専攻			
修士課程	43	—	86
博士後期課程	10	—	30
応用化学専攻			
修士課程	68	—	136
博士後期課程	18	—	54
化学工学専攻			
修士課程	30	—	60
博士後期課程	8	—	24
機械工学専攻			
修士課程	73	—	146
博士後期課程	16	—	48
水素エネルギーシステム専攻			
修士課程	35	—	70
博士後期課程	9	—	27
航空宇宙工学専攻			
修士課程	30	—	60
博士後期課程	10	—	30
量子物理学専攻			
修士課程	30	—	60
博士後期課程	10	—	30
船舶海洋工学専攻			
修士課程	25	—	50
博士後期課程	8	—	24
地球資源システム工学専攻			
修士課程	20	—	40
博士後期課程	8	—	24
共同資源工学専攻			
修士課程	10	—	20
土木工学専攻			
修士課程	52	—	104
博士後期課程	16	—	48
芸術工学府			
芸術工学専攻			
修士課程	120	—	240
博士後期課程	30	—	90
システム情報科学府			
情報理工学専攻			
修士課程	135	—	270
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(2)		(4)
博士後期課程	29	—	87
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(3)		(9)
電気電子工学専攻			
修士課程	95	—	190
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)		(2)
博士後期課程	16	—	48
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)		(3)
総合理工学府			
総合理工学専攻			
修士課程	172	—	344
博士後期課程	60	—	180
九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻			
博士後期課程	2	—	6
			設置届出(専攻)
生物資源環境科学府			
資源生物学専攻			
修士課程	66	—	132
博士後期課程	26	—	78
環境農学専攻			
修士課程	66	—	132
博士後期課程	21	—	63
農業資源経済学専攻			
修士課程	13	—	26
博士後期課程	5	—	15
生命機能科学専攻			
修士課程	99	—	198
博士後期課程	25	—	75
統合新領域学府			
ユーザー感性スタディーズ専攻			
修士課程	10	—	20
博士後期課程	3	—	9
オートモーティブサイエンス専攻			
修士課程	21	—	42
博士後期課程	7	—	21

ライブラリーサイエンス専攻 修士課程	10	—	20
博士後期課程	3	—	9
マス・フオア・イノベーション関係学府			
博士前期課程	<12>	—	<24>
博士後期課程	<14>	—	<42>
<hr/>			
計	2,718	—	6,513
	<26>	—	<66>

ライブラリーサイエンス専攻 修士課程	10	—	20
<small>(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)</small>	<u>(2)</u>		<u>(4)</u>
博士後期課程	3	—	9
マス・フオア・イノベーション関係学府			
博士前期課程	<12>	—	<24>
博士後期課程	<14>	—	<42>
人文情報関係学府 修士課程	<6>	—	<12>
			設置届出
<hr/>			
計	<u>2,778</u>	—	<u>6,633</u>
	<32>	—	<78>

※ < >は、研究科等連係課程実施基本組織の定員数であり、各連係協力学府の定員の内数

設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況

届出時における状況					新設学部等における状況						
学部等の名称	授与する学位等		異動先	専任教員		学部等の名称	授与する学位等		異動元	専任教員	
	学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授		学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授
人文科学府人文基礎専攻	修士(文学)	文学関係	人文情報連係学府(兼務)	14	6	人文情報連係学府	修士(人文情報学)	文学関係	人文科学府人文基礎専攻(兼務)	14	6
			退職	2	2				人文科学府歴史空間論専攻(兼務)	13	5
									人文科学府言語・文学専攻(兼務)	17	10
									統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻(兼務)	10	3
			計	16	8				計	54	24
人文科学府歴史空間論専攻	修士(文学)	文学関係	人文情報連係学府(兼務)	13	5						
			計	13	5	計	0	0			
人文科学府言語・文学専攻	修士(文学)	文学関係	人文情報連係学府(兼務)	17	10						
			計	17	10	計	0	0			
統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻	修士(ライブラリーサイエンス)	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、理学関係、工学関係	人文情報連係学府(兼務)	10	3	\					
			退職	1	1						
			計	11	4						

基礎となる学部等の改編状況

開設又は 改編時期	改編内容等	学位又は 学科の分野	手続きの区分
昭和28年4月	大学院文学研究科 哲学・哲学史専攻 設置	文学	設置認可(研究科)
	大学院文学研究科 社会学専攻 設置		
	大学院文学研究科 心理学専攻 設置		
	大学院文学研究科 中国学専攻 設置		
	大学院文学研究科 史学専攻 設置		
	大学院文学研究科 国語学・国文学専攻 設置		
	大学院文学研究科 英文学専攻 設置		
	大学院文学研究科 仏文学専攻 設置		
	大学院文学研究科 独文学専攻 設置		
平成12年4月	学府・研究院制度創設により大学院文学研究科が大学院人文科学府となる	—	—
	大学院人文科学府 人文基礎専攻 設置	文学	設置届出(専攻)
	大学院人文科学府 歴史空間論専攻 設置		
	大学院人文科学府 言語・文学専攻 設置		
平成12年4月	大学院文学研究科 哲学・哲学史専攻の学生募集停止	—	学生募集停止(専攻)
	大学院文学研究科 社会学専攻の学生募集停止		
	大学院文学研究科 心理学専攻の学生募集停止		
	大学院文学研究科 中国学専攻の学生募集停止		
	大学院文学研究科 史学専攻の学生募集停止		
	大学院文学研究科 国語学・国文学専攻の学生募集停止		
	大学院文学研究科 英文学専攻の学生募集停止		
	大学院文学研究科 仏文学専攻の学生募集停止		
	大学院文学研究科 独文学専攻の学生募集停止		

基礎となる学部等の改編状況

開設又は 改編時期	改編内容等	学位又は 学科の分野	手続きの区分
平成21年4月	大学院統合新領域学府 オートモーティブサイエンス専攻 設置	経済学、理学、工学	設置認可(研究科)
	大学院統合新領域学府 ユーザー感性学専攻(修士課程) 設置	教育学・保育学、美術、工学	
平成23年4月	大学院統合新領域学府 ユーザー感性学専攻(博士後期課程) 設置	教育学・保育学、美術、工学	認可申請(専攻)
	大学院統合新領域学府 ライブラリーサイエンス専攻(修士課程) 設置	文学、教育学・保育学、法学、理学、工学	
平成25年4月	大学院統合新領域学府 ライブラリーサイエンス専攻(博士後期課程) 設置	文学、理学、工学	認可申請(専攻)
令和5年4月	大学院統合新領域学府 ユーザー感性学専攻 → ユーザー感性スタディーズ専攻	教育学・保育学、美術、工学	名称変更(専攻)

教育課程等の概要															
(人文情報連係学府（修士課程）)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
共通基礎科目	人文情報学概論	1前	////	2			○				1				共同
	情報管理学概論	1前	////	2			○			1					
	データサイエンス概論	1前	////	2			○								
	アカデミックプレゼンテーション	1後	////	2				○		21	19	4			
	小計(4科目)	—	—	8	0	0	—	—	—	22	20	4	0	0	
専門科目 人文学専門科目	デジタル技術の哲学Ⅰ	1前	////		2		○				1				オムニバス
	デジタル技術の哲学Ⅱ	1後	////		2		○			1					
	デジタルアーカイヴ論	1前	////		2		○				1				
	Digital Resources and Research	1前	////		2		○			1					
	デジタル資料と人文学Ⅰ	1後	////		2		○			1					
	デジタル資料と人文学Ⅱ	2前	////		2		○				1				
	デジタル資料構成論Ⅰ	1前	////		2		○				1				
	デジタル資料構成論Ⅱ	1後	////		2		○				1				
	デジタル資料構成演習Ⅰ	1前	////		2			○		1					
	デジタル資料構成演習Ⅱ	1後	////		2			○	○	1					
	デジタル資料構成演習Ⅲ	2前	////		2			○	○	1					
	デジタル資料分析論Ⅰ	1前	////		2		○			1					
	デジタル資料分析論Ⅱ	1後	////		2		○				1				
	デジタル資料分析演習Ⅰ	1後	////		2			○	○	1					
	デジタル資料分析演習Ⅱ	2前	////		2			○	○	1					
	デジタル視聴覚メディア論	1後	////		2		○				1				
	デジタル視聴覚メディア演習	2前	////		2			○	○		1				
	空間データ分析演習	1後	////		2			○	○	1					
小計(18科目)	—	—	—	0	36	0	—	—	—	10	8	0	0	0	0
情報科学専門科目	図書館マネジメント論	1前	////		2		○				1				オムニバス
	図書館行政論	1前	////		1		○							2	
	文書記録マネジメント論	1前	////		2		○			1					
	文書記録管理政策論	1前	////		2		○							1	
	文書記録資料論	1前	////		2		○							1	
	構造化文書運用演習	1前	////		2			○						1	
	学術情報流通論	1前	////		1		○		○					1	
	情報マネジメント論	1前	////		2		○			1					
	LSS特別講義1	1前	////		1		○			1					
	学習科学	1前	////		2		○							1	
	図書館と立法調査	1前	////		2		○				1				
	電子資料開発論	1後	////		2		○				1				
	レファレンスサービス論	1後	////		2		○				1				
	ライブラリー資料論	1後	////		2		○			1					
	文書記録活動論	1後	////		2		○				1				
	文書記録特殊資料論	1後	////		2		○				1				
	文書記録サービス論	1後	////		2		○			1					
	LSS特別講義2	1後	////		2		○				1				
	現代情報法制論	1後	////		1		○							1	
	情報サービスと著作権	2前	////		2		○							1	
	データマイニング	2前	////		2		○							1	
	情報セキュリティ論	2前	////		1		○				1				
小計(22科目)	—	—	—	0	39	0	—	—	—	5	8	0	0	0	10

データサイエンス	データサイエンス演習Ⅰ	1前		2			○			1							
	データサイエンス演習Ⅱ	1後		2			○			1							
	データベース演習	1前		2			○			1							
	数理統計	1後		2					1								
	情報評価分析論	1前		2			○								1		
	データサイエンス実践Ⅰ	1前		2				○			1						
	データサイエンス実践Ⅱ	1後		1				○			1						
	データサイエンス実践Ⅲ	2前		2				○								1	
	データサイエンス発展Ⅰ	2前		2				○								1	
	データサイエンス発展Ⅱ	2前		1					○							1	
小計 (10科目)		—	—	0	18	0	—	—	—	1	5	0	1	0	4		
実践科目	インターンシップ	2前		2				○			1						
	データサイエンスプレゼンテーション	2後		2				○							2	共同	
	小計 (2科目)		—	—	4	0	0	—	—	—	0	1	0	0	0	2	
論文指導	論文指導	2後		2				○		24	26						
	小計 (1科目)		—	—	2	0	0	—	—	24	26	0	0	0	0		
合計 (57科目)		—	—	14	93	0	—	—	—	62	68	4	1	0	17		
学位又は称号		修士 (人文情報学)			学位又は学科の分野			文学関係									
卒業・修了要件及び履修方法								授業期間等									
【修了要件】 修士課程に2年以上在学し、以下の34単位以上を修得し、かつ修士論文審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。 1. 共通基礎科目 8単位 2. 専門科目 20単位 (人文学、情報科学 (情報管理学)、情報科学 (データサイエンス) の各専門科目は各4単位以上を必修とする) ※人文学的視点の体系的かつ効果的な学習が可能になるよう、人文科学府人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻の開設科目の中から、指導チームの教員による履修指導の上、自分の関心と必要に応じて履修科目を選択し、8単位を越えない範囲で「専門科目」の単位とすることができる。 3. 実践科目 4単位 4. 論文指導 2単位								1学年の学期区分			2学期						
								1学期の授業期間			15週						
								1時限の授業の標準時間			90分						

教 育 課 程 等 の 概 要															
(人文科学府 人文基礎専攻 広人文学コース以外（修士課程）)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
哲学・倫理学分野	哲学方法論特論Ⅰ	1前2前			2		○								1
	哲学方法論特論Ⅱ	1前2前			2		○								1
	哲学方法論特論Ⅲ	1後2後			2		○								1
	哲学方法論特論Ⅳ	1後2後			2		○								1
	認識論特論Ⅰ	1前2前			2		○			1					
	認識論特論Ⅱ	1後2後			2		○			1					
	認識論特論Ⅲ	1前2前			2		○			1					
	認識論特論Ⅳ	1後2後			2		○			1					
	哲学の諸問題・特論Ⅰ	1前2前			2		○			1					
	哲学の諸問題・特論Ⅱ	1後2後			2		○			1					
	哲学の諸問題・特論Ⅲ	1前2前			2		○				1				
	哲学の諸問題・特論Ⅳ	1後2後			2		○				1				
	教父中世哲学史研究Ⅰ	1後2後			2		○								1
	教父中世哲学史研究Ⅱ	1後2後			2		○								1
	西洋近現代哲学史研究Ⅰ	1前2前			2		○				1				
	西洋近現代哲学史研究Ⅱ	1後2後			2		○				1				
	西洋近現代哲学史研究Ⅲ	1前2前			2		○				1				
	西洋近現代哲学史研究Ⅳ	1後2後			2		○				1				
	哲学方法論研究Ⅰ	1前2前			2		○				1				
	哲学方法論研究Ⅱ	1後2後			2		○				1				
	哲学方法論研究Ⅲ	1前2前			2		○				1				
	哲学方法論研究Ⅳ	1後2後			2		○				1				
	行為論研究Ⅰ	1前2前			2		○				1				
	行為論研究Ⅱ	1後2後			2		○				1				
	行為論研究Ⅲ	1前2前			2		○				1				
	行為論研究Ⅳ	1後2後			2		○				1				
	論理学研究Ⅰ	1前2前			2		○				1				
	論理学研究Ⅱ	1後2後			2		○				1				
	論理学研究Ⅲ	1前2前			2		○				1				
	論理学研究Ⅳ	1後2後			2		○				1				
	現代哲学研究Ⅰ	1前2前			2		○								1
	現代哲学研究Ⅱ	1後2後			2		○								1
	現代哲学研究Ⅲ	1前2前			2		○								1
	現代哲学研究Ⅳ	1後2後			2		○								1
	論文指導	2後			2				○		2	1			
小計（35科目）		—	—	2	68	0		—		25	2	0	0	0	10
倫理学専修	西洋倫理学特論ⅠA	1前2前			1		○								
	西洋倫理学特論ⅡA	1前2前			1		○								
	西洋倫理学特論ⅢA	1後2後			1		○			1					
	西洋倫理学特論ⅣA	1前2前			1		○				1				
	西洋倫理学特論ⅤA	1後2後			1		○							1	
	西洋倫理学特論ⅥA	1後2後			1		○				1				
	西洋倫理学特論ⅦA	1前2前			1		○							1	
	西洋倫理学特論ⅧA	1前2前			1		○							1	
	西洋倫理学特論ⅠB	1前2前			1		○				1				
	西洋倫理学特論ⅡB	1前2前			1		○				1				
	西洋倫理学特論ⅢB	1後2後			1		○			1					
	西洋倫理学特論ⅣB	1前2前			1		○				1				
	西洋倫理学特論ⅤB	1後2後			1		○			1				1	
	西洋倫理学特論ⅥB	1後2後			1		○				1				
	西洋倫理学特論ⅦB	1前2前			1		○							1	
西洋倫理学特論ⅧB	1前2前			1		○							1		

	古典インド思想研究ⅤA	1前2前		1		○		1						
	古典インド思想研究ⅥA	1前2前		1		○		1						
	古典インド思想研究ⅦA	1後2後		1		○		1						
	古典インド思想研究ⅧA	1後2後		1		○		1						
	古典インド思想研究ⅠB	1前2前		1		○		1						
	古典インド思想研究ⅡB	1後2後		1		○							1	
	古典インド思想研究ⅢB	1後2後		1		○		1						
	古典インド思想研究ⅤB	1前2前		1		○		1						
	古典インド思想研究ⅥB	1前2前		1		○		1						
	古典インド思想研究ⅦB	1後2後		1		○		1						
	古典インド思想研究ⅧB	1後2後		1		○		1						
	初期インド仏教史研究ⅠA	1前2前		1		○		1						
	初期インド仏教史研究ⅡA	1後2後		1		○		1						
	初期インド仏教史研究ⅠB	1前2前		1		○		1						
	初期インド仏教史研究ⅡB	1後2後		1		○		1						
	インド・チベット仏教史研究ⅠA	1前2前		1		○		1						
	インド・チベット仏教史研究ⅡA	1後2後		1		○		1						
	インド・チベット仏教史研究ⅢA	1前2前		1		○		1						
	インド・チベット仏教史研究ⅣA	1後2後		1		○		1						
	インド・チベット仏教史研究ⅠB	1前2前		1		○		1						
	インド・チベット仏教史研究ⅡB	1後2後		1		○			1					
	インド・チベット仏教史研究ⅢB	1前2前		1		○		1						
	インド・チベット仏教史研究ⅣB	1後2後		1		○		1						
	論文指導	2後			2		○	2						
	小計(43科目)	—	—	2	50	0	—	41	1	0	0	0	0	2
中国哲学史専修	東洋思想特論Ⅰ	1前2前		2		○			1					
	東洋思想特論Ⅳ	1後2後		2		○			1					
	アジア宗教思想特論Ⅱ	1前2前		2		○		1						
	アジア宗教思想特論Ⅲ	1後2後		2		○		1						
	中国古代中世思想研究Ⅰ	1前2前		2		○		1						
	中国古代中世思想研究Ⅱ	1後2後		2		○		1						
	中国古代中世思想研究Ⅲ	1前2前		2		○		1						
	中国古代中世思想研究Ⅳ	1後2後		2		○		1						
	中国近世近代思想研究Ⅰ	1前2前		2		○		1						
	中国近世近代思想研究Ⅱ	1後2後		2		○		1						
	中国近世近代思想研究Ⅲ	1前2前		2		○		1						
	中国近世近代思想研究Ⅳ	1後2後		2		○		1						
	論文指導	2後			2		○	1	1					
	小計(13科目)	—	—	2	24	0	—	11	3	0	0	0	0	0
芸術学分野	芸術学専修													
	東洋美術史特論ⅠA	1前2前		1		○		1						
	東洋美術史特論ⅡA	1後2後		1		○		1						
	東洋美術史特論ⅢA	1前2前		1		○		1						
	東洋美術史特論ⅣA	1後2後		1		○		1						
	東洋美術史特論ⅤA	1前2前		1		○		1						
	東洋美術史特論ⅥA	1後2後		1		○		1						
	東洋美術史特論ⅠB	1前2前		1		○		1						
	東洋美術史特論ⅡB	1後2後		1		○		1						
	東洋美術史特論ⅢB	1前2前		1		○		1						
	東洋美術史特論ⅣB	1後2後		1		○		1						
	東洋美術史特論ⅤB	1前2前		1		○		1						
	東洋美術史特論ⅥB	1後2後		1		○		1						
	西洋美術史(1)特論ⅠA	1前2前		1		○			1					
	西洋美術史(1)特論ⅡA	1後2後		1		○			1					
	西洋美術史(1)特論ⅢA	1前2前		1		○			1					
	西洋美術史(1)特論ⅣA	1後2後		1		○			1					
	西洋美術史(1)特論ⅦA	1前2前		1		○			1					
	西洋美術史(1)特論ⅧA	1後2後		1		○			1					
	西洋美術史(1)特論ⅩA	1前2前		1		○							1	
	西洋美術史(1)特論ⅠB	1前2前		1		○			1					
	西洋美術史(1)特論ⅡB	1後2後		1		○			1					
	西洋美術史(1)特論ⅢB	1前2前		1		○			1				1	
	西洋美術史(1)特論ⅣB	1後2後		1		○			1					
	西洋美術史(1)特論ⅦB	1前2前		1		○			1					
	西洋美術史(1)特論ⅧB	1後2後		1		○			1					

	美学芸術学研究ⅥA	1後2後		1	○		1								
	美学芸術学研究ⅦA	1前2前		1	○		1								
	美学芸術学研究ⅧA	1後2後		1	○		1								
	美学芸術学研究ⅠB	1前2前		1	○		1								
	美学芸術学研究ⅡB	1後2後		1	○		1								
	美学芸術学研究ⅢB	1前2前		1	○		1								
	美学芸術学研究ⅣB	1後2後		1	○		1								
	美学芸術学研究ⅤB	1前2前		1	○		1								
	美学芸術学研究ⅥB	1後2後		1	○		1								
	美学芸術学研究ⅦB	1前2前		1	○		1								
	美学芸術学研究ⅧB	1後2後		1	○		1								
	論文指導	2後		2		○	1	2							
	小計 (103科目)	—	—	2	102	0	—	29	74	0	0	0	3		
共通科目	アカデミックプレゼンテーションⅠA	1前2前		1	○					1					
	アカデミックプレゼンテーションⅡA	1後2後		1	○								1		
	アカデミックプレゼンテーションⅢA	1後2後		1	○		1								
	アカデミックプレゼンテーションⅠB	1前2前		1	○				1						
	アカデミックプレゼンテーションⅡB	1後2後		1	○								1		
	アカデミックプレゼンテーションⅢB	1後2後		1	○		1								
	データサイエンス基礎ⅠA	1後2後		1	○						1				
	データサイエンス基礎ⅡA	1後2後		1	○							1			
	データサイエンス基礎ⅠB	1後2後		1	○								1		
	データサイエンス基礎ⅡB	1後2後		1	○								1		
	小計 (10科目)	—	—	0	10	0	—	2	0	2	4	0	2		
合計 (265科目)				—	—	10	314	0	—	130	113	2	4	0	26

学位又は称号	修士 (文学)	学位又は学科の分野	文学関係
卒業・修了要件及び履修方法		授業期間等	
(修了要件) 本学府に2年以上在学し、次の履修方法により30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。		1学年の学期区分	2期
(履修方法) 1から4までに掲げる単位を含む30単位以上を修得しなければならない。 (1) 指導教員の授業科目8単位以上 (2) 人文科学府共通科目の授業科目2単位以上 (3) 専攻並びに他専攻及び他分野の授業科目18単位以上 (4) 論文指導2単位		1学期の授業期間	15週
		1時限の授業の標準時間	90分









































- (注)
- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科 (学位の種類及び分野の変更等に関する基準 (平成十五年文部科学省告示第三十九号) 別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。) についても作成すること。
 - 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
 - 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
 - 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校等の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
 - 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
 - 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
 - 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
 - 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員 (助手を除く)」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員 (助手を除く)」と読み替えること。
 - 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

教 育 課 程 等 の 概 要															
(人文科学府人文基礎専攻 広人文学コース(修士課程))															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
基礎科目	Japan: A History to 1600	1後2後	/		2		○			1	1				
	Japan: A Literary History	1前2前		2		○			1						
	Japan: Arts and Visual Culture	1後2後		2		○									
	Japan: Religious Traditions	1前2前		2		○			1						
	Japanese Humanities Research in Situ	1前2前		2		○			1		1				
	Research, Readings, and Methods	1前2前		2				○			1	1			
小計(6科目)		—	—	0	12	0	—	—	—	1	3	3	0	0	0
専門科目	Topics in Japanese History I	1後2後	/		2		○			1	1				
	Topics in Japanese History II	1前2前		2		○			1						
	Topics in Japanese History III	1後2後		2		○			1						
	Topics in Japanese History IV	1前2前		2		○			1						
	Topics in Japanese History V	1後2後		2		○			1						
	Topics in Japanese Art and Architectural History I	1前2前		2		○			1						
	Topics in Japanese Art and Architectural History II	1後2後		2		○			1						
	Topics in Japanese Art and Architectural History III	1前2前		2		○					1				
	Topics in Japanese Art and Architectural History IV	1前2前		2		○					1				
	Topics in Japanese Art and Architectural History V	1前2前		2		○					1				
	Topics in Japanese Art and Architectural History VI	1前2前		2		○					1				
	Topics in Japanese Art and Architectural History VII	1後2後		2		○					1				
	Topics in Japanese Art and Architectural History VIII	1前2前		2		○					1				
	Topics in Japanese Literature I	1後2後		2		○					1				
	Topics in Japanese Literature II	1後2後		2		○					1				
	Topics in Japanese Literature III	1後2後		2		○					1				
	Topics in Religious Practices and Beliefs I	1後2後		2		○					1				
	Topics in Religious Practices and Beliefs II	1前2前		2		○					1				
	Topics in Religious Practices and Beliefs III	1後2後		2		○					1				
	Topics in Religious Practices and Beliefs IV	1前2前		2		○					1				
	Topics in Text and Material Culture I	1前2前		2		○					1				
	Topics in Text and Material Culture II	1後2後		2		○					1				
	Topics in Text and Material Culture III	1前2前		2		○					1				
	Topics in Text and Material Culture IV	1後2後		2		○					1				
	Topics in Japanese Humanities I	1後2後		2		○					1				
	Topics in Japanese Humanities II	1前2前		2		○					1				
	Topics in Japanese Humanities III	1後2後		2		○			1						
	Topics in Japanese Humanities IV	1前2前		2		○					1				
	Topics in Japanese Intellectual History I	1前2前		2		○					1				
	Topics in Japanese Intellectual History II	1後2後		2		○					1				
	Japanese Geography	1前2前		2		○			1		1				
	The Ryukyuan Languages : An Introduction	1前2前		2		○			1		1				
小計(32科目)		—	—	0	64	0	—	—	—	5	14	9	0	0	5
論文	Master's Thesis Guidance	2前2後	/	2				○		1	2	2			

又指導																			
	小計 (1科目)	-	-	2	0	0	-	1	2	2	0	0	0						
合計 (39科目)		-	-	2	76	0	-	7	19	14	0	0	0						
学位又は称号	修士 (文学)			学位又は学科の分野				文学関係											
卒業・修了要件及び履修方法										授業期間等									
(修了要件) 本学府に2年以上在学し、次の履修方法により30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。										1学年の学期区分					2期				
(履修方法) 1から3までに掲げる単位を含む30単位以上を修得しなければならない。 (1) 基礎科目10単位 (2) 専門科目18単位以上 (3) 論文指導2単位										1学期の授業期間					15週				
										1時限の授業の標準時間					90分				

- (注)
- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科 (学位の種類及び分野の変更に関する基準 (平成十五年文部科学省告示第三十九号) 別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。) についても作成すること。
 - 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
 - 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
 - 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
 - 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
 - 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
 - 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
 - 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員 (助手を除く)」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員 (助手を除く)」と読み替えること。
 - 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
 - 高等専門学校の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

教 育 課 程 等 の 概 要															
(人文科学府歴史空間論専攻 修士課程)															
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
日本史学分野	日本古代史特論ⅠA	1前2前			1		○								1
	日本古代史特論ⅢA	1後2後			1		○								1
	日本古代史特論ⅠB	1前2前			1		○								1
	日本古代史特論ⅢB	1後2後			1		○								1
	日本中世史特論ⅠA	1前2前			1		○				1				
	日本中世史特論ⅡA	1後2後			1		○				1				
	日本中世史特論ⅢA	1前2前			1		○				1				
	日本中世史特論ⅣA	1後2後			1		○				1				
	日本中世史特論ⅠB	1前2前			1		○				1				
	日本中世史特論ⅡB	1後2後			1		○				1				
	日本中世史特論ⅢB	1前2前			1		○				1				
	日本中世史特論ⅣB	1後2後			1		○				1				
	日本近世史特論ⅠA	1前2前			1		○				1				
	日本近世史特論ⅡA	1後2後			1		○				1				
	日本近世史特論ⅢA	1前2前			1		○				1				
	日本近世史特論ⅣA	1後2後			1		○				1				
	日本近世史特論ⅠB	1前2前			1		○				1				
	日本近世史特論ⅡB	1後2後			1		○				1				
	日本近世史特論ⅢB	1前2前			1		○				1				
	日本近世史特論ⅣB	1後2後			1		○				1				
	日本近代史特論ⅠA	1前2前			1		○				1				
	日本近代史特論ⅡA	1後2後			1		○				1				
	日本近代史特論ⅢA	1前2前			1		○					1			
	日本近代史特論ⅣA	1後2後			1		○					1			
	日本近代史特論ⅠB	1前2前			1		○				1				
	日本近代史特論ⅡB	1後2後			1		○				1				
	日本近代史特論ⅢB	1前2前			1		○					1			
	日本近代史特論ⅣB	1後2後			1		○					1			
	日本中世史研究ⅠA	1前2前			1		○				1				
	日本中世史研究ⅡA	1後2後			1		○				1				
	日本中世史研究ⅠB	1前2前			1		○				1				
	日本中世史研究ⅡB	1後2後			1		○				1				
	日本近世史研究ⅠA	1前2前			1		○				1				
	日本近世史研究ⅡA	1後2後			1		○				1				
	日本近世史研究ⅠB	1前2前			1		○				1				
	日本近世史研究ⅡB	1後2後			1		○				1				
	日本近代史研究ⅠA	1前2前			1		○					1			
	日本近代史研究ⅡA	1後2後			1		○					1			
	日本近代史研究ⅠB	1前2前			1		○					1			
	日本近代史研究ⅡB	1後2後			1		○					1			
日本中世史史料研究ⅠA	1前2前			1		○				1					
日本中世史史料研究ⅡA	1後2後			1		○				1					
日本中世史史料研究ⅠB	1前2前			1		○				1					
日本中世史史料研究ⅡB	1後2後			1		○				1					
日本近世史史料研究ⅠA	1前2前			1		○				1					
日本近世史史料研究ⅡA	1後2後			1		○				1					
日本近世史史料研究ⅠB	1前2前			1		○				1					
日本近世史史料研究ⅡB	1後2後			1		○				1					
日本近代史史料研究ⅠA	1前2前			1		○					1				
日本近代史史料研究ⅡA	1後2後			1		○					1				
日本近代史史料研究ⅠB	1前2前			1		○					1				
日本近代史史料研究ⅡB	1後2後			1		○					1				
日本史史料研究ⅠA	1前2前			1		○						1			

		日本史史料研究ⅡA 日本史史料研究ⅠB 日本史史料研究ⅡB 論文指導	1後2後 1前2前 1後2後 2後		2	1 1 1	○ ○ ○	○		1 1 1 2	1					
		小計 (57科目)	—	—	2	56	0	—		0	42	13	0	0	4	
アジア史学分野	東洋史学専修	中国政治史特論Ⅰ	1前2前			2	○								1	
		中国政治史特論Ⅱ	1前2前				2	○								1
		中国経済史特論Ⅲ	1前2前				2	○			1					
		中国経済史特論Ⅳ	1後2後				2	○			1					
		中国政治史研究Ⅲ	1前2前				2	○			1					
		中国政治史研究Ⅳ	1後2後				2	○			1					
		中国経済史研究Ⅲ	1前2前				2	○			1					
		中国経済史研究Ⅳ	1後2後				2	○			1					
		論文指導	2後		2				○		1					
		小計 (9科目)	—	—	2	16	0	—			0	7	0	0	0	2
朝鮮史学専修	朝鮮中世近世史特論ⅢA	1前2前				1	○			1						
	朝鮮中世近世史特論ⅣA	1後2後				1	○			1						
	朝鮮中世近世史特論ⅢB	1前2前				1	○			1						
	朝鮮中世近世史特論ⅣB	1後2後				1	○			1						
	朝鮮近現代史特論ⅠA	1前2前				1	○				1					
	朝鮮近現代史特論ⅡA	1後2後				1	○				1					
	朝鮮近現代史特論ⅠB	1前2前				1	○				1					
	朝鮮近現代史特論ⅡB	1後2後				1	○				1					
	朝鮮文化史特論ⅡA	1前2前				1	○								1	
	朝鮮文化史特論ⅡB	1前2前				1	○								1	
	朝鮮中世近世史研究ⅠA	1前2前				1	○			1						
	朝鮮中世近世史研究ⅡA	1後2後				1	○			1						
	朝鮮中世近世史研究ⅠB	1前2前				1	○			1						
	朝鮮中世近世史研究ⅡB	1後2後				1	○			1						
	朝鮮近現代史研究ⅠA	1前2前				1	○				1					
	朝鮮近現代史研究ⅡA	1後2後				1	○				1					
	朝鮮近現代史研究ⅠB	1前2前				1	○				1					
	朝鮮近現代史研究ⅡB	1後2後				1	○				1					
	論文指導	2後		2				○		1	1					
小計 (19科目)	—	—	2	18	0	—			9	9	0	0	0	2		
考古学専修	日本考古学特論ⅠA	1前2前				1	○			1						
	日本考古学特論ⅡA	1後2後				1	○			1						
	日本考古学特論ⅠB	1前2前				1	○			1						
	日本考古学特論ⅡB	1後2後				1	○			1						
	日本考古学研究ⅠA	1前2前				1	○			1						
	日本考古学研究ⅡA	1後2後				1	○			1						
	日本考古学研究ⅠB	1前2前				1	○			1						
	日本考古学研究ⅡB	1後2後				1	○			1						
	東アジア比較考古学研究Ⅱ	1前2前				1	○								1	
	論文指導	2後		2				○		1						
小計 (10科目)	—	—	2	9	0	—			9	0	0	0	0	1		
広域文明史学分野	西洋史学専修	ヨーロッパ史学特論ⅠA	1前2前			1	○				1					
		ヨーロッパ史学特論ⅡA	1後2後				1	○				1				
		ヨーロッパ史学特論ⅢA	1前2前				1	○				1				
		ヨーロッパ史学特論ⅣA	1後2後				1	○				1				
		ヨーロッパ史学特論ⅤA	1前2前				1	○			1					
		ヨーロッパ史学特論ⅥA	1後2後				1	○			1					
		ヨーロッパ史学特論ⅦA	1前2前				1	○								1
		ヨーロッパ史学特論ⅧA	1前2前				1	○								1
		ヨーロッパ史学特論ⅨA	1後2後				1	○								1
		ヨーロッパ史学特論ⅠB	1前2前				1	○				1				
		ヨーロッパ史学特論ⅡB	1後2後				1	○				1				
		ヨーロッパ史学特論ⅢB	1前2前				1	○				1				
		ヨーロッパ史学特論ⅣB	1後2後				1	○				1				
		ヨーロッパ史学特論ⅤB	1前2前				1	○			1					
		ヨーロッパ史学特論ⅥB	1後2後				1	○			1					
		ヨーロッパ史学特論ⅦB	1前2前				1	○								1

	ヨーロッパ史学特論ⅧB	1前2前		1	○								1	
	ヨーロッパ史学特論ⅨB	1後2後		1	○								1	
	ヨーロッパ史学研究ⅠA	1前2前		1	○		1						1	
	ヨーロッパ史学研究ⅡA	1前2前		1	○								1	
	ヨーロッパ史学研究ⅢA	1後2後		1	○		1						1	
	ヨーロッパ史学研究ⅣA	1後2後		1	○								1	
	ヨーロッパ史学研究ⅤA	1前2前		1	○								1	
	ヨーロッパ史学研究ⅥA	1後2後		1	○								1	
	ヨーロッパ史学研究ⅦA	1後2後		1	○								1	
	ヨーロッパ史学研究ⅧA	1前2前		1	○								1	
	ヨーロッパ史学研究ⅨA	1後2後		1	○								1	
	ヨーロッパ史学研究ⅩA	1前2前		1	○			1					1	
	ヨーロッパ史学研究ⅩⅠA	1後2後		1	○			1					1	
	ヨーロッパ史学研究ⅩⅡA	1後2後		1	○			1					1	
	ヨーロッパ史学研究ⅩⅣA	1後2後		1	○								1	
	ヨーロッパ史学研究ⅩⅥA	1後2後		1	○								1	
	ヨーロッパ史学研究ⅠB	1前2前		1	○		1						1	
	ヨーロッパ史学研究ⅡB	1前2前		1	○								1	
	ヨーロッパ史学研究ⅢB	1後2後		1	○		1						1	
	ヨーロッパ史学研究ⅣB	1後2後		1	○								1	
	ヨーロッパ史学研究ⅤB	1前2前		1	○								1	
	ヨーロッパ史学研究ⅥB	1後2後		1	○								1	
	ヨーロッパ史学研究ⅦB	1後2後		1	○								1	
	ヨーロッパ史学研究ⅧB	1前2前		1	○								1	
	ヨーロッパ史学研究ⅨB	1後2後		1	○								1	
	ヨーロッパ史学研究ⅩB	1後2後		1	○			1					1	
	ヨーロッパ史学研究ⅩⅠB	1後2後		1	○			1					1	
	ヨーロッパ史学研究ⅩⅡB	1後2後		1	○			1					1	
	ヨーロッパ史学研究ⅩⅣB	1後2後		1	○								1	
	ヨーロッパ史学研究ⅩⅥB	1後2後		1	○								1	
	論文指導A	2後		1		○		1	1					
	論文指導B	2後		1		○		1	1					
	小計(48科目)	—	—	2	46	0	—	10	16	0	0	0	24	
イスラ ム文 明史 学専 修	イスラム文化史特論ⅠA	1前2前		1	○								1	
	イスラム文化史特論ⅡA	1前2前		1	○								1	
	イスラム文化史特論ⅠB	1前2前		1	○								1	
	イスラム文化史特論ⅡB	1前2前		1	○								1	
	イスラム中世社会史特論ⅠA	1前2前		1	○		1						1	
	イスラム中世社会史特論ⅡA	1後2後		1	○		1						1	
	イスラム中世社会史特論ⅢA	1前2前		1	○		1						1	
	イスラム中世社会史特論ⅣA	1後2後		1	○		1						1	
	イスラム中世社会史特論ⅠB	1前2前		1	○		1						1	
	イスラム中世社会史特論ⅡB	1後2後		1	○		1						1	
	イスラム中世社会史特論ⅢB	1前2前		1	○		1						1	
	イスラム中世社会史特論ⅣB	1後2後		1	○		1						1	
	イスラム近世・近代社会史特論ⅠA	1前2前		1	○			1					1	
	イスラム近世・近代社会史特論ⅡA	1後2後		1	○			1					1	
	イスラム近世・近代社会史特論ⅢA	1前2前		1	○			1					1	
	イスラム近世・近代社会史特論ⅣA	1後2後		1	○			1					1	
	イスラム近世・近代社会史特論ⅠB	1前2前		1	○			1					1	
	イスラム近世・近代社会史特論ⅡB	1後2後		1	○			1					1	
	イスラム近世・近代社会史特論ⅢB	1前2前		1	○			1					1	
	イスラム近世・近代社会史特論ⅣB	1後2後		1	○			1					1	
	イスラム文明史研究ⅠA	1前2前		1	○			1						1
	イスラム文明史研究ⅡA	1後2後		1	○			1						1
	イスラム文明史研究ⅢA	1前2前		1	○			1						1
	イスラム文明史研究ⅣA	1後2後		1	○			1						1
イスラム文明史研究ⅠB	1前2前		1	○			1						1	
イスラム文明史研究ⅡB	1後2後		1	○			1						1	
イスラム文明史研究ⅢB	1前2前		1	○			1						1	
イスラム文明史研究ⅣB	1後2後		1	○			1						1	
イスラム近世・近代社会史研究ⅠA	1前2前		1	○			1						1	
イスラム近世・近代社会史研究ⅡA	1後2後		1	○			1						1	
イスラム近世・近代社会史研究ⅢA	1前2前		1	○			1						1	
イスラム近世・近代社会史研究ⅣA	1後2後		1	○			1						1	

		イスラム近世・近代社会史研究 I B	1前2前		1		○		1						
		イスラム近世・近代社会史研究 II B	1後2後		1		○		1						
		イスラム近世・近代社会史研究 III B	1前2前		1		○		1						
		イスラム近世・近代社会史研究 IV B	1後2後		1		○		1						
		イスラム史料研究 I A	1前2前		1		○		1						
		イスラム史料研究 II A	1後2後		1		○		1						
		イスラム史料研究 III A	1前2前		1		○		1						
		イスラム史料研究 IV A	1後2後		1		○		1						
		イスラム史料研究 I B	1前2前		1		○		1						
		イスラム史料研究 II B	1後2後		1		○		1						
		イスラム史料研究 III B	1前2前		1		○		1						
		イスラム史料研究 IV B	1後2後		1		○		1						
		論文指導 A	2後		1			○	1	1					
		論文指導 B	2後		1			○	1	1					
		小計 (46科目)	—	—	2	44	0	—	26	18	0	0	0	4	
地理学分野	地理学専修	人文地理学特論 I A	1前2前		1		○		1						
		人文地理学特論 II A	1後2後		1		○		1						
		人文地理学特論 III A	1前2前		1		○			1					
		人文地理学特論 IV A	1後2後		1		○			1					
		人文地理学特論 I B	1前2前		1		○		1						
		人文地理学特論 II B	1後2後		1		○		1						
		人文地理学特論 III B	1前2前		1		○			1					
		人文地理学特論 IV B	1後2後		1		○			1					
		文化地理学特論 I A	1前2前		1		○		1						
		文化地理学特論 II A	1後2後		1		○		1						
		文化地理学特論 III A	1前2前		1		○			1					
		文化地理学特論 IV A	1後2後		1		○			1					
		文化地理学特論 I B	1前2前		1		○		1						
		文化地理学特論 II B	1後2後		1		○		1						
		文化地理学特論 III B	1前2前		1		○			1					
		文化地理学特論 IV B	1後2後		1		○			1					
		空間動態論特論 I	1後2後		2		○			1					
		人文地理学研究 I A	1前2前		1		○			1					
		人文地理学研究 II A	1後2後		1		○			1					
		人文地理学研究 III A	1前2前		1		○				1				
		人文地理学研究 IV A	1後2後		1		○				1				
		人文地理学研究 I B	1前2前		1		○			1					
		人文地理学研究 II B	1後2後		1		○			1					
		人文地理学研究 III B	1前2前		1		○				1				
		人文地理学研究 IV B	1後2後		1		○				1				
		文化地理学研究 I A	1前2前		1		○			1					
		文化地理学研究 II A	1後2後		1		○			1					
		文化地理学研究 III A	1前2前		1		○			1					
		文化地理学研究 IV A	1後2後		1		○			1					
		文化地理学研究 I B	1前2前		1		○			1					
		文化地理学研究 II B	1後2後		1		○			1					
		文化地理学研究 III B	1前2前		1		○			1					
		文化地理学研究 IV B	1後2後		1		○			1					
		空間動態論研究 I	1後2後		2		○				1				
空間動態論研究 II	1前2前		2		○				1						
空間動態論研究 III	1後2後		2		○				1						
論文指導	2後		2				○	1	1						
		小計 (37科目)	—	—	2	40	0	—	21	17	0	0	0	0	
共通科目		アカデミックプレゼンテーション I A	1前2前		1		○				1				
		アカデミックプレゼンテーション II A	1後2後		1		○						1		
		アカデミックプレゼンテーション III A	1後2後		1		○		1						
		アカデミックプレゼンテーション I B	1前2前		1		○			1					
		アカデミックプレゼンテーション II B	1後2後		1		○						1		
		アカデミックプレゼンテーション III B	1後2後		1		○		1						
		データサイエンス基礎 I A	1後2後		1		○				1				
		データサイエンス基礎 II A	1後2後		1		○				1				
		データサイエンス基礎 I B	1後2後		1		○				1				
	データサイエンス基礎 II B	1後2後		1		○				1					

小計 (10科目)	-	-	0	10	0	-	2	0	2	4	0	2
合計 (236科目)	-	-	14	239	0	-	77	109	15	4	0	39
学位又は称号	修士 (文学)		学位又は学科の分野				文学関係					
卒業・修了要件及び履修方法							授業期間等					
(修了要件) 本学府に2年以上在学し、次の履修方法により30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。 (履修方法) 1から4までに掲げる単位を含む30単位以上を修得しなければならない。 (1) 指導教員の授業科目8単位以上 (2) 人文科学府共通科目の授業科目2単位以上 (3) 自専攻並びに他専攻及び他分野の授業科目18単位以上 (4) 論文指導2単位							1学年の学期区分		2期			
							1学期の授業期間		15週			
							1時限の授業の標準時間		90分			

(注)

- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の取容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
- 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員（助手を除く）」と読み替えること。
- 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
- 高等専門学校の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

教育課程等の概要																
(人文科学府言語・文学専攻 修士課程)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外の教員
日本・東洋文学分野	日本語学方法論特論Ⅰ	1前2前			2		○						1			
	日本語学方法論特論Ⅱ	1後2後			2		○						1			
	日本語学方法論特論Ⅲ	1後2後			2		○									1
	日本語学特論Ⅰ	1前2前			2		○									1
	日本語学特論Ⅱ	1後2後			2		○									1
	日本語学特論Ⅲ	1後2後			2		○									1
	日本語学特論Ⅳ	1前2前			2		○									1
	日本語史特論Ⅰ	1前2前			2		○			1						
	日本語史特論Ⅱ	1後2後			2		○			1						
	日本語史特論Ⅲ	1前2前			2		○			1						
	日本語史特論Ⅳ	1後2後			2		○			1						
	日本古代語史研究Ⅰ	1前2前			2		○					1				
	日本古代語史研究Ⅱ	1後2後			2		○						1			
	日本近代語史研究Ⅰ	1前2前			2		○			1						
	日本近代語史研究Ⅱ	1後2後			2		○			1						
	日本近代語史研究Ⅲ	1前2前			2		○			1						
	日本近代語史研究Ⅳ	1後2後			2		○			1						
	日本語史資料研究Ⅲ	1前2前			2		○									1
	日本文学特論Ⅰ	1前2前			2		○									1
	日本文学特論Ⅱ	1前2前			2		○									1
	日本文学特論Ⅲ	1前2前			2		○									1
	日本古代文学特論Ⅰ	1前2前			2		○				1					
	日本古代文学特論Ⅱ	1後2後			2		○				1					
	日本古代文学特論Ⅲ	1前2前			2		○				1					
	日本古代文学特論Ⅳ	1後2後			2		○				1					
	日本近世文学特論Ⅰ	1前2前			2		○			1						
	日本近世文学特論Ⅱ	1後2後			2		○			1						
	日本近世文学特論Ⅲ	1前2前			2		○			1						
	日本近世文学特論Ⅳ	1後2後			2		○			1						
	日本古代文学作品研究Ⅰ	1前2前			2		○				1					
	日本古代文学作品研究Ⅱ	1後2後			2		○				1					
	日本古代文学作品研究Ⅲ	1前2前			2		○				1					
	日本古代文学作品研究Ⅳ	1後2後			2		○				1					
	日本近世文学作品研究Ⅲ	1前2前			2		○			1						
	日本近世文学作品研究Ⅳ	1後2後			2		○			1						
	日本近代文学作品研究Ⅰ	1前2前			2		○									1
	日本近代文学作品研究Ⅱ	1後2後			2		○									1
	日本近代文学作品研究Ⅲ	1前2前			2		○									1
	日本近代文学作品研究Ⅳ	1後2後			2		○									1
	論文指導	2後			2					○	2	1	1			
小計（40科目）		—	—	2	78	0	—	—	—	16	9	5	0	0	13	
中国文学専修	中国文学特論Ⅰ	1前2前			2		○			1						
	中国文学特論Ⅱ	1後2後			2		○			1						
	中国文学特論Ⅲ	1前2前			2		○								1	
	中国文学特論Ⅳ	1後2後			2		○			1						
	中国文学特論Ⅴ	1前2前			2		○				1					
	中国文学特論Ⅵ	1後2後			2		○				1					
	中国文学特論Ⅶ	1前2前			2		○				1					
	中国文学特論Ⅷ	1後2後			2		○				1					
	中国文学批評研究Ⅰ	1前2前			2		○					1				
	中国文学批評研究Ⅱ	1後2後			2		○					1				
中国文学批評研究Ⅲ	1前2前			2		○					1					

		中国文学批評研究Ⅳ	1後2後		2	○				1				
		中国文学批評研究Ⅴ	1前2前		2	○				1				
		中国文学批評研究Ⅵ	1後2後		2	○				1				
		中国古代中世文学作品研究Ⅰ	1前2前		2	○			1					
		中国古代中世文学作品研究Ⅱ	1後2後		2	○			1					
		中国古代中世文学作品研究Ⅲ	1前2前		2	○			1					
		中国古代中世文学作品研究Ⅳ	1後2後		2	○			1					
		中国近世近代文学作品研究Ⅰ	1前2前		2	○				1				
		中国近世近代文学作品研究Ⅱ	1後2後		2	○				1				
		中国近世近代文学作品研究Ⅲ	1前2前		2	○				1				
		中国近世近代文学作品研究Ⅳ	1後2後		2	○				1				
		論文指導	2後		2		○		1	1				
		小計 (23科目)	—	—	2	44	0	—	8	9	6	0	0	1
西洋文学分野	共通科目	西洋古典文学特論Ⅰ	1前2前		2	○								1
		西洋古典文学特論Ⅱ	1後2後		2	○								1
		西洋古典文学特論Ⅲ	1前2前		2	○								1
		西洋古典文学特論Ⅳ	1後2後		2	○								1
		小計 (4科目)	—	—	0	8	0	—	0	0	0	0	0	4
英語学・英文学専修	イギリス文学特論Ⅰ	1前2前		2	○				1					
	イギリス文学特論Ⅱ	1後2後		2	○				1					
	イギリス文学特論Ⅲ	1前2前		2	○				1					
	イギリス文学特論Ⅳ	1後2後		2	○				1					
	アメリカ文学特論Ⅰ	1前2前		2	○				1					
	アメリカ文学特論Ⅱ	1後2後		2	○				1					
	アメリカ文学特論Ⅲ	1前2前		2	○				1					
	アメリカ文学特論Ⅳ	1後2後		2	○				1					
	英語学特論Ⅰ	1前2前		2	○				1					
	英語学特論Ⅱ	1前2前		2	○				1					
	英語学特論Ⅲ	1後2後		2	○					1				
	英語学特論Ⅳ	1前2前		2	○					1				
	英語学特論Ⅴ	1後2後		2	○				1					
	英語学特論Ⅵ	1後2後		2	○					1				
	英語学特論Ⅶ	1前2前		2	○					1				
	英語学特論Ⅷ	1後2後		2	○				1					
	英語学研究Ⅰ	1前2前		2	○				1					
	英語学研究Ⅱ	1前2前		2	○				1					
	英語学研究Ⅲ	1後2後		2	○				1					
	英語学研究Ⅳ	1後2後		2	○				1					
	英語学研究Ⅴ	1前2前		2	○					1				
	英語学研究Ⅵ	1後2後		2	○					1				
	英語学特殊研究Ⅲ	1前2前		2	○					1				
	英語学特殊研究Ⅳ	1後2後		2	○					1				
	イギリス文学研究Ⅰ	1前2前		2	○				1					
	イギリス文学研究Ⅱ	1後2後		2	○				1					
	イギリス文学研究Ⅲ	1前2前		2	○				1					
	イギリス文学研究Ⅳ	1後2後		2	○				1					
	イギリス文化研究Ⅰ	1前2前		2	○					1				
	イギリス文化研究Ⅱ	1後2後		2	○					1				
	イギリス文化研究Ⅲ	1前2前		2	○					1				
	イギリス文化研究Ⅳ	1後2後		2	○					1				
	アメリカ文学研究Ⅰ	1前2前		2	○				1					
	アメリカ文学研究Ⅱ	1後2後		2	○				1					
	アメリカ文学研究Ⅲ	1前2前		2	○					1				
	アメリカ文学研究Ⅳ	1後2後		2	○					1				
アメリカ文学研究Ⅴ	1前2前		2	○				1						
アメリカ文学研究Ⅵ	1後2後		2	○				1						
		論文指導	2後		2		○		3	1				
		小計 (39科目)	—	—	2	76	0	—	27	15	0	0	0	0
独文学専修	ドイツ古典文学研究史特論ⅢA	1後2後		1	○					1				
	ドイツ古典文学研究史特論ⅣA	1後2後		1	○				1					
	ドイツ古典文学研究史特論ⅢB	1後2後		1	○					1				
	ドイツ古典文学研究史特論ⅣB	1後2後		1	○				1					
	ドイツ近代文学研究史特論ⅠA	1前2前		1	○				1					

	ドイツ近代文学研究史特論ⅡA	1後2後		1	○		1							
	ドイツ近代文学研究史特論ⅢA	1前2前		1	○		1							
	ドイツ近代文学研究史特論ⅣA	1後2後		1	○		1							
	ドイツ近代文学研究史特論ⅠB	1前2前		1	○		1							
	ドイツ近代文学研究史特論ⅡB	1後2後		1	○		1							
	ドイツ近代文学研究史特論ⅢB	1前2前		1	○		1							
	ドイツ近代文学研究史特論ⅣB	1後2後		1	○		1							
	ドイツ語学特論ⅠA	1後2後		1	○							1		
	ドイツ語学特論ⅡA	1後2後		1	○							1		
	ドイツ語学特論ⅢA	1後2後		1	○			1						
	ドイツ語学特論ⅣA	1後2後		1	○			1						
	ドイツ語学特論ⅠB	1後2後		1	○							1		
	ドイツ語学特論ⅡB	1後2後		1	○							1		
	ドイツ語学特論ⅢB	1後2後		1	○			1						
	ドイツ語学特論ⅣB	1後2後		1	○			1						
	ドイツ古典文学研究ⅠA	1前2前		1	○							1		
	ドイツ古典文学研究ⅡA	1後2後		1	○							1		
	ドイツ古典文学研究ⅠB	1前2前		1	○							1		
	ドイツ古典文学研究ⅡB	1後2後		1	○							1		
	ドイツ近代文学研究ⅠA	1前2前		1	○		1							
	ドイツ近代文学研究ⅡA	1後2後		1	○		1							
	ドイツ近代文学研究ⅠB	1前2前		1	○		1							
	ドイツ近代文学研究ⅡB	1後2後		1	○		1							
	ドイツ文学特殊研究ⅡA	1前2前		1	○			1						
	ドイツ文学特殊研究ⅣA	1後2後		1	○			1						
	ドイツ文学特殊研究ⅡB	1前2前		1	○			1						
	ドイツ文学特殊研究ⅣB	1後2後		1	○			1						
	論文指導	2後		2		○	1	1						
	小計(33科目)	—	—	2	32	0	—	15	11	0	0	0	8	
仏文学専修	フランス古典文学研究史特論ⅠA	1前2前		1	○			1						
	フランス古典文学研究史特論ⅡA	1後2後		1	○			1						
	フランス古典文学研究史特論ⅢA	1前2前		1	○			1						
	フランス古典文学研究史特論ⅣA	1後2後		1	○			1						
	フランス古典文学研究史特論ⅠB	1前2前		1	○			1						
	フランス古典文学研究史特論ⅡB	1後2後		1	○			1						
	フランス古典文学研究史特論ⅢB	1前2前		1	○			1						
	フランス古典文学研究史特論ⅣB	1後2後		1	○			1						
	フランス近代文学研究史特論ⅠA	1前2前		1	○		1							
	フランス近代文学研究史特論ⅡA	1後2後		1	○		1							
	フランス近代文学研究史特論ⅢA	1前2前		1	○		1							
	フランス近代文学研究史特論ⅣA	1後2後		1	○		1							
	フランス近代文学研究史特論ⅠB	1前2前		1	○		1							
	フランス近代文学研究史特論ⅡB	1後2後		1	○		1							
	フランス近代文学研究史特論ⅢB	1前2前		1	○		1							
	フランス近代文学研究史特論ⅣB	1後2後		1	○		1							
	フランス現代文学批評特論ⅠA	1前2前		1	○			1						
	フランス現代文学批評特論ⅡA	1後2後		1	○			1						
	フランス現代文学批評特論ⅢA	1前2前		1	○			1						
	フランス現代文学批評特論ⅣA	1後2後		1	○			1						
	フランス現代文学批評特論ⅠB	1前2前		1	○			1						
	フランス現代文学批評特論ⅡB	1後2後		1	○			1						
	フランス現代文学批評特論ⅢB	1前2前		1	○			1						
	フランス現代文学批評特論ⅣB	1後2後		1	○			1						
	フランス古典文学研究ⅠA	1前2前		1	○			1						
	フランス古典文学研究ⅡA	1後2後		1	○			1						
	フランス古典文学研究ⅠB	1前2前		1	○			1						
	フランス古典文学研究ⅡB	1後2後		1	○			1						
	フランス近代文学研究ⅠA	1前2前		1	○		1							
	フランス近代文学研究ⅡA	1後2後		1	○		1							
フランス近代文学研究ⅢA	1前2前		1	○		1								
フランス近代文学研究ⅣA	1後2後		1	○		1								
フランス近代文学研究ⅠB	1前2前		1	○		1								
フランス近代文学研究ⅡB	1後2後		1	○		1								
フランス近代文学研究ⅢB	1前2前		1	○		1								
フランス近代文学研究ⅣB	1後2後		1	○		1								

		フランス現代文学研究ⅠA	1前2前		1		○			1				
		フランス現代文学研究ⅡA	1後2後		1		○			1				
		フランス現代文学研究ⅢA	1前2前		1		○			1				
		フランス現代文学研究ⅣA	1後2後		1		○			1				
		フランス現代文学研究ⅠB	1前2前		1		○			1				
		フランス現代文学研究ⅡB	1後2後		1		○			1				
		フランス現代文学研究ⅢB	1前2前		1		○			1				
		フランス現代文学研究ⅣB	1後2後		1		○			1				
		フランス文学特殊研究Ⅰ	1前2前		2		○			1				
		フランス文学特殊研究Ⅱ	1後2後		2		○			1				
		フランス文学特殊研究Ⅲ	1前2前		2		○		1					
		フランス文学特殊研究Ⅳ	1後2後		2		○		1					
		フランス文学特殊研究Ⅵ	1後2後		2		○						1	
		フランス文学特殊研究Ⅷ	1前2前		2		○						1	
		論文指導	2後		2			○	1	1				
		小計 (51科目)	—	—	2	56	0	—	19	31	0	0	0	2
言語学分野	言語学専修	理論言語学特論ⅠA	1前2前		1		○		1					
		理論言語学特論ⅡA	1後2後		1		○		1					
		理論言語学特論ⅢA	1前2前		1		○		1					
		理論言語学特論ⅣA	1後2後		1		○		1					
		理論言語学特論ⅠB	1前2前		1		○		1					
		理論言語学特論ⅡB	1後2後		1		○		1					
		理論言語学特論ⅢB	1前2前		1		○		1					
		理論言語学特論ⅣB	1後2後		1		○		1					
		記述言語学特論ⅠA	1前2前		1		○		1					
		記述言語学特論ⅡA	1後2後		1		○		1					
		記述言語学特論ⅢA	1前2前		1		○		1					
		記述言語学特論ⅣA	1後2後		1		○		1					
		記述言語学特論ⅠB	1前2前		1		○		1					
		記述言語学特論ⅡB	1後2後		1		○		1					
		記述言語学特論ⅢB	1前2前		1		○		1					
		記述言語学特論ⅣB	1後2後		1		○		1					
		言語学特論ⅠA	1前2前		1		○							1
		言語学特論ⅡA	1後2後		1		○							1
		言語学特論ⅢA	1後2後		1		○							1
		言語学特論ⅣA	1後2後		1		○							1
		言語学特論ⅤA	1後2後		1		○							1
		言語学特論ⅥA	1前2前		1		○							1
		言語学特論ⅦA	1前2前		1		○							1
		言語学特論ⅧA	1後2後		1		○							1
		言語学特論ⅠB	1前2前		1		○							1
		言語学特論ⅡB	1後2後		1		○							1
		言語学特論ⅢB	1後2後		1		○							1
		言語学特論ⅣB	1後2後		1		○							1
		言語学特論ⅤB	1後2後		1		○							1
		言語学特論ⅥB	1前2前		1		○							1
		言語学特論ⅦB	1前2前		1		○							1
		言語学特論ⅧB	1後2後		1		○							1
		実験言語学特論ⅠA	1前2前		1		○		1					
		実験言語学特論ⅡA	1後2後		1		○		1					
		実験言語学特論ⅢA	1前2前		1		○		1					
		実験言語学特論ⅣA	1後2後		1		○		1					
		実験言語学特論ⅠB	1前2前		1		○		1					
		実験言語学特論ⅡB	1後2後		1		○		1					
		実験言語学特論ⅢB	1前2前		1		○		1					
		実験言語学特論ⅣB	1後2後		1		○		1					
		理論言語学研究ⅠA	1前2前		1		○		1					
		理論言語学研究ⅡA	1後2後		1		○		1					
		理論言語学研究ⅢA	1前2前		1		○		1					
		理論言語学研究ⅣA	1後2後		1		○		1					
		理論言語学研究ⅠB	1前2前		1		○		1					
		理論言語学研究ⅡB	1後2後		1		○		1					
		理論言語学研究ⅢB	1前2前		1		○		1					
		理論言語学研究ⅣB	1後2後		1		○		1					
		記述言語学研究ⅠA	1前2前		1		○		1					

	記述言語学研究ⅡA	1後2後		1	○		1								
	記述言語学研究ⅢA	1前2前		1	○		1								
	記述言語学研究ⅣA	1後2後		1	○		1								
	記述言語学研究ⅠB	1前2前		1	○		1								
	記述言語学研究ⅡB	1後2後		1	○		1								
	記述言語学研究ⅢB	1前2前		1	○		1								
	記述言語学研究ⅣB	1後2後		1	○		1								
	言語学研究ⅠA	1前2前		1	○		1								
	言語学研究ⅡA	1後2後		1	○		1								
	言語学研究ⅠB	1前2前		1	○		1								
	言語学研究ⅡB	1後2後		1	○		1								
	実験言語学研究ⅠA	1前2前		1	○			1							
	実験言語学研究ⅡA	1後2後		1	○			1							
	実験言語学研究ⅢA	1前2前		1	○			1							
	実験言語学研究ⅣA	1後2後		1	○			1							
	実験言語学研究ⅠB	1前2前		1	○			1							
	実験言語学研究ⅡB	1後2後		1	○			1							
	実験言語学研究ⅢB	1前2前		1	○										
	実験言語学研究ⅣB	1後2後		1	○										
	論文指導	2後		2		○	2	1							
	小計 (69科目)	—	—	2	68	0	—	38	15	0	0	0	16		
共通科目	アカデミックプレゼンテーションⅠA	1前2前		1	○					1					
	アカデミックプレゼンテーションⅡA	1後2後		1	○								1		
	アカデミックプレゼンテーションⅢA	1後2後		1	○		1								
	アカデミックプレゼンテーションⅠB	1前2前		1	○				1						
	アカデミックプレゼンテーションⅡB	1後2後		1	○								1		
	アカデミックプレゼンテーションⅢB	1後2後		1	○		1								
	データサイエンス基礎ⅠA	1後2後		1	○					1					
	データサイエンス基礎ⅡA	1後2後		1	○						1				
	データサイエンス基礎ⅠB	1後2後		1	○						1				
	データサイエンス基礎ⅡB	1後2後		1	○							1			
	小計 (10科目)	—	—	0	10	0	—	2	0	2	4	0	2		
合計 (269科目)				—	—	12	372	0	—	125	90	13	4	0	46
学位又は称号		修士 (文学)			学位又は学科の分野			文学関係							
卒業・修了要件及び履修方法							授業期間等								
(修了要件) 本学府に2年以上在学し、次の履修方法により30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。 (履修方法) 1から4までに掲げる単位を含む30単位以上を修得しなければならない。 (1) 指導教員の授業科目8単位以上 (2) 人文科学府共通科目の授業科目2単位以上 (3) 専攻及び他専攻及び他分野の授業科目18単位以上 (4) 論文指導2単位							1学年の学期区分			2期					
							1学期の授業期間			15週					
							1時限の授業の標準時間			90分					

(注)

- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の取容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
- 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員（助手を除く）」と読み替えること。

- 10 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
- (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - (2) 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
- 11 高等専門学校の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

教 育 課 程 等 の 概 要																
（統合新領域学府 ライブラリーサイエンス専攻（修士課程））																
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹（助手を除く）教員	
学 府 共 通 科 目	統合新領域最先端セミナー	1前	/	1			○			3	4		1			オムニバス
	英語科学論文の書き方と国際会議でのプレゼンテーション技術	1後			1			○				1				
	小計（2科目）	-		1	1	0	-			3	5	0	1	0	1	
特 別 研 究	特別研究Ⅰ	1通	/	2			○			4	7					
	特別研究Ⅱ	2通		4			○			4	7					
	小計（2科目）	-		6	0	0	-			8	14	0	0	0	0	
基 礎 科 目	ライブラリーサイエンス概論	1前	/	1			○			1						
	小計（1科目）	-			1	0	0	-			1	0	0	0	0	0
P T L ・ イ ン タ ー ン シ ッ プ 科 目	ライブラリーサイエンス PTLⅠ	1後	/	2			○			1	3					
	ライブラリーサイエンス PTLⅡ	2前		2			○			1	4					
	インターンシップ	1前・1後・2前	/	1				○		2						
	小計（3科目）	-		0	5	0	-			4	7	0	0	0	0	
専 門 科 目	電子資料開発論	1後	/	2			○				1					
	情報サービスと著作権	2前		2			○									1
	情報資源保存論	1前		2			○									1
	図書館マネジメント論	1前		2			○				1					
	図書館行政論	1前		1			○									2
	学術情報流通論	1前		1			○									1
	レファレンスサービス論	1後		2			○					1				
	ライブラリー資料論	1後		2			○				1					
	ライブラリーと人文情報学	1前		2			○					1				
	文書記録マネジメント論	1前		2			○				1					
	文書記録管理政策論	1前		2			○									1
	文書記録資料論	1前		2			○									1
	文書記録特殊資料論	1後		2			○					1				
	情報評価分析論	1前		2			○				1					
	数理統計	1後		2			○				1					
	データマイニング	1前		2			○					1				
	情報セキュリティ論	2前		1			○					1				
	データベース演習	1前		2					○			1				
	構造化文書運用演習	1前		2					○			1				
	公文書評価選別論	1前		2					○		1					
	情報マネジメント論	1前		2				○			1					
	情報システム論	1前		2				○				1				
	現代情報法制論	1後		1				○				1				
	学習科学	1前		2				○								1
	LSS特別講義1	2前		1				○			2	1				
	LSS特別講義2	2前		1				○			1	1				
	文書記録サービス論	1後		2				○			1					
	質的調査法	2前		2				○				1				
	言説分析	1後		2				○				1				
	国際会議プレゼンテーション実践	1前		2				○				2				
	文書記録活動論	1後		2				○				1				
	研究データ管理基礎	1後		1				○			2					1
	研究活動の変化と情報管理の理論	1後		1				○			2					1
	研究データ管理支援実習	2前		1				○			1					1
	小計（34科目）	-		0	59	0	-			15	18	0	0	0	11	
	合計（42科目）	-		8	65	0	-			31	44	0	1	0	12	

学位又は称号	修士（ライブラリーサイエンス）	学位又は学科の分野	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、理学関係、工学関係
卒業・修了要件及び履修方法		授業期間等	
(修了要件) 本専攻に2年以上在学し、次の履修方法により36単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた業績をあげたと認められた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。 (履修方法) 1から6までに掲げる単位を含む36単位以上を修得しなければならない。 1. 科目区分「学府共通科目」について「統合新領域最先端セミナー」を含む1科目1単位以上 2. 科目区分「特別研究」について2科目6単位 3. 科目区分「基礎科目」について1科目1単位 4. 科目区分「PTL・インターンシップ科目」について2科目3単位又は2科目4単位 5. 科目区分「専門科目」について21単位 6. 次に掲げる科目について4単位以上（ただし、(2)及び(3)の授業科目で課程修了の要件とする単位に含めることができるのは、4単位までとする。） (1) ライブラリーサイエンス専攻の授業科目（ただし、上記2から5までの単位として修得した単位を除く。） (2) 本学府他専攻の授業科目 (3) 他学府の授業科目（大学院基幹教育科目を含む。）		1学年の学期区分	2学期
		1学期の授業期間	15週
		1時限の授業の標準時間	90分

(注)

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行うおうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の取定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 6 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 8 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
- 9 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員（助手を除く）」と読み替えること。
- 10 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 (2) 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
- 11 高等専門学校の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

授 業 科 目 の 概 要				
(人文情報連係学府(修士課程))				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
共通基礎科目	人文情報学概論		人文学の分野でもデジタルデータを扱うことが普通のことになってきた。本講義の履修者は、デジタルデータの特性やその扱い方、そして人文情報学の研究事例を学ぶことを通じて、人文情報学の基礎を身につけること、自分の専門に活かすことができるようになること、良いデータ構築と有意義なデータ分析ができるようになることを目指す。また、他の人文学の分野でのデータの特性を学び、どのように協働していけるかを議論する。	主要授業科目
	情報管理学概論		情報管理の基礎を学ぶ。古代の文書管理に始まる情報管理の歴史、情報管理の基礎理論、現在における情報の管理・流通の状況とその問題点、等に関する基礎知識を教授することが主な内容である。こうした知識を身につけることにより、各学生が今後の情報管理のあり方や、ウェル・ビーイング実現のために情報はどのように利用されるべきか等を考えるようにし、本学府における研究の基盤を形成できるようにすることが、本授業の目的である。	主要授業科目
	データサイエンス概論		これまで数学や統計学を重点的に学んでこなかった学生でも、データ分析の考え方や必要性を広く学ぶことができるものとする。内容は、データとデータ分析、データのベクトル表現と集合、平均・分散・相関、データ間の距離と類似度、クラスタリングと異常検出、線形代数に基づくデータ解析の基礎、主成分分析、予測と回帰分析、可視化、確率と確率分布、信頼区間と統計的検定、非構造化データ解析、パターン認識と分類、データ収集とバイアス、人工知能入門などである。また理科学的視点から、データ分析における人間存在の視点の重要性についても触れる。	主要授業科目
	アカデミックプレゼンテーション		この演習は、大学院生が各自の研究内容を発表し、その内容とプレゼンテーションの仕方について他の出席者(大学院生ならびに教員三名)が質問ないしコメントをするというかたちで行われる。(1)発表の準備を通して自分の研究内容をより明確に自覚する、(2)専門を異にする聴き手にも理解できるようにプレゼンテーションの仕方を工夫する、(3)発表者の研究の進展に資する的確な質問ないしコメントを考えつつ、自分の研究にとって参考になることがらを汲み上げる、以上が演習の主要な目的である。	共同 主要授業科目
専門科目 人文学専門科目	デジタル技術の哲学Ⅰ		哲学と情報とのかかわりは、資料としてのテキスト・データベースの構築やその利用が進んでいるだけではない。哲学は古来より知識・認識・記号・意味といったものを主要な分析対象としてきたし、近年ではAIをはじめとする情報技術をめぐる倫理的議論も盛んである。そこでこの授業では、①哲学内部で知識や情報がどのように分析されてきたか、②現代社会における情報の取扱いや情報科学に対して哲学・倫理学は何を言っているか、③人文情報学は哲学に何をもたらさうか、という3つの観点から、情報や知識へ哲学がどのように関わるかに広くアプローチする。	主要授業科目
	デジタル技術の哲学Ⅱ		古典統計学の代表格である仮説検定(hypothesis testing)および統計的推定(statistical estimation)は独特の思考様式をもち、それらは複雑な形式の論証として表現される。この講義では、そうした統計的推論を広い意味での帰納的推論のひとつとして分析する。また、統計的推論における哲学的な前提を明かにするとともに、その問題点と限界を理解することを試みたい。方法論における古典統計学とベイズ統計学との論争に見られるように、統計的推論一般の基礎は必ずしも盤石とは言いがたいからである。	
	デジタルアーカイブ論		近現代ドイツにおける文書館の成り立ちと整備、史料のデジタル化、そしてデジタルアーカイブの構築に関する講義を通じて、このような動きが歴史学・情報学とどのように絡み合いながら進展してきたのかを理解することを目指す。授業計画としては、①まず文書館自体の歴史を踏まえたのち、②20世紀末から各文書館で急速に進展した史料のデジタル化、デジタルアーカイブの構築が、どのような政策・議論のもとで進められたのかを検討し、③そうした動きと歴史学・情報学との関わりについて考察していく。	主要授業科目
	Digital Resources and Research		In this lecture, students will be introduced to a range of topics related to the creation, use, and value of digital resources in the field of Japanese humanities. In addition to providing an overview of the most important digital tools and resources available, the course will focus on how digital resources have been employed in humanities-centered interdisciplinary research by examining existing projects. Students will also develop practical skill sets through small-scale projects.	

デジタル資料と人文学Ⅰ		文学研究は、作家や詩人の遺稿や関連印刷物、さらには諸外国語への翻訳文献を収集し整理するところから始まる。そうした活動を主として行う場所が「文書館」Archivであり、ドイツ語では「アルヒーフ」と言う。ここでドイツ語を示したのは、誰のいかなる資料をいかに収集保存し、そしてデジタル化するかという研究が「編集文献学」Editionsphilologie, Textual Scholarship という名のもので、欧米、とりわけドイツにおいて1980年代以降に著しい進展を遂げたからだ。独文学研究室が担当する講義では、ドイツ語圏の代表的な文学関連の「アルヒーフ」を紹介しながら、新しい「編集文献学」について検討を行う。	主要授業科目
デジタル資料と人文学Ⅱ		中国では、古来あらゆる情報が文字によって記録され、膨大な量のテキストとして後世に伝えられていった。そのため、それらを整理・分類する作業も盛んに行われ、書籍の整理・分類自体をテーマとする目録学なども発達している。そうした整理・分類の実態は、各時代に編纂された「目録」や「類書」などを通して何うことができるが、そこで展開されている書籍や情報の整理、分類の仕方は、中国的世界観、価値観に立脚したもので、現代の情報処理のあり方とは大きく異なっている。この講義では、実際に前近代の中国で編纂された各種「目録」や「類書」を通して、中国における伝統的な情報処理の理念、方法を理解する。そして、そうした過去の情報処理の理念や方法によって現代における「情報学」のあり方を相対化し、改めて「情報学」とは何なのか、問い直しを行う。そして、人文学の領域においては「情報」をどう扱い、今後、どのような「情報学」を構築していくべきなのかなどについても考えていく。	
デジタル資料構成論Ⅰ		近年、研究資源のデジタルアーカイブ化が著しく進展し、日本史研究の方法が刷新されようとしているが、デジタル技術を過信することで、思わぬ陥穽にはまることにもなりかねない。それゆえ、デジタル技術に関するリテラシーを習得した上で、従来型のアナログ的な研究手法と併用していく姿勢が求められる。そこで、本講義の前半においては、日本史学講座の教員が各自の専門領域における代表的なデジタルアーカイブを紹介しつつ、その基本的な利用方法とメリット・デメリットについて解説する。後半においては、附属図書館所蔵の歴史資料を活用しながら、人文情報学のあり方を実践的に考える。具体的には、歴史資料の種別に応じた基本的な整理方法と目録化・データベース化の方法を習得した上で、いかなるメタデータを付加すれば、研究・教育に有効活用できるデータベースを構築できるのかを考える。	主要授業科目
デジタル資料構成論Ⅱ		歴史学は、史料を根本的な情報源として用いる学問である。史料は、主として文字史料（年代記、公文書、私文書、回想録、碑文・銘文など）が用いられることが一般的であるが、画像史料（ミニチュール（写本挿絵）、絵画、彫像、装飾など）もまた重要な史料である。こうした史料は、現在、デジタル化が急速に進んでおり、その活用は新しい局面を迎えている。本講義では、イスラム世界においてももっとも影響力を持った国家であるオスマン帝国（1299～1923年）について、この国に関連する諸史料の類型とデジタル化の状況、そしてその利用について論ずる。	
デジタル資料構成演習Ⅰ		言語学・応用言語学分野の研究、特に消滅危機言語の研究において、既存の録音・文献資料のデジタル化に関する方法論と、デジタル化された資料群の研究への活用に関する方法論が活発に議論されている。また、心理言語学の実験データの共有も、研究の再現性・妥当性を担保するうえで重要性が増している。さらに、これらの研究に限らず、大量のデータを統計的に処理する基礎的なノウハウの習得も、ある種のリテラシーとして必須になりつつある。そのようなデータには、心理言語学の実験データ、大量の被験者に対する容認度判定データなども含まれる。そこで、本講座では、消滅危機言語研究におけるデータベース構築に関するワークフローの習得のほか、調査や実験で得られる言語データを分析するための統計手法を学べるようにする。	主要授業科目
デジタル資料構成演習Ⅱ		印度学・仏教学では、梵蔵漢など多様な言語・文字に対応するため、Digital Humanitiesの初期段階から、国内外の研究者が参画してきた歴史がある。本講義では、内外の代表的な研究機関での取り組みを紹介するとともに、インド仏教を中心とする文献研究に必須の情報処理について、幾つかの段階に分けて利用方法を身につける。具体的には、写本等に見られる異読を基にした系統樹の作成方法、インド系文字等に対応できるXeTeXやXHTMLなどを利用した校訂出版の方法、刊本や木版など活字の自動読み取りソフトの活用、電子データの素入力方式および検索方法、大正新脩大藏経テキストデータベースの活用方法、TEI (Text Encoding Initiative) によるデータの入力方法、同一言語間および多言語間の文献相互の平行句の関連度の調査などである。	主要授業科目
デジタル資料構成演習Ⅲ		朝鮮史研究では、時代・テーマを問わず、韓国のそれをはじめとする諸機関で構築・運営されている種々のweb史料データベースを横断的に活用することが有効かつ必要になっている。しかし一方では、史料現物を直接手にとって1点・1枚・1頁ずつ手繰っていく伝統的な研究手法との乖離がもたらす弊害も指摘されている。本授業では、韓国の各種史料データベースを点検し、それにもとづく研究実践をたどりながら、電子データにもとづく研究の可能性と限界、有効性と問題点を洗い出し、現物研究との距離を埋める方途を摸索する。その際あわせて、本学が所蔵する未整理の朝鮮史関係資料の電子データにもとづいて、その整理・開示法を考案し、望ましい電子データベース・システムの構築にむけた実践的訓練を展開する。なお、本授業は韓国のデータベースを主に扱うため、一定以上の水準の韓国語能力が求められる。	

	デジタル資料分析論 I	本講義では、以下の3点から人文情報学を考えていきたい。①まずは英文学作品における表象としてのデジタルデータを扱い、活版印刷から現代のデジタルメディアまでの媒体の変化がいかに文学作品に影響を与えてきたか、文化を「モノ」ではなく、データとして捉える思考様式がどのように生まれてきたかを明らかにする。②また各作家研究で構築されたデジタル・アーカイブがいかに英文学の研究に大きな影響を与えたか、研究手法の大幅な変化を概観する。③最後にインターネット上に蓄積された膨大な言語資料や、コンピュータを用いた大量のテキスト処理によって、コーパスの構築が容易になっているが、コーパスを活用した文学解釈の方法論を解説する。	主要授業科目
	デジタル資料分析論 II	中国文学研究では、世界各地の蔵書機関に所蔵される膨大な漢籍の中から、自身の研究に必要なものを迅速且つ正確に検索するために、各種目録を把握しておくことが重要である。また、近年には中国・台湾・アメリカなどを中心に、文献のデジタルデータ化が急速に進んでおり、それらを適正に活用する事が、研究の精度に大きく関与する時代となった。そこでこの授業では、①各種目録の活用方法を学ぶこと、②蔵書機関に所蔵される書籍の来歴や、公開されているデジタルデータを講究すること、③知識『四庫全書』系や小説・戯曲系、中国地方誌のデータベースの活用法を身につけることを目指す。基本的には講義形式で開講するが、学生は自身でデータベースを活用して調査した成果の発表も行う。	
	デジタル資料分析演習 I	語学・文学の研究においてデジタル化されたデータベースを駆使した研究が日常になりつつある。それらのデータベースをいかにうまく使いこなすかが、これからの研究の成否を分けると言っても過言ではない。そこで本講義では、その知識・利用方法を身につけるとともに、それを応用した研究の実践例について学ぶ。具体的には、国語学分野においては、「日本語歴史コーパス」を代表とする各種コーパスの利活用、国文学分野においては、「国書データベース」を代表とするデジタル画像・デジタルテキストの利活用が中心となる。	主要授業科目
	デジタル資料分析演習 II	本演習では、フランス文学研究の領域におけるデジタル・アーカイブの作成と活用を実践的に学ぶ。近年、草稿研究では、書物形態でのディプロマティック版に代わる新たなツールとしてデジタル・アーカイブの可能性に注目が集まっているが、しかしながら使用されるIIIFビューワーの機能的な限界など、改善すべき課題も決して少なくない。そうした技術的な問題点を批判的に検討しながら、作家の自筆草稿等をデジタル資料化する具体的な方法とプロセスについて学習し、学術研究機関などでの公開を含め、どのような形で文学研究に役立てうるのかを考究する。	
	デジタル視聴覚メディア論	芸術が受容者に与える直接性や迫真性は、XR技術に基づくDigital twinが目指す状況と類似している。そのことから分かるように、IT技術の発展や情報のデジタル化が抱える問題、例えば現実と虚構の関係、AIが提示する創造性と著作権などは、従来芸術学が取り組んできた問題でもあり、現状に対する原理的な考察が求められる。その一方で、デジタル写真の登場やスマートフォンの普及が写真撮影のあり方を一変させ、表現の自由や作品のメディア性に新しい問題を提示したように、現在進行中のDXの文化的・社会的意味を批判的に吟味する必要があるだろう。更に、美術館やカタログが担っていたイメージのアーカイブの存在は美術史の発展を考える際に欠かすことが出来ない。本講義では原理的考察、文化的・社会的変革に対する批判的考察に加え、芸術学の実践と歴史の変遷の3つの側面から、デジタル時代の情報学を捉えていく。	主要授業科目
	デジタル視聴覚メディア演習	デジタル文化の一翼を担う視聴覚メディアの分野において、伝統的な人文科学（ここでは主に美術史、映画史、歴史叙述とアーカイブの歴史）の素養とAI・DX等新技術との双方の知識を兼ね備えることが必要である。この演習では、両分野の知見を学び、視聴覚メディアの新たな可能性について考えていく。まず歴史史料と作品（美術・文学・映画作品等）のデジタル化の歴史を検証したうえで、デジタル技術そのものを新たな創作のインスピレーションとして用いた作品の分析を行う。さらに、デジタル視聴覚メディア作成にも挑戦することで、実践的なスキルを身につけてもらうとともに、新たな学術的視点の開拓につなげていく。	
	空間データ分析演習	発掘遺跡の調査報告書などが奈良文化財研究所などによりデータベース化され、報告書自体のPDFによる公開が進められている。こうした遺跡情報に関しては、その遺跡が形成された時代や出土遺構・遺物とともに、空間的な位置情報が重要となる。考古学研究では、近年、GISなどの利用とともに、遺跡の空間情報を地域史の復元において活用することが活発に行われている。本授業では、①遺跡情報データベースの基本的な考え方、②遺跡情報データベースの構築と利用について、③遺跡の空間情報に関するGISの利用方法について、実践的に学習する。	主要授業科目
情報科学専門科目	情報管理論	図書館の経営・管理に関する講義である。ここでは、図書館マネジメントの意義と重要性についての認識を得ることが目標である。具体的には、図書館経営論の系譜、図書館における企画と予算の原則、効果的な人事実務と人材開発の原則、図書館サービスやそのアウトカムを査定・評価するために必要な概念と方法、図書館員の継続的な専門性向上の必要性、リーダーシップ等について理論と実践を学ぶ。	主要授業科目

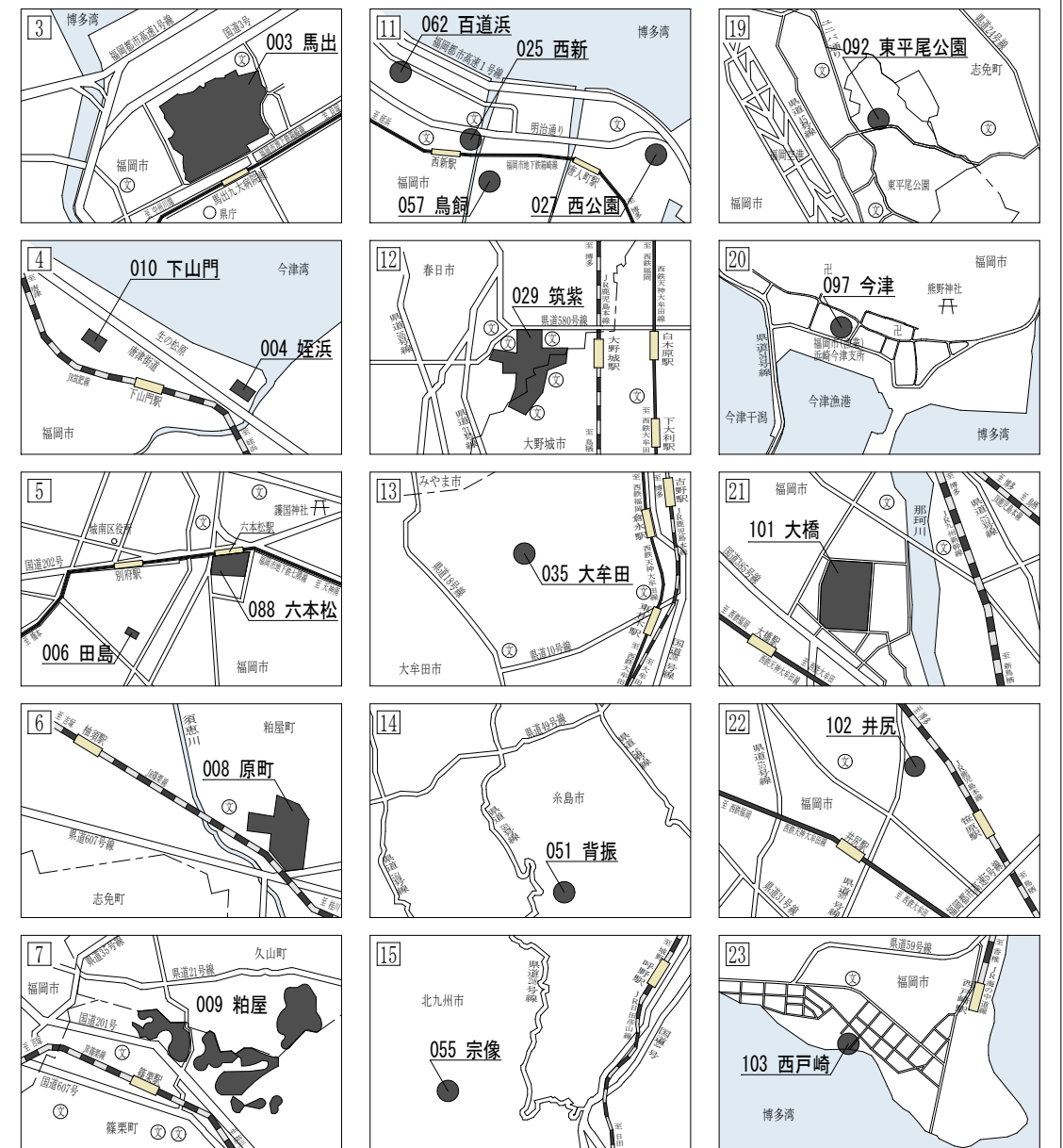
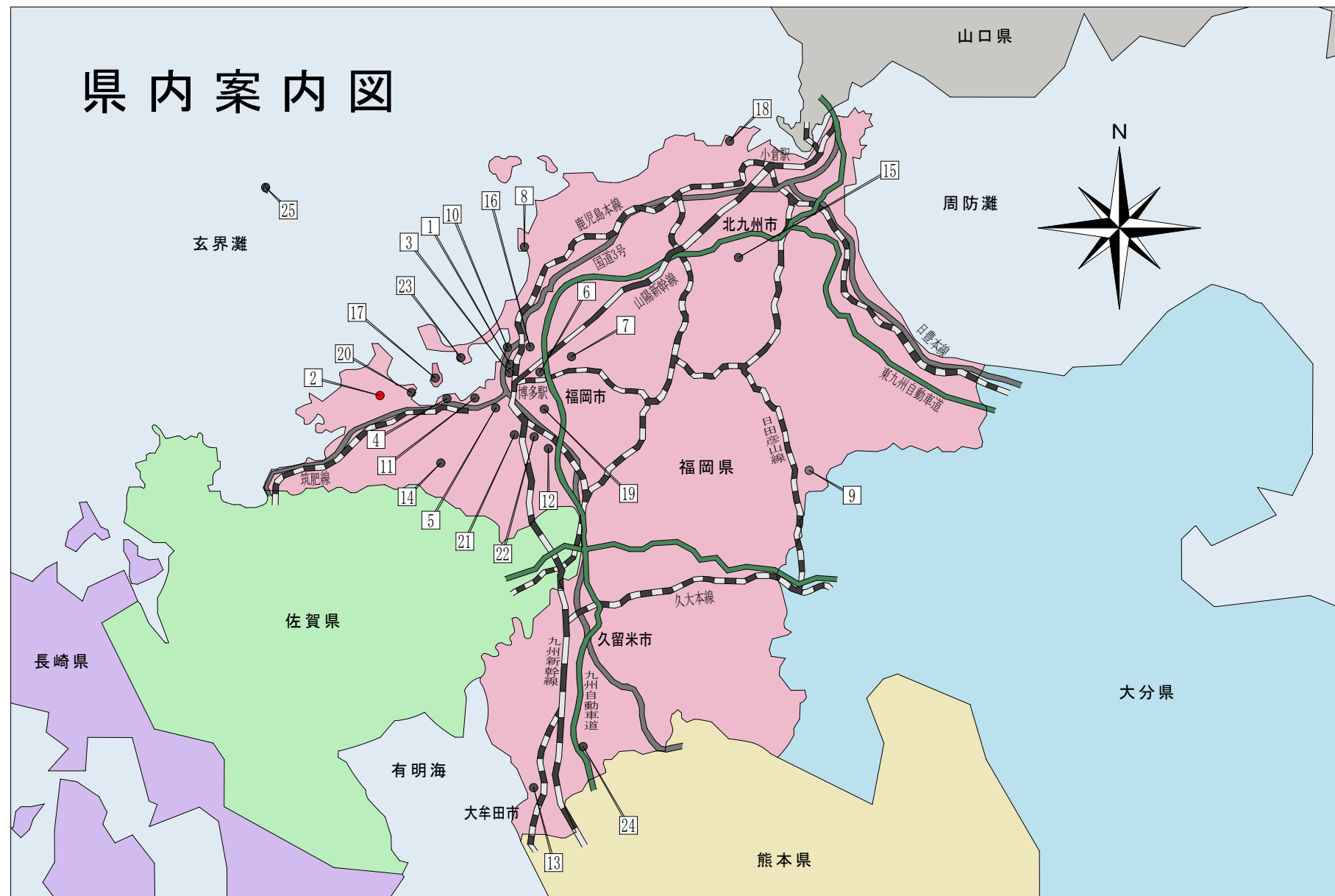
図書館行政論		<p>図書館の実践は、その組織自体の目的、規模、方針によって直接的には運営されるが、より広い文脈からも影響を受けている。そのような文脈には、親機関である大学、地方自治体、国による図書館や情報関連の政策、施策が含まれる。この授業では、公立図書館における政策・運営、大学図書館における政策・運営などをより具体的に理解することにより、図書館全体の動きと社会との関わりについて検討する。</p> <p>(オムニバス方式/全8回)</p> <p>(62 竹内 比呂也/4回) 大学図書館行政・政策・経営に関する内容を講義する。詳しくは、大学図書館の歴史的展開、制度と政策、教育・研究支援としての大学図書館機能、大学図書館機能の今後の展開等について、講義・討議を行う。</p> <p>(63 永利 和則/4回) 公立図書館行政・政策・経営に関する内容を講義する。詳しくは、公立図書館のあり方と変遷、公立図書館の指定管理者制度による運営などについて、講義・討議を行う。</p>	オムニバス方式
文書記録マネジメント論		<p>文書記録管理の基礎と現状について学ぶ。具体的には、文書や記録の定義と諸性格、文書記録管理の基本的特徴、文書記録管理の対象（公的、および私的領域）、文書記録管理の基本原則とその適用、資料の記述とメタ情報、文書記録管理の歴史、公文書管理法制、アーキビストの倫理などについての理解を深める。</p>	主要授業科目
文書記録管理政策論		<p>文書記録管理についての諸政策や学界の状況に関する講義である。変容を続ける文書記録管理の政治、社会的環境についての最新の動向を把握することが目標である。具体的には、文書記録管理についての立法や政策、根幹となる評価選別の問題、文書記録管理領域における国際協力、文書記録管理専門職の位置づけと養成、文書管理についての学会と関係団体等について概観する。</p>	
文書記録資料論		<p>文書記録の評価、選別、記述、ならびに記録を生み出す組織と業務に関する講義であり、日々排出される膨大な量の記録資料の多様な性格と、それらを生み出す組織と業務について、基本的な認識を得ることを目標とする。具体的には、文書記録の移送や受入、法的性格、評価、選別・廃棄、整理と記述、検索手段の開発、記録を排出する組織の構成、その業務プロセス等について概観する。また、企業の保有する情報について、グローバル化の進展に伴う記録管理の在り方についても考察する。</p>	
構造化文書運用演習		<p>インターネット上の情報基盤であるWeb (World Wide Web)とそこで提供されるWebサービスに関して、その基本的な仕組みを解説し、簡単な演習を使いながら基礎的な技術を習得し、簡単なWebサービスを自分で開発できるようになることを目指す。</p>	
学術情報流通論		<p>図書館の実践においては、社会全体の情報や情報メディアをめぐる動向や環境の変化に大きな影響を受ける。その中で、近代図書館がもってきた「社会における知識の集積所」としての機能への根本的な問い直しさえ起こっている。この授業では、情報と情報メディアという枠組み（フレームワーク）からとらえた図書館の基本的な機能を理解し、特に、その核となる情報流通の全体像を学び、現在の図書館が果たすべき役割や機能を検討することができる能力を身に付ける。具体的には、学術コミュニケーションシステム、電子ジャーナル、オープンアクセスなどについて学ぶ。</p>	
情報マネジメント論		<p>図書館や文書館等の情報マネジメント機関がこれまでおこなってきた情報の組織化とウェブ上の情報マネジメントに関する動向、コンピュータ技術を用いた情報の組織化に関する講義である。具体的には、図書館・文書館、博物館等における情報組織化の考え方（分類・目録・索引等）、電子的なリソースやウェブ上の情報を対象にしたメタデータの基礎や原則について学ぶ。これまで情報がどのようにマネジメントされてきたかを把握し、コンピュータ技術を導入したマネジメントに関する基礎知識を学ぶことにより、これからの情報マネジメントのあり方を検討する。</p>	主要授業科目
LSS特別講義 1		<p>ライブラリーサイエンスに関する最新のトピックに関する講義・演習を行う。特別講義 1 では、最新のトピックに関する概要やそれらを実践例など、取り上げるトピックの概要について学ぶ。オープンサイエンスの中でも大学における研究データ管理支援サービスを取り上げる。</p>	
学習科学		<p>近年、大学図書館でもラーニング・コモンズのようなスペースが設置され、人と人との協調的な学びを支援する役割が認知されつつある。学びを支援する学習環境を構築するには、学生の多様なニーズに加えて継続的な学びを支援する仕組みをデザインする必要がある。学習科学にはこれに関連する豊富な事例と知見が蓄積されている。本コースでは、学習科学における協調学習の諸理論やデザインの事例を中心に学び、新たな学習環境（活動）のデザインや評価を設計するプロセスや方法論を学ぶ。</p>	

図書館と立法調査		本授業では、図書館資源を利用した立法調査の基本的な方法や考え方を学び、立法プロセスや法律情報の取得・分析の技術を向上させることを目的とする。さらに、図書館の役割とリソースを理解し、立法調査において効果的に活用する能力を身につけることを目指す。	主要授業科目
電子資料開発論		この授業ではデータの分析や分析結果の伝達を効率的かつ効果的に行うための手法や技術を習得することを目指す。より具体的には、Python言語によるプログラミングの基礎を習得した上で、非構造化データを主とする多様なデータの分析手法を学び、また分析結果を他者に効果的に伝えるための可視化ができるようになることを目指す。	主要授業科目
レファレンスサービス論		情報ユーザーによる知の創造・継承を支援するためのレファレンスサービスに関する講義である。ここでは、情報ユーザーに対し、適切で正確な知識・情報へのアクセスを提供する、レファレンスと利用者サービスの概念、原則、テクニックを学ぶことが目標である。具体的には、情報を探索・評価・統合するテクニック、利用者との効果的な交流の方法、多様な利用者のニーズとコミュニティと嗜好の評価と対応、適切なサービスやリソース開発の計画と実行の評価等について学ぶ。	主要授業科目
ライブラリー資料論		近現代の印刷資料、非印刷資料、電子資料とネットワーク情報資源に関する流通、収集、保存、提供などに関する基礎的な知識を学ぶ。具体的には、記録された知識・情報を組織化するための目録・分類、書誌コントロール、電子的な学術情報の管理・提供方法、機関リポジトリの構築と課題、貴重資料のデジタルコレクションの構築と提供、サービスとしての情報検索サービスの評価・提案などについて理解する。	主要授業科目
文書記録活動論		文書管理組織の活動に関して講義を行う。アーカイブズ（文書館）の意義を再考し新たな展望を得るため、アーカイブズの現状と抱える諸問題についての認識を得ることを目標とする。具体的には、文書管理組織の位置づけと構成、文書管理組織の資料整理業務、利用者へのレファレンス業務、文書管理組織の広報、一般市民を対象とした啓発活動などについて概観する。	主要授業科目
文書記録特殊資料論		歴史資料（史料）の内、岡山藩士の中村家に伝わった武家文書を素材にする。史料の目録取り（整理）、撮影、読解を通して、史料群がどのような構造を持ち、そこからどのような歴史情報が読み取れるか。こうした点を、実践的に考える。	主要授業科目
文書記録サービス論		管理者・利用者双方の視点から文書記録管理やその利用方法はいかにあるべきかを考える。近年、文書記録の情報公開が重視されるようになり、利用者向けサービスの質も向上している。しかしまだまだ問題点も多い。実例に基づいて現状を把握するとともに、問題点が何かを捉え、それをどのように改善していくかを考察する。特に管理・保存と利用のバランスはいかにあるべきかに注意しながら、今後の文書記録サービスのあり方を探ることを目的とする。	主要授業科目
LSS特別講義 2		ライブラリーサイエンスに関する最新のトピックに関する講義・演習を行う。最新のトピックとして大学における研究データ管理に関する概要や研究データ管理支援としてどのようなことがあり、それらをどのように支援していくことができるかを学ぶ。	
現代情報法制論		図書館およびアーカイブに関する法的問題について概説する。まず、法学の基本的な枠組みと知識を概説した上で、図書館およびアーカイブに関する法的問題について検討するとともに、著作権やプライバシー・個人情報保護などそれらに共通する法的問題を探求する。	
情報サービスと著作権		情報の管理・提供の際に必要な著作権法に関する講義である。とくに情報の管理・提供サービスでは、全情報の活用とユーザーへの提供が重んじられるが、ここでは、情報のなかには、他人の権利が付着し、権利者以外には自由に利用できないものがあることを学ぶ。とくに、著作権法の理念と枠組み、具体的事例をおして、著作権により保護される情報とは何か、何が制限されどこまで利用できるのか、その理由もふくめて理解する。	
データマイニング		学術論文などの文書間の潜在的な関係、概念や手法間の意外性のある関係、あるいはユーザーの文献利用履歴からのユーザーの潜在的なニーズなどの発見は、ユーザーへの新たな価値ある情報の提供に繋がり、よりよい学術情報流通基盤構築に必須である。この講義では、このような解析手法の基礎的な知識と具体的な解析方法についてデータマイニングの観点から学ぶ。データマイニングの理解には、アルゴリズムやデータベース等の知識が必要だが、これらも講義中に扱うことで幅広い学生が受講しやすいよう配慮する。	

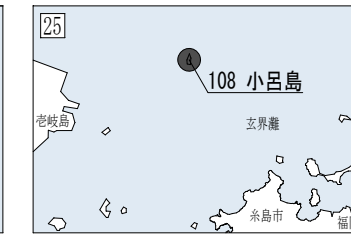
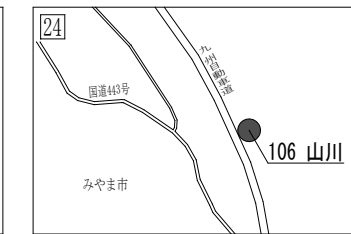
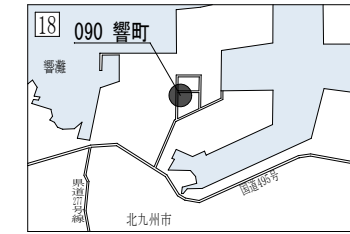
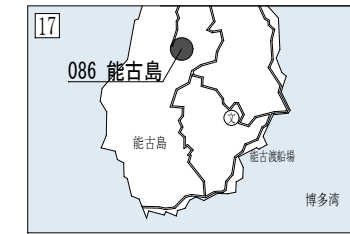
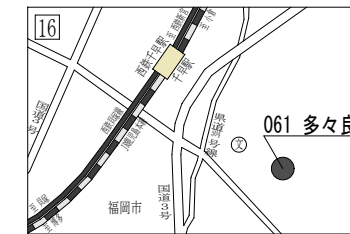
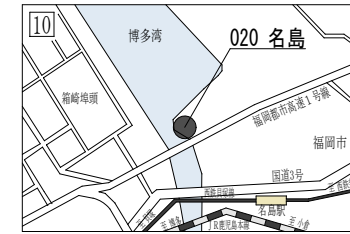
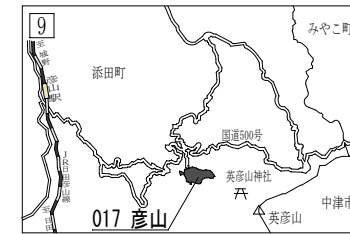
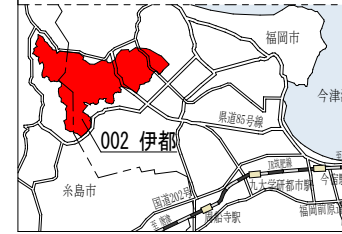
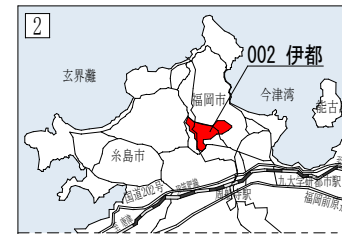
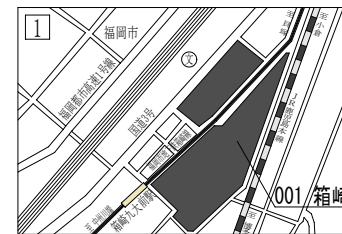
	情報セキュリティ論		図書館に関連するセキュリティ関連の技術についての講義を行う。認証、アクセス制御、プライバシー保護等に関して、それらの技術がどのようにして実現されているかとそのための基礎的な理論について理解する。また、この理解に必要な要素技術についても学ぶ。	主要授業科目
情報科学専門科目	データサイエンス演習Ⅰ		本演習では、人文情報学の方法論の一部として必要となるデータサイエンスの基礎を習得することを目標とする。具体的には、統計学、機械学習、ビッグデータ、データ可視化、データベースなどの基本的な知識と、それがどのように人文情報学において用いられているかを概観し、他の専門家の協力を得ながら自分の研究に応用できるようになることを目指す。	共同 主要授業科目
	データサイエンス演習Ⅱ		本演習は、デジタルデータの特性やその扱い方、そして人文情報学の研究事例を学んだことを前提として、実際に自分の専門分野にその方法論を応用して研究プロジェクトを計画し、遂行できるようになることを目標とする。受講者は、自分の扱うデータの特性、このデータによって答えられない問いとそうではない問い、適切な分析手法と不適切な分析手法などについての理解を深めることが期待される。また、この思考の過程を通じて、自分の専門分野に関する理解が深まることを期待する。	主要授業科目
	データベース演習		SQL言語を用いてデータベースの作成を行い、システム構築のための実践的な能力を養成する演習である。SQL言語の基本的な機能を理解しながら演習を行い、データベースの基本的な概念を理解していく。また、実際にデータベースの構築を行い、データベースを用いたウェブアプリケーション作成のための実践的なスキルを習得する。	主要授業科目
	数理統計		情報の組織化、情報の抽出（テキストマイニングも含む）、そしてそのため必要となる自然言語解析は、確率を基礎としている。また、調査や実験により得られたデータを評価する上で、統計的仮説検定が重要な手段となる。本科目では、このような情報構造のモデル化と統計的な評価・判定のための基礎を学ぶ。具体的には、確率空間、確率変数、確率分布、条件付き確率分布、分布関数、確率（密度）関数、積率、極限定理、パラメタの点推定、仮説検定、多変量解析、モデル選択などについて学ぶ。	主要授業科目
	情報評価分析論		多変量統計解析とは、複数の項目（現象のある側面の観測を通して得られる値など）の間の関連性を統計的に分析し、現象を要約した簡潔な記述を与えたり、現象の背後にある潜在因子を探索したり、複数の項目から現象を予測したりする方法であり、情報の評価分析の基礎となる。本科目では、回帰分析、判別分析、因子分析、分散分析、パス解析などの各種の多変量解析手法を学び、さらに代表的な統計解析ソフトウェアを利用した演習を通してデータ解析のスキルを身につける。	
	データサイエンス実践Ⅰ		現在、学問分野のみならず行政や企業の現場などでも、地理情報システム（GIS）による地域情報の可視化と解析などが積極的に活用されている。本講義では、こうした研究に必要な資料・統計等の収集方法、質的・量的データの分析手法、GISを用いたデータの可視化や解析について実践的に学ぶ。さらに、位置情報を含めた個人情報扱う際の注意点や研究倫理についても過去の研究例をふまえて議論する。	
	データサイエンス実践Ⅱ		本演習では、情報処理とデータサイエンスに関する知識・技術を実践で運用する能力を高めることを目指す。具体的には各種資格試験（ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験、記録情報管理士検定など）で問われている問題を中心に演習を行い、知識・技術の社会での応用力を向上させる。なお、受講生には、授業担当者が個別指導を行い、上記資格試験の受験を促す。	
	データサイエンス実践Ⅲ		近年、ドローンを用いた写真測量やレーザ測量が広く用いられるようになってきており、地形学や森林科学などの自然科学にとどまらず、考古学や地理学などの人文社会科学でも普及が進んでいる。ドローンを「飛ばす」だけでなく、測量を通じた3次元データの取得・活用までを通して体験してもらおう。その上で、各自の興味関心のある研究テーマに、3次元データがどのように活用できるのかを議論する。	
	データサイエンス発展Ⅰ		本講義は、データ分析がどのように利用されるかの具体例を、プログラム実装を意識しながら解説するとともに、画像解析など「目で見てわかりやすい」メディア処理を通して学ぶ。具体的には、プログラミング言語Pythonの導入と基礎を学んだ後、データ間の距離とクラスタリング、統計分析などについて実際に演習形式でプログラミングを行う。	

	データサイエンス発展Ⅱ		各自の研究においてデータ分析が必要となった者を対象として、各自の研究課題遂行のためのデータ分析プログラムを自ら実装することを目指し、専門教員によるコンサルティングを行う。コンサルティングは4回を基本とし、①課題の把握とアドバイス、②前回以降の進捗状況の把握とアドバイス、③前回以降の進捗状況の把握と今後に向けたアドバイス、を行う。なおデータサイエンス発展ⅠとⅡはセットであり、3回のコンサルティングおよび各自での研究実施として構成される。	
実践科目	インターンシップ		企業や行政の業務を実際に体験することにより、学生が自分の学習成果を社会の活動の中に位置づけ、更に発展させる契機となることを目的とする。1週間程度の実務体験により、現場で情報の整理と分類を行ったり、情報ガバナンスで求められる具体的な知識やスキルの習得を図り、そうした際に求められるコミュニケーション能力も向上させる。なおインターンシップ終了後に成果検討会を行い、各自の体験を相互共有することで、より汎用性の高い実践力の涵養を図る。	主要授業科目
	データサイエンスプレゼンテーション		文理を問わない多様な分野の研究者が集まる研究発表会において、修士論文の研究内容の一部を発表する。本プログラムの学生は、データサイエンスを中心に他分野の研究者からアドバイスを得ると同時に、他分野の人々の研究発表を聞き、議論に参加することによって、自らの研究の新たな可能性を開拓するきっかけを得ることが期待できる。	共同 主要授業科目
論文指導	論文指導		<p>(概要) 指導教員を中心とした指導チームによって、研究および修士学位論文作成のための助言と指導等を行う。学生は、年度の始めに、研究の進捗状況などをまとめた研究計画書の提出を求められる。なお、指導チームは、本プログラムの連係部局の教員から構成され、主指導教員1名、副指導教員2名以上を選択する。教員の選択は学生の意志に基づき決定するが、指導チームの教員は必ず複数の部局から選択するものとする。</p> <p>(1 西岡宣明) 統語論の視点から、デジタルテキストの理論分析に関する諸問題について、研究・論文指導を行う。</p> <p>(2 遠城明雄) 人文地理学における地理情報システムや空間データの利用に関わる諸問題について、研究・論文指導を行う。</p> <p>(3 小黒康正) ドイツ近現代文学に関するデジタルテキストの活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。</p> <p>(4 清水和裕) アラブ史・初期イスラーム史に関するデジタルアーカイブの活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。</p> <p>(5 鶴飼信光) イギリス文学におけるコーパスを活用したテキストの解釈の方法論について、研究・論文指導を行う。</p> <p>(6 上山あゆみ) 理論言語学の視点から、デジタルテキストの分析・活用などの諸問題について、研究・論文指導を行う。</p> <p>(7 静永 健) 中国古典文学に関するデジタル画像・テキストの活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。</p> <p>(8 森平雅彦) 朝鮮中近世史に関するデジタルアーカイブの活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。</p> <p>(9 横田理博) 倫理学の視点から、文化・社会における情報をめぐる諸問題について、研究・論文指導を行う。</p> <p>(10 Anton Schweizer) 日本美術史・建築史に関する画像データの構築とその活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。</p> <p>(11 南澤良彦) 中国古代中世思想史に関するデジタル資料の活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。</p> <p>(12 高木信宏) フランス近代文学に関するデジタルテキストの活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。</p> <p>(13 倉田 剛) 現代存在論の観点から、統計学や情報技術をめぐる諸問題について、研究・論文指導を行う。</p> <p>(14 川平敏文) 日本近世文学に関するデジタル画像・テキストの活用・分析方法などについて、研究・論文指導を行う。</p> <p>(15 青木博史) 日本語文法史に視点から、日本語歴史に関する各種コーパスの活用方法などについて、研究・論文指導を行う。</p> <p>(16 大西克智) 西洋哲学史の観点から、人間の意志および自由と技術をめぐる諸問題について、研究・論文指導を行う。</p> <p>(17 片岡 啓) インド仏教を中心とした文献研究に必要な情報処理の方法論について、研究・論文指導を行う。</p> <p>(18 高野泰志) アメリカ文学におけるコーパスを活用したテキストの解釈の方法等について、研究・論文指導を行う。</p> <p>(19 辻田淳一郎) 考古学の視点から、遺跡の空間情報データベースの構築とその利用方法について、研究・論文指導を行う。</p> <p>(20 下地理則) 言語類型論の観点から、資料のデジタル化の方法論と資料群へのその活用法について、研究・論文指導を行う。</p> <p>(21 足立 孝) スペイン中世史に関するデジタルアーカイブの活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。</p>	共同 主要授業科目

			(22 富浦洋一) 自然言語処理、特に大規模文書集合からの情報抽出や言語コーパスからの語彙知識の獲得について、研究・論文指導を行う。
			(23 藤岡健太郎) 法人文書の評価・選別、資料デジタル化、電子文書への対応などについて、研究・論文指導を行う。
			(24 石田栄美) 図書館情報学、特に研究機関におけるデータの保存、管理、共有などの諸問題について研究・論文指導を行う。
			(25 中島楽章) 中国社会史・東アジア海域史に関するデジタルアーカイブの活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。
			(26 岩崎義則) 日本近世史に関するデジタルアーカイブの活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。
			(27 東口 豊) 芸術学の視点から、AIなどの技術が社会や芸術にもたらす諸問題について、研究・論文指導を行う。
			(28 VAN GOETHEM ELLEN ELZA MELINA ALBERT) 日本古代史に関するデジタルアーカイブの活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。
			(29 吉原雅子) 現代倫理学の視点から、社会におけるAIなど情報技術をめぐる諸問題について、研究・論文指導を行う。
			(30 小笠原弘幸) オスマン帝国史やトルコ史に関するデジタルアーカイブの活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。
			(31 小野容照) 朝鮮近代史に関するデジタルアーカイブの活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。
			(32 藤井倫明) 中国近世思想史に関するデジタル資料の活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。
			(33 伊藤拓真) 西洋美術史に関する画像データの構築とその活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。
			(34 岡田貴憲) 日本中古文学に関するデジタル画像・テキストの活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。
			(35 宮崎海子) フランス現代文学におけるデジタルテキストや視聴覚メディアの活用法などについて、研究・論文指導を行う。
			(36 荒木和憲) 日本中世史に関するデジタルアーカイブの活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。
			(37 今井宏昌) ドイツ近代史に関するデジタルアーカイブの活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。
			(38 前田雅子) 生成文法理論の視点から、デジタルテキストの理論分析に関する諸問題について、研究・論文指導を行う。
			(39 太田真理) 心理言語学の視点から、言語処理の数理モデルの構築等について、研究・論文指導を行う。
			(40 CARTER CALEB) 日本宗教史に関するデジタルアーカイブの活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。
			(41 伊藤千尋) 人文地理学の視点から、地域研究における地理情報システムの利用法について、研究・論文指導を行う。
			(42 中川奈津子) 人文情報学の知見を踏まえ、情報技術を用いた量的・質的な人文学の研究・論文指導を行う。
			(43 井口千雪) 中国中近世文学に関するデジタル画像・テキストの活用分析方法について、研究・論文指導を行う。
			(44 田口武史) ドイツ近代文学・思想に関するデジタルテキストの活用・分析方法について、研究・論文指導を行う。
			(45 清水敏之) データおよびメタデータの管理、整備、共有、検索などについて、研究・論文指導を行う。
			(46 渡邊由紀子) 図書館における情報の管理・提供方法などについて、研究・論文指導を行う。
			(47 大賀 哲) 図書館資源を利用した立法調査の方法、立法プロセスや法律情報の取得・分析について、研究・論文指導を行う。
			(48 赤司友徳) 文書館における資料保存・活用、各種アーカイブズの保存・公開・利活用について、研究・論文指導を行う。
			(49 木土博成) 日本近世史に関する史料の整理・公開など高度情報資源化について、研究・論文指導を行う。
			(50 谷口雄太) ラーニングアナリティクス、データマイニング、テキストマイニングについて、研究・論文指導を行う。

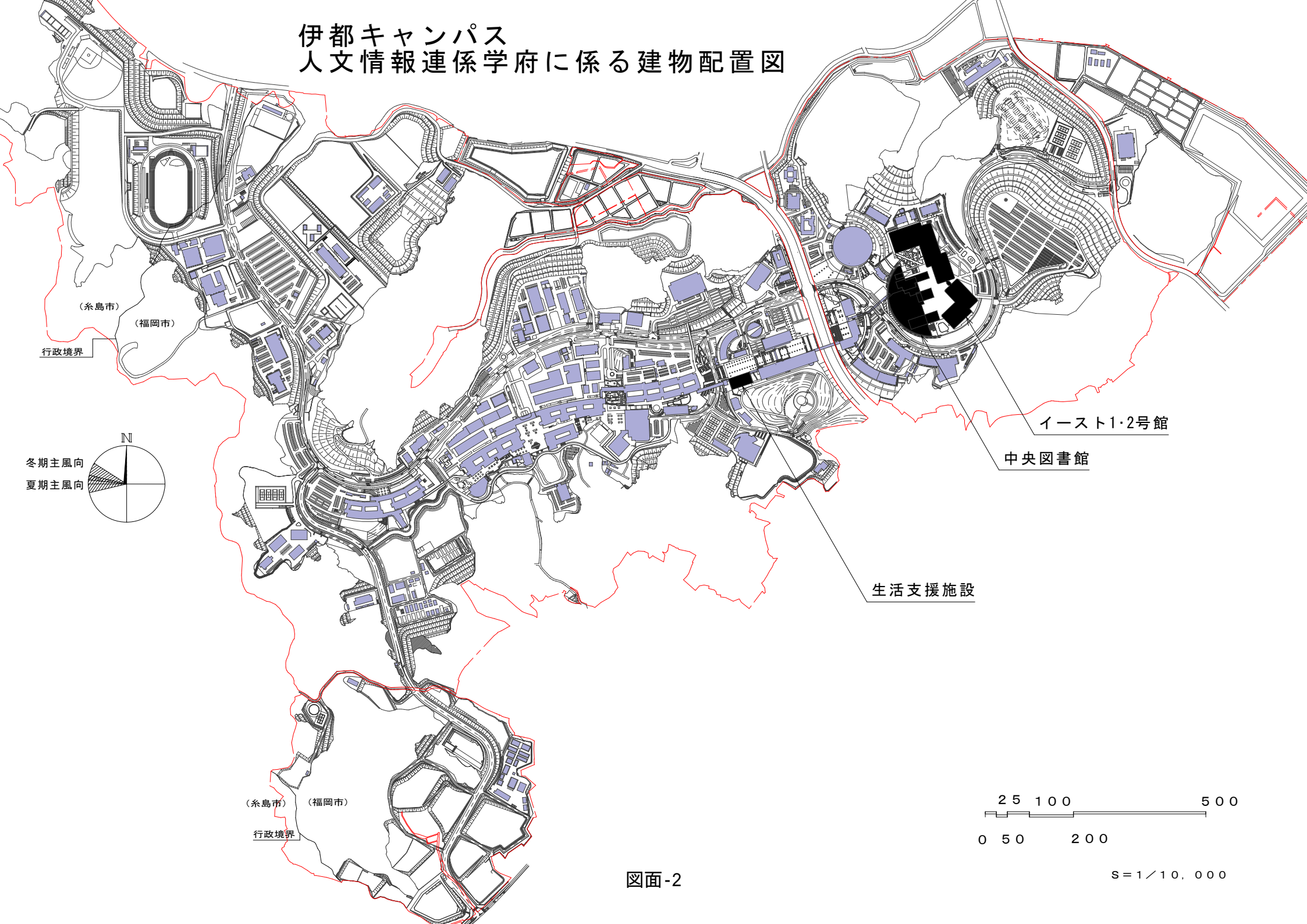


番号	団地番号	団地名	所在地	交通アクセス
1	001	箱崎	福岡市東区箱崎6丁目10番1号	
2	002	伊都	福岡市西区大字元岡744番地	J R筑肥線 九大学研都市駅より5.1Km 昭和バスにて15分
3	003	馬出	福岡市東区馬出3丁目1番1号	
4	004	姪の浜	福岡市西区小戸5丁目	
5	006	田島	福岡市城南区田島1丁目1番	
6	008	原町	福岡県糟屋郡粕屋町大字原町111	
7	009	粕屋	福岡県糟屋郡篠栗町津波黒394	
8	016	津屋崎水産	福岡県福津市津屋崎2506	
9	017	彦山	福岡県田川郡添田町大字彦山1326	
10	020	名島	福岡市東区名島1丁目2736-21	
11	025	西新	福岡市早良区西新2丁目16番23号	
11	027	西公園	福岡市中央区西公園253-1	
11	057	鳥飼	福岡市中央区鳥飼3丁目12番21	
11	062	百道浜	福岡市早良区百道浜3丁目8番34号	
12	029	筑紫	福岡県春日市春日公園6丁目1番地	
13	035	大牟田	福岡県大牟田市岬492番4内	
14	051	背振	福岡県糸島市瑞梅寺139-61	
15	055	宗像	北九州市小倉南区頂吉字頂吉山国有林3077ろ2林小班	
16	061	多々良	福岡市東区水谷1丁目2755番	
17	086	能古島	福岡市西区能古島	
18	090	響町	福岡県北九州市若松区響町3-19-1	
19	092	東平尾公園	福岡市博多区東平尾公園1丁目	
20	097	今津	福岡県福岡市西区今津83-2, 3, 4	
21	101	大橋	福岡市南区塩原4丁目9番1号	
22	102	井尻	福岡市南区井尻2丁目36番40号	
23	103	西戸崎	福岡市東区西戸崎5丁目21番6号	
24	106	山川	福岡県みやま市山川町甲田字南松233-3	
25	108	小呂島	福岡市西区大字小田1375-2, 1376-1	



図面-1

伊都キャンパス 人文情報連係学府に係る建物配置図



(糸島市)

(福岡市)

行政境界

N

冬期主風向

夏期主風向

イースト1・2号館

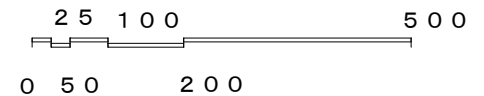
中央図書館

生活支援施設

(糸島市)

(福岡市)

行政境界



図面-2

S=1/10,000

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条の2）
- 第2章 組織等（第3条～第17条の2）
- 第3章 役員、職員等（第18条～第26条）
- 第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考・監察会議（第27条～第30条）
- 第5章 教授会（第31条）
- 第6章 雑則（第32条）

附則

- 第1章 総則
 （目的等）

第1条 九州大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。【学教法第83条】

2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。【学教法第109条】

2 本学は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

（教育研究活動状況の公表）

第2条の2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。【学教法第113条】

第2章 組織等

（学部）

第3条 本学に、次の表に掲げるとおり、学部及び学科を置く。

【学教法第85条】 【大学設置基準第4条】

学 部	学 科
共創学部	共創学科
文学部	人文学科
教育学部	
法学部	
経済学部	経済・経営学科、経済工学科
理学部	物理学科、化学科、地球惑星科学科、数学科、生物学科

医学部	医学科、生命科学科、保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	創薬科学科、臨床薬学科
工学部	電気情報工学科、材料工学科、応用化学科、化学工学科、融合基礎工学科、機械工学科、航空宇宙工学科、量子物理工学科、船舶海洋工学科、地球資源システム工学科、土木工学科、建築学科
芸術工学部	芸術工学科
農学部	生物資源環境学科

2 学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。**【大学設置基準第2条】**

3 学部又は学科ごとの卒業認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。

4 学部の教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる組織を編制するものとする。**【大学設置基準第7条】**

5 前項に定める組織の編制に当たっては、学部の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。**【大学設置基準第7条】**

6 前2項に基づき編制する組織のうち各学部の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。

7 学部の修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号）で定める。

（大学院）

第4条 本学に、九州大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。**【学教法第97条】**

2 本大学院は、本学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。**【学教法第99条】**

3 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。**【学教法第99条】**

第5条 本大学院に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号。以下「大学院設置基準」という。）第30条の2第1項で定める研究科等連係課程実施基本組織として置く連係学府を含む。以下同じ。）及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。**【学教法第100条】**

第6条 前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。**【大学院設置基準第6条】**

学 府	専 攻
人文科学府	人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻

地球社会統合科学府	地球社会統合科学専攻
人間環境学府	都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、教育システム専攻、空間システム専攻、実践臨床心理学専攻、九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻
法学府	法政理論専攻
法務学府	実務法学専攻
経済学府	経済工学専攻、経済システム専攻、産業マネジメント専攻
理学府	物理学専攻、化学専攻、地球惑星科学専攻
数理学府	数理学専攻
システム生命科学府	システム生命科学専攻
医学系学府	医学専攻、医科学専攻、保健学専攻、医療経営・管理学専攻
歯学府	歯学専攻、口腔科学専攻
薬学府	創薬科学専攻、臨床薬学専攻
工学府	材料工学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、機械工学専攻、水素エネルギーシステム専攻、航空宇宙工学専攻、量子物理工学専攻、船舶海洋工学専攻、地球資源システム工学専攻、共同資源工学専攻、土木工学専攻
芸術工学府	芸術工学専攻
システム情報科学府	情報理工学専攻、電気電子工学専攻
総合理工学府	総合理工学専攻、九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻、環境農学専攻、農業資源経済学専攻、生命機能科学専攻
統合新領域学府	ユーザー感性スタディーズ専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻
マス・フォア・イノベーション関係学府	
人文情報関係学府	

備考

- 1 各学府（備考2～4を除く。）は、博士課程とする。
 - 2 工学府共同資源工学専攻、医学系学府医科学専攻及び、歯学府口腔科学専攻及び人文情報関係学府は、修士課程とする。
 - 3 人間環境学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻及び総合理工学府九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻は、大学院設置基準第35条第1項に定める国際連携専攻とし、博士後期課程とする。
 - 4 人間環境学府実践心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は、専門職学位課程（第4条第3項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。
- 2 学府又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。**【大学院設置基準第1条の2】**
- 3 学府又は専攻ごとの修了認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。
- 4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。**【大学院設置基準第4条第1項】**
- 5 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。**【大学院設置基準第3条第1項】**
- 6 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とし、そのうち法科大学院にあつては、専ら法曹養成のための教育を行うことをその目的とする。**【専門職大学院設置基準第2条第1項、第18条】**
- 7 学府の教育研究上の目的を達成するため、学府及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる組織を編制するものとする。**【大学院設置基準第8条】 【専門職大学院設置基準第4条】**
- 8 学府の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。**【大学院設置基準第8条】**
- 9 前2項に基づき編制する組織のうち各学府の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。
- 10 学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）で定める。
- 第7条 第5条の本大学院に置く研究院は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 人文科学研究院
 - (2) 比較社会文化研究院
 - (3) 人間環境学研究院
 - (4) 法学研究院
 - (5) 経済学研究院
 - (6) 言語文化研究院
 - (7) 理学研究院
 - (8) 数理学研究院
 - (9) 医学研究院
 - (10) 歯学研究院
 - (11) 薬学研究院
 - (12) 工学研究院
 - (13) 芸術工学研究院

(14) システム情報科学研究院

(15) 総合理工学研究院

(16) 農学研究院

(基幹教育院)

第7条の2 本学に、本学の学生として共通に期待される学びの基幹を育成するための全学組織として、基幹教育院を置く。

2 基幹教育院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(高等研究院)

第7条の3 本学に、高度な研究活動の推進と展開を通じて人材を育成し、その研究成果を広く社会に還元するための全学的組織として、高等研究院を置く。

2 高等研究院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(附置研究所)

第8条 本学に、研究所を附置する。

2 前項の研究所（以下「附置研究所」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該附置研究所の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。 **【学教法第96条】**

附置研究所	目的
生体防御医学研究所	生体防御医学に関する学理及びその応用の研究
応用力学研究所	力学に関する学理及びその応用の研究
先導物質化学研究所	物質化学に関する先導的な総合研究
マス・フォア・インダストリ研究所	数学の産業応用及びその学理研究

3 各附置研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(国際研究所)

第8条の2 本学に、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所を置く。

2 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所は、カーボンニュートラル・エネルギー研究に関する基礎科学を創出するとともに、環境調和型で持続可能な社会の実現に向けた課題の解決に貢献することを目的とする。

3 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(病院)

第9条 医学部及び歯学部に、これらに附属する共用の教育研究施設として、医学部・歯学部附属病院を置き、九州大学病院（以下「病院」という。）と称する。 **【大学設置基準第39条】**

2 病院の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(附属図書館)

第10条 本学に、附属図書館を置く。 **【大学設置基準第36条】**

2 附属図書館の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

第11条 削除

(情報基盤研究開発センター)

第12条 本学に、研究、教育等に係る情報化を推進するための実践的調査研究、基盤となる設備等の整備及び提供その他専門的業務を行う全国共同利用施設として、情報基盤研究開発センターを置く。

2 情報基盤研究開発センターは、前項の業務のほか、本学における情報基盤に係るシステム開

発を行う。

3 情報基盤研究開発センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(教育関係共同利用拠点)

第12条の2 第7条の2に規定する基幹教育院は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「学教法施行規則」という。）第143条の2第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた教育関係共同利用拠点として他大学の利用に供するものとする。

(共同利用・共同研究拠点)

第12条の3 次の表に掲げる附置研究所等は、学教法施行規則第143条の3第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた共同利用・共同研究拠点としてそれぞれ学術研究の発展に資するものとする。

附置研究所等	共同利用・共同研究拠点	認定期間
生体防御医学研究所	多階層生体防御システム研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日
応用力学研究所	応用力学共同研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日
先導物質化学研究所	物質・デバイス領域共同研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日
マス・フォア・インダストリ研究所	産業数学の先進的・基礎的共同研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日
情報基盤研究開発センター	学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日

(エネルギー研究教育機構)

第12条の4 本学に、エネルギー分野における高度な研究及び教育活動を推進するための全学的組織として、エネルギー研究教育機構を置く。

2 エネルギー研究教育機構の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(アジア・オセアニア研究教育機構)

第12条の5 本学に、アジア・オセアニア地域における社会的課題の解決、課題の発掘及び提示に向けた研究教育活動を推進するための全学的組織として、アジア・オセアニア研究教育機構を置く。

2 アジア・オセアニア研究教育機構の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究センター)

第13条 本学に、次に掲げるいずれかの機能を担い、本学の教員その他の者が共同して教育研究活動を行う組織として、学内共同教育研究センターを置く。【学教法第96条】

- (1) 主に教育又は研究活動を支援すること。
- (2) 主に教育又は研究を推進すること。
- (3) その他全学業務を推進すること。

2 学内共同教育研究センターは、次の表の左欄に掲げるとおりとし、そのうち設置期間を定める学内共同教育研究センターの当該設置期間の満了する日は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

--	--

学内共同教育研究センター	設置期間の満了する日
実験生物環境制御センター	
熱帯農学研究センター	
アイソトープ統合安全管理センター	
中央分析センター	
留学生センター	
総合研究博物館	
システムL S I 研究センター	令和13年3月31日
国際宇宙惑星環境研究センター	令和14年3月31日
韓国研究センター	
医療系統合教育研究センター	
超伝導システム科学研究センター	令和15年3月31日
未来デザイン学センター	
超顕微解析研究センター	
環境安全センター	
西部地区自然災害資料センター	
大学文書館	
ロバート・ファン/アントレプレナーシップ・センター	
アドミッションセンター	
水素エネルギー国際研究センター	
未来化学創造センター	令和7年3月31日
鉄鋼リサーチセンター	令和7年3月31日
低温センター	
加速器・ビーム応用科学センター	

グリーンテクノロジー研究教育センター	令和10年3月31日
シンクロトロン光利用研究センター	
先端医療オープンイノベーションセンター	令和7年3月31日
極限プラズマ研究連携センター	令和11年3月31日
有体物管理センター	
分子システム科学センター	令和10年3月31日
日本エジプト科学技術連携センター	令和11年3月31日
プラズマナノ界面工学センター	令和11年3月31日
EUセンター	令和11年3月31日
環境発達医学研究センター	令和13年3月31日
ユヌス&椎木ソーシャル・ビジネス研究センター	令和6年9月30日
医用生体工学研究センター	令和8年3月31日
次世代燃料電池産学連携研究センター	令和14年3月31日
科学技術イノベーション政策教育研究センター	令和8年3月31日
先端素粒子物理研究センター	令和15年3月31日
水素材料先端科学研究センター	令和10年3月31日
アジア埋蔵文化財研究センター	令和10年3月31日
キャンパスライフ・健康支援センター	
五感応用デバイス研究開発センター	令和10年10月31日
サイバーセキュリティセンター	
数理・データサイエンス教育研究センター	令和10年3月31日
植物フロンティア研究センター	令和10年3月31日
最先端有機光エレクトロニクス研究センター	令和11年3月31日
都市研究センター	令和11年3月31日

次世代接着技術研究センター	令和11年3月31日
先進電気推進飛行体研究センター	令和12年3月31日
ネガティブエミッションテクノロジー研究センター	令和8年3月31日
ラーニングアナリティクスセンター	令和8年3月31日
洋上風力研究教育センター	令和9年3月31日
感染症創薬研究センター	令和10年3月31日
国際教育ナビゲーションセンター	令和11年3月31日

3 各学内共同教育研究センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(学部等の附属施設)

第14条 次の表の左欄に掲げる学部、学府、研究院、附置研究所等に、それぞれ同表の右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設を置く。 **【大学設置基準第39条】**

学 部 等	附 属 施 設
理学部	天草臨海実験所
工学部	高専連携教育推進センター
農学部	農場、演習林
人間環境学府	総合臨床心理センター
工学府	ものづくり工学教育研究センター
システム情報科学府	電気エネルギーシステム教育研究センター、価値創造型半導体人材育成センター
薬学府	薬用植物園
生物資源環境科学府	水産実験所
比較社会文化研究院	浅海底フロンティア研究センター
人間環境学研究院	環境建築R&Eセンター
理学研究院	地震火山観測研究センター
医学研究院	胸部疾患研究施設、心臓血管研究施設、脳神経病研究施設、ヒト疾患モデル研究センター、総合コホートセンター、プレジジョンメディシン研

	究センター
歯学研究院	オーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センター、歯科発生再生研究センター
薬学研究院	産学官連携創薬育薬センター、グリーンファルマ構造解析センター
工学研究院	環境工学研究教育センター、アジア防災研究センター、小分子エネルギーセンター、次世代蓄エネルギーデバイス研究センター、次世代経皮薬物送達研究センター
芸術工学研究院	応用知覚科学研究センター、応用生理人類学研究センター、環境設計グローバル・ハブ、SDGsデザインユニット、社会包摂デザイン・イニシアティブ、デザイン基礎学研究センター
システム情報科学研究院	光・量子プロセス研究開発センター、量子コンピューティングシステム研究センター
農学研究院	生物的防除研究施設、遺伝子資源開発研究センター、国際農業教育・研究推進センター、イノベティブバイオアーキテクチャーセンター、昆虫科学・新産業創生研究センター、アクアバイオリソース創出センター
生体防御医学研究所	高深度オミクスサイエンスセンター、システム免疫学統合研究センター
応用力学研究所	大気海洋環境研究センター、高温プラズマ理工学研究センター、海洋プラスチック研究センター、再生可能流体エネルギー研究センター
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所	次世代冷媒物性評価研究センター、三井化学カーボンニュートラル研究センター、エネルギーシステムデザイン研究センター
情報基盤研究開発センター	汎オミクス計測・計算科学センター

2 各附属施設の内部組織その他必要な事項は、当該学部等の長が、別に定める。
(情報統括本部)

第15条 本学に、全学的な情報支援を行うための組織として、情報統括本部を置く。

2 情報統括本部の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 全学的な情報基盤の整備

(2) 情報技術を用いた教育研究及び大学運営に関わる業務の総合的な支援

3 情報統括本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(統合移転推進本部)

第15条の2 本学に、統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画を推進するための組織として、統合移転推進本部を置く。

2 統合移転推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(基金本部)

第15条の3 本学に、九州大学基金による支援助成事業及び基金強化事業（以下「基金事業」という。）を推進するための組織として、基金本部を置く。

- 2 基金本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
（広報本部）

第15条の4 本学に、広報戦略の策定及び広報活動の推進を図るための組織として、広報本部を置く。

- 2 広報本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
（グローバル化推進本部）

第15条の5 本学に、全学的なグローバル化を推進するための組織として、グローバル化推進本部を置く。

- 2 グローバル化推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
（学術研究・産学官連携本部）

第15条の6 本学に、全学の学術研究及び産学官連携を推進するための組織として、学術研究・産学官連携本部を置く。

- 2 学術研究・産学官連携本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
（未来社会デザイン統括本部）

第15条の7 本学に、全学的な社会的課題解決の取組を推進するための組織として、未来社会デザイン統括本部を置く。

- 2 未来社会デザイン統括本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
（データ駆動イノベーション推進本部）

第15条の8 本学に、全学的なデータ駆動型活動の推進及び新たなデジタル社会のあるべき姿を研究するための組織として、データ駆動イノベーション推進本部を置く。

- 2 データ駆動イノベーション推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
（未来人材育成機構）

第15条の9 本学に、博士課程をはじめとする全学の教育改革及び教育の質の向上を推進するための組織として、未来人材育成機構を置く。

- 2 未来人材育成機構の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
（推進室等）

第16条 本学に、特定の重要事項を企画、推進又は支援する組織として、推進室等を置く。

- 2 前項の推進室等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該推進室等の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

推進室等	目的
社会連携推進室	社会連携（産学官連携を除く。）の推進を支援すること。
国際戦略企画室	国際化に資する戦略的な取組に関する企画・立案・推進を行うこと。
SHAREオフィス	全学的なグローバル化の推進を支援すること。
インスティテューショナル・リサーチ室	大学運営の基礎となる情報の調査・収集・分析及び提供により、大学の意思決定を支援すること。
キャンパス計画室	キャンパス計画の推進を支援すること。
環境安全衛生推進室	安全衛生の推進を支援すること。
ハラスメント対策推進室	ハラスメントの防止及び対策の推進を支援すること。

男女共同参画推進室	男女共同参画の推進を支援すること。
情報環境整備推進室	情報環境整備の推進を支援すること。
統合移転事業推進室	統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画に係る企画・立案を行うこと。
法務統括室	法務機能の強化に係る企画・立案を行うこと。
基金事業推進室	九州大学基金に係るファンドレイジング（本学が行う寄附獲得のための活動をいう。）に関すること。
同窓生連携推進室	同窓生との連携に関すること。
広報戦略推進室	広報戦略に基づく広報活動の推進を支援すること。
跡地処分統括室	移転跡地処分のリスクマネジメントに係る企画・立案等を行うこと。
総長支援室	総長の指示に基づく大学全体の戦略等に係る企画・立案・調整・情報収集を行うこと。
危機管理室	危機管理及び危機発生時の対応に関すること。
研究戦略企画室	本学の研究戦略に基づき大学全体の研究力強化に向けた取組等に係る具体的な企画・立案及び制度設計を行うこと。
財務戦略室	寄附金をはじめ外部資金獲得の渉外活動に係る情報収集、調査分析、全学的な計画策定、評価改善及び人材育成に関すること。

3 前項の各推進室等の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（伊都診療所）

第16条の2 本学に、伊都診療所（以下「診療所」という。）を置く。

2 診療所の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（事務組織）

第17条 本学に、庶務、会計、施設及び学生の厚生補導等に関する事務を行うため事務局を置く。

2 本学の学部、学府等に、その事務を行うため事務部を置く。ただし、必要がある場合は、数個の学部等の事務を併せて行う事務部を置く。

3 前2項に規定する事務組織のほか、本学に、内部監査を実施させるとともに、監事監査の事務を補助させるため監査・コンプライアンス室を置く。

4 前3項の事務組織の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

【大学設置基準第7条】

（統括技術部及び技術部）

第17条の2 本学に、教育研究のための技術支援に関する全学的組織として、統括技術部を置く。

2 本学の学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所等に、教育研究に関する技術的な支援を行わせるため、技術部を置くことができる。

3 第1項の統括技術部及び前項の技術部の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

第3章 役員、職員等

(役員)

第18条 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第10条の規定に基づき、本学に、役員として、学長（「総長」と称する。）、理事10人以内（1人以上の非常勤の理事（その任命の際現に本学の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）に限る。）を置く場合にあつては、11人以内）及び監事2人を置く。

2 前項の理事のうち2人以上（学外者が総長に任命されている場合は1人以上）は、学外者とする。

3 第1項の監事のうち少なくとも1人は、常勤とする。

【法人法第10条】

第19条 総長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

【学教法第92条】 【法人法第11条】

2 総長は、この規則その他の総長が定める規則等において理事又は職員に委任する業務について報告を求め、必要な措置を命じ、又はその措置を自ら行うことができる。

第20条 理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して本学の業務を掌理し、総長に事故があるときはその職務を代理し、総長が欠員のときはその職務を行う。

【法人法第11条】

第21条 監事は、本学の業務を監査する。この場合において、監事は、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況を調査することができる。

【法人法第11条】

(職員)

第22条 本学に、教員、事務職員、技術職員、高度専門職員その他必要な職員を置く。

2 前項の教員は、教授、准教授、講師、助教、准助教及び助手（「教務助手」と称する。）とする。

3 教授、准教授、講師、助教及び教務助手の職務は学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条の定めるところによるものとし、准助教の職務は教授及び准教授の職務を助けることとする。

【学教法第92条】

(副学長)

第23条 本学に、総長の定めるところにより、総長を助け、命を受けて校務をつかさどるため、副学長若干人を置く。

2 副学長は、理事のうちから総長が指名する者が兼ねる。

3 前項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合は、職員のうちから総長が指名する者が副学長を兼ねることができるものとする。

【学教法第92条】

(副理事)

第24条 本学に、総長の定めるところにより、理事の職務を助けるため、副理事若干人を置く。

2 副理事は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

(総長補佐)

第24条の2 本学に、総長の定めるところにより、総長が命ずる特定の事項を担当し、総長を助けるため、総長補佐若干人を置くことができる。

2 総長補佐は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

(部局長等)

第25条 学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館及び情報基盤研究開発センター（以下「部局」という。）に長（以下「部局長」という。）を置く。

2 部局長は、当該部局の業務を掌理する。

3 各部局に、副部局長を置くことができる。

4 副部局長は、部局長の定めるところにより、部局長を補佐して部局の業務を処理し、部局長に事故があるときはその職務を代理し、部局長が欠員のときはその職務を行う。

- 5 部局長及び副部局長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
- 6 学科及び専攻に、それぞれ学科長又は専攻長を置くことができる。
- 7 学科長及び専攻長の任命手続その他必要な事項は、別に定めるものとする。
(センター長等)

第26条 学内共同教育研究センターに長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長は、当該学内共同教育研究センターの業務を掌理する。
- 3 各学内共同教育研究センターに、副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、センター長の定めるところにより、センター長を補佐して当該学内共同教育研究センターの業務を処理し、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 センター長及び副センター長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

第26条の2 (削除)

(所長)

第26条の3 診療所に、所長を置く。

- 2 所長は、診療所の業務を掌理する。
- 3 所長は、本学の教員のうちから総長が指名する。
第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考・監察会議
(役員会)

第27条 本学に、法人法第11条第3項各号に規定する事項を審議するため、総長及び理事で構成する役員会を置く。 【法人法第11条】

- 2 役員会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
(経営協議会)

第28条 本学に、法人法第20条の規定に基づき、本学の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。 【法人法第20条】

- 2 経営協議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
(教育研究評議会)

第29条 本学に、法人法第21条の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。 【法人法第21条】

- 2 教育研究評議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
(総長選考・監察会議)

第30条 本学に、法人法第12条第2項から第5項までの規定に基づき、学長選考・監察会議（「総長選考・監察会議」と称する。以下「選考会議」という。）を置く。 【法人法第12条】

- 2 選考会議の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。
第5章 教授会

第31条 部局（病院及び附属図書館を除く。）に、教授会を置く。 【学教法第93条】

- 2 教授会の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項は、九州大学教授会通則（平成16年度九大規則第8号）で定める。

第6章 雑則

(雑則)

第32条 この規則に定めるもののほか、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 法人法附則第16条第1項の規定に基づき本学に置かれる九州大学医療技術短期大学部（以下「短期大学部」という。）は、平成16年4月1日に短期大学部に在学する学生が短期大学部に在学しなくなる日において、廃止する。
- 3 前項の短期大学部に在学する学生の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学医療技術短期大学部学則（昭和46年4月8日施行）等の規定によるものとする。

- 4 法人法附則第17条の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた九州芸術工科大学に在学する者（以下「在学者」という。）の卒業又は大学院の課程修了のため必要となる教育は、九州大学芸術工学部（以下「芸術工学部」という。）又は九州大学大学院芸術工学府（以下「芸術工学府」という。）において行うものとする。
- 5 前項の在学者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州芸術工科大学学則（平成5年4月1日施行）等の規定によるものとする。ただし、これによることができない事項については、総長又は芸術工学部若しくは芸術工学府の教授会が定めるところによる。
- 6 第12条の3に規定する附置研究所等は、文部科学大臣の認定期間である平成34年3月31日までの間存続するものとする。
- 7 第13条第1項に規定する宙空環境研究センターは、平成24年3月31日まで存続するものとする。
- 8 第14条第1項に規定する工学研究院附属の環境システム科学研究センターは平成20年3月31日まで、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは平成23年3月31日まで、応用力学研究所附属の力学シミュレーション研究センター及び炉心理工学研究センターは平成19年3月31日まで存続するものとする。
- 9 法人法等関係法令又はこの学則等に基づき定める諸規則等のほか、承継的、定型的又は簡易な事項で総長が必要と認めるものについては、当分の間、総長が定めるところにより、廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づき設置された九州大学の諸規則等の規定を適用又は準用するものとする。

附 則（平成16年度九大規則第193号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 人間環境学府発達・社会システム専攻は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第4号）

- 1 この規則は、平成17年7月15日から施行し、平成17年7月1日から適用する。
- 2 改正後の第13条第1項に規定するデジタルメディシン・イニシアティブ及びアジア総合政策センターは、平成22年6月30日まで存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第23号）

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第30号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 薬学部総合薬学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成18年度九大規則第2号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第25号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第37号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条第1項に規定する応用力学研究所附属の東アジア海洋大気環境研究センター及び高温プラズマ力学研究センターは、平成29年3月31日まで存続するものとする。
- 3 改正後の第22条第2項に規定する准助教の職種は、平成19年4月1日に当該職に在職する者が在職しなくなる日において、廃止する。

附 則（平成19年度九大規則第27号）

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第31号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第58号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 理学府基礎粒子系科学専攻、分子科学専攻、凝縮系科学専攻及び生物科学専攻並びに医学系学府機能制御医学専攻、生殖発達医学専攻、病態医学専攻、臓器機能医学専攻、分子常態医学専攻及び環境社会医学専攻は、改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 新規則第14条第1項に規定する工学研究院附属の循環型社会システム工学研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成20年度九大規則第1号）

この規則は、平成20年4月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年度九大規則第9号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第37号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 システム情報科学府情報理学専攻、知能システム学専攻、情報工学専攻、電気電子システム工学専攻及び電子デバイス工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新学則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成21年度九大規則第1号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第5号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第12号）

この規則は、平成21年8月1日から施行し、第13条第1項にシンクロトロン光利用研究センターを加える改正規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成21年度九大規則第20号）

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第36条の6の規定は、平成21年9月1日から適用する。

附 則（平成21年度九大規則第33号）

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第49号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 法学府基礎法学専攻、公法・社会法学専攻、民刑事法学専攻、国際関係法学専攻及び政治学専攻並びに薬学府医療薬科学専攻（修士課程）及び創薬科学専攻（修士課程）並びに工学府機械科学専攻及び知能機械システム専攻並びに生物資源環境科学府生物資源開発管理学専攻、植物資源科学専攻、生物機能科学専攻、動物資源科学専攻、農業資源経済学専攻、生産環境科学専攻、森林資源科学専攻及び遺伝子資源工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）附則第6項の規定にかかわらず、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは、廃止する。

附 則（平成22年度九大規則第1号）

この規則は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年度九大規則第6号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第12号）

- 1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。ただし、第13条第1項に応用知覚研究セ

ンターを加える改正規定は同年9月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定する応用知覚研究センターは、平成24年3月31日まで存続するものとする。

附 則 (平成22年度九大規則第30号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第45号)

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第47号)

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第74号)

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第78号)

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第81号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第1号)

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第4号)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第8号)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定するシステム情報科学府附属の高度ICT人材教育開発センターは、平成32年3月31日まで存続するものとする。

附 則 (平成23年度九大規則第10号)

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第12号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第68号)

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第72号)

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第80号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行前に設置された薬学府医療薬科学専攻(博士後期課程)及び創薬科学専攻(博士後期課程)は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則 (平成24年度九大規則第11号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第29号)

- 2 この規則は、平成24年12月1日から施行する。ただし、第25条に係る改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第36号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第37号)

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第42号)

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第45号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定する自然エネルギー統合利用センターは、平成35年3月31日まで存続するものとする。
 - 附 則（平成25年度九大規則第2号）
この規則は、平成25年5月1日から施行する。
 - 附 則（平成25年度九大規則第8号）
この規則は、平成25年6月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
 - 附 則（平成25年度九大規則第10号）
この規則は、平成25年7月1日から施行する。
 - 附 則（平成25年度九大規則第16号）
この規則は、平成25年8月1日から施行する。ただし、知的財産本部の名称及び目的に係る改正規定は、平成25年9月1日から施行する。
 - 附 則（平成25年度九大規則第40号）
この規則は、平成25年11月1日から施行する。
 - 附 則（平成25年度九大規則第47号）
この規則は、平成25年12月1日から施行する。ただし、第14条第1項の表に薬学研究院の項を加える改正規定は、平成26年1月1日から施行する。
 - 附 則（平成25年度九大規則第51号）
この規則は、平成26年1月1日から施行する。
 - 附 則（平成25年度九大規則第76号）
この規則は、平成26年1月27日から施行する。
 - 附 則（平成25年度九大規則第78号）
この規則は、平成26年3月1日から施行する。
 - 附 則（平成25年度九大規則第83号）
- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 比較社会文化学府は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学府に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
 - 附 則（平成26年度九大規則第2号）
この規則は、平成26年4月30日から施行し、この規則による改正後の九州大学学則の規定は、平成26年4月1日から適用する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第6号）
この規則は、平成26年8月1日から施行する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第11号）
この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第13条第1項の表に係る改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第60号）
この規則は、平成26年12月1日から施行する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第70号）
この規則は、平成27年1月22日から施行する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第76号）
- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 九州大学高等教育機構規則（平成18年度九大規則第3号）は、廃止する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第77号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第120号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年度九大規則第2号）
この規則は、平成27年6月1日から施行する。

- 附 則 (平成27年度九大規則第9号)
この規則は、平成27年10月1日から施行する。
- 附 則 (平成27年度九大規則第21号)
この規則は、平成27年12月1日から施行する。
- 附 則 (平成27年度九大規則第23号)
この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 附 則 (平成27年度九大規則第26号)
この規則は、平成28年2月1日から施行する。
- 附 則 (平成27年度九大規則第31号)
この規則は、平成28年3月1日から施行する。
- 附 則 (平成27年度九大規則第34号)
- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
 - この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定する次世代冷媒物性評価研究センターは、平成33年3月31日まで存続するものとする。
- 附 則 (平成28年度九大規則第3号)
この規則は、平成28年6月1日から施行する。
- 附 則 (平成28年度九大規則第8号)
この規則は、平成28年7月1日から施行する。
- 附 則 (平成28年度九大規則第14号)
この規則は、平成28年7月29日から施行する。
- 附 則 (平成28年度九大規則第20号)
この規則は、平成28年10月1日から施行する。
- 附 則 (平成28年度九大規則第65号)
この規則は、平成28年12月1日から施行する。
- 附 則 (平成28年度九大規則第69号)
この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 附 則 (平成28年度九大規則第76号)
この規則は、平成29年2月1日から施行する。
- 附 則 (平成28年度九大規則第81号)
この規則は、平成29年3月1日から施行する。
- 附 則 (平成28年度九大規則第85号)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項の表中のオーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センターを加える規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 附 則 (平成29年度九大規則第1号)
この規則は、平成29年5月1日から施行する。
- 附 則 (平成29年度九大規則第5号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成29年度九大規則第8号)
この規則は、平成29年10月1日から施行する。
- 附 則 (平成29年度九大規則第23号)
この規則は、平成29年11月1日から施行する。
- 附 則 (平成29年度九大規則第40号)
この規則は、平成30年1月1日から施行する。
- 附 則 (平成29年度九大規則第48号)
この規則は、平成30年2月1日から施行する。
- 附 則 (平成29年度九大規則第67号)
- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
 - 生物資源環境科学府生物産業創成専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1

項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成30年度九大規則第1号）

この規則は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年度九大規則第11号）

この規則は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第13条の2の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年度九大規則第18号）

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第22号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第49号）

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第60号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第2号）

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第4号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第19号）

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第24号）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 芸術工学部環境設計学科、工業設計学科、画像設計学科、音響設計学科及び芸術情報設計学科は、この規則による改正後の九州大学学則第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（令和2年度九大規則第5号）

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第17号）

この規則は、令和2年10月26日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則（令和2年度九大規則第35号）

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第41号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 工学部建築学科、電気情報工学科、物質科学工学科、地球環境工学科、エネルギー科学科及び機械航空工学科、工学府物質創造工学専攻、物質プロセス工学専攻、材料物性工学専攻、化学システム工学専攻、建設システム工学専攻、都市環境システム工学専攻、海洋システム工学専攻及びエネルギー量子工学専攻、システム情報科学府情報学専攻、情報知能工学専攻及び電気電子工学専攻並びに総合理工学府量子プロセス理工学専攻、物質理工学専攻、先端エネルギー理工学専攻、環境エネルギー工学専攻及び大気海洋環境システム学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第3条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該学科又は専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（令和3年度九大規則第1号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第50号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第55号）

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第60号）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第62号）

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第67号）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 芸術工学府芸術工学専攻及びデザインストラテジー専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（令和4年度九大規則第4号）

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規則第20号）

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規則第24号）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 統合新領域学府ユーザー感性学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 九州大学先導的研究センター規則（平成26年度九大規則第93号）は、廃止する。

附 則（令和5年度九大規則第2号）

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規則第3号）

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規則第4号）

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規則第6号）

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規則第20号）

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規則第22号）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規則第32号）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第26条の2の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年度九大規則第 号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

九州大学学則の一部を改正する規則（案）

令和 6 年度九大規則第 号
制 定：令和 7 年 月 日

大学院総合理工学府に九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻を設置すること及び人文情報連係学府を設置することに伴い、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)																						
(略)	(略)																						
<p>第 5 条 本大学院に、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 100 条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府（大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号。以下「大学院設置基準」という。）第 30 条の 2 第 1 項で定める研究科等連係課程実施基本組織として置く連係学府を含む。以下同じ。）及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。</p> <p>第 6 条 前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 府</th> <th style="text-align: center;">専 攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総合理工学府</td> <td style="text-align: center;">総合理工学専攻、九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">マス・フォア・イノベーション連係学府</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人文情報連係学府</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 (略) 2 工学府共同資源工学専攻、医学系学府医科学専攻、歯学府口腔科学専攻及び人文情報連係学府は、修士課程とする。 3 人間環境学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻及び総合理工学</p>	学 府	専 攻	(略)		総合理工学府	総合理工学専攻、九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻	(略)		マス・フォア・イノベーション連係学府		人文情報連係学府		<p>第 5 条 (同左)</p> <p>第 6 条 (同左)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 府</th> <th style="text-align: center;">専 攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総合理工学府</td> <td style="text-align: center;">総合理工学専攻</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">マス・フォア・イノベーション連係学府</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 (略) 2 工学府共同資源工学専攻、医学系学府医科学専攻及び歯学府口腔科学専攻は、修士課程とする。 3 人間環境学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻は、大学院設置</p>	学 府	専 攻	(略)		総合理工学府	総合理工学専攻	(略)		マス・フォア・イノベーション連係学府	
学 府	専 攻																						
(略)																							
総合理工学府	総合理工学専攻、九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻																						
(略)																							
マス・フォア・イノベーション連係学府																							
人文情報連係学府																							
学 府	専 攻																						
(略)																							
総合理工学府	総合理工学専攻																						
(略)																							
マス・フォア・イノベーション連係学府																							

<p>府九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻は、大学院設置基準第35条第1項に定める国際連携専攻とし、博士後期課程とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>基準第35条第1項に定める国際連携専攻とし、博士後期課程とする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>2～10 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>2～10 (略)</p> <p>(略)</p>

附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

目次

- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 入学、再入学、転学及び編入学等（第9条～第17条の3）
- 第3章 教育方法等（第17条の4～第26条）
- 第4章 修了要件及び学位授与（第27条～第32条）
- 第5章 退学、留学及び休学（第33条～第36条）
- 第6章 表彰、除籍及び懲戒（第37条～第40条）
- 第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第41条～第45条）
- 第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生（第46条～第51条）
- 第9章 専門職大学院の教育方法等（第52条～第58条）
- 第10章 国際連携専攻（第59条～第63条）

附則

- 第1章 総則
（趣旨）

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第6条第10項の規定に基づき、学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学に必要な事項を定めるものとする。

（修業年限等）

第2条 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）の標準修業年限は、5年とする。

【大学院設置基準第4条】

2 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

【大学院設置基準第4条】

3 後期3年の課程のみの博士課程（以下「後期のみの博士課程」という。）の標準修業年限は、3年とする。

【大学院設置基準第4条】

4 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、修士課程として取り扱うものとする。

【大学院設置基準第4条】

5 前項の規定にかかわらず、システム生命科学府の博士課程にあつては、この区分を設けないものとする。

6 第4項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」（マス・フォア・イノベーション関係学府にあつては、「博士前期課程」と称する。）及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。

7 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

【大学院設置基準第3条】

8 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他の特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各学府規則の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。

【大学院設置基準第3条】

第3条 専門職学位課程（法務学府実務法学専攻（以下「法科大学院」という。）を除く。）の標

準修業年限は、2年とする。

【専門職大学院設置基準第2条】

2 法科大学院の標準修業年限は、3年とする。

【専門職大学院設置基準第18条】

(在学期間の限度)

第4条 九州大学大学院(以下「本大学院」という。)における同一学府の在学期間の限度は、修士課程は4年、博士後期課程及び後期のみの博士課程は6年、一貫制博士課程は10年とする。

2 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程は、8年とする。

第5条 専門職学位課程(法科大学院を除く。)における在学期間の限度は4年とし、法科大学院における在学期間の限度は6年とする。

(定員)

第6条 各学府の学生の定員は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(学年及び学期)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

【学教法規則第163条】

2 学期の区分は、各学府規則において定める。

3 前項に定める各学期は、2つの授業期間に区分することができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第23条】

(休業日)

第8条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

九州大学記念日 5月11日

別に定める春季、夏季及び冬季の各休業日

2 臨時の休業日は、その都度定める。

3 前2項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことがある。

第2章 入学、再入学、転学及び編入学等

(入学の時期)

第9条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。

2 国際連携専攻の入学時期は、前項の規定にかかわらず、別に定めることができる。

【学教法規則第163条】

(修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程の入学資格)

第10条 修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの **【学教法第102条、学教法規則第155条】**

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学させることができる。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

【学教法第102条、学教法規則第159条、第160条】

（博士後期課程及び後期のみの博士課程の入学資格）

第11条 博士後期課程及び後期のみの博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第27条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

【学教法第102条、学教法規則第156条】

（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の入学資格）

第12条 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの **【学教法第102条、学教法規則第155条】**
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、医学系学府医学専攻、歯学学府歯学専攻及び薬学学府臨床薬学専攻の博士課程に入学させることができる。
- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者 **【学教法第102条、学教法規則第159条、第160条】**

(入学資格審査)

第13条 第10条第1項第10号、第11条第8号及び前条第1項第8号の入学資格審査の実施方法等については、学府教授会の議を経て各学府長が別に定める。

(入学の出願)

第13条の2 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者選抜)

第14条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。

2 入学者選抜の細部については、学府教授会の議を経て各学府長が別に定める。

第14条の2 本大学院の学府の修士課程を修了し、引き続き博士後期課程及び後期のみの博士課程へ進学を志願する者については前条の規定を準用するものとする。

(入学の手續及び許可)

第14条の3 総長は、第14条第1項の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに入学料の納付（入学料の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予を受けようとする者にあつては、当該免除又は徴収猶予に係る申請）及び所定の書類の提出を完了したものに入学を許可する。

(再入学)

第14条の4 第33条の規定により退学した後、再び同一学府に入学を志願する者については、選考の上、再入学を許可することがある。

(転学)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者が、本大学院に転学を願ひ出たときは、学期の始めに限り、考査の上、転学を許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者
- (2) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者

2 前項の転学願は、当該大学長又は所属研究科等の長の紹介状を添えて、志望する本大学院の学府の長に提出するものとする。

3 第1項により転学を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会の議を経て学府長がその都度決定する。

第16条 本大学院の学府の学生が、他大学の大学院に転学しようとするときは、学府長を経て、総長に転学願を提出するものとする。

2 総長は、転学の事由が適当であると認めたときは、その転学を許可する。

（転学府及び専攻の変更）

第17条 本大学院の学府に在学する者が、本大学院の他の学府に転学府を願い出たときは、当該他の学府の学府長は、学期の始めに限り、考査の上、許可することがある。

2 前項の規定により本大学院の学府の学生が、他の学府に転学府しようとするときは、指導教員を経て、学府長に転学府願を提出し、当該学府長の許可を得るものとする。

3 第1項により転学府を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会の議を経て学府長がその都度決定する。

4 前項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

（編入学）

第17条の2 第11条各号のいずれかに該当する者が、本大学院の一貫制博士課程を置く学府の第3年次に編入学を願い出たときは、考査の上、許可することがある。

2 前項の編入学について必要な事項は、当該学府規則において別に定める。

（再入学等の手続及び許可）

第17条の3 再入学、転学（第16条の転学を除く。）及び編入学（以下「再入学等」という。）に係る手続及び許可については、第14条の3の規定を準用する。

第3章 教育方法等

（教育課程の編成方針）

第17条の4 総長は、本大学院の学府（専門職大学院を除く。）において、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「学校教育法施行規則」という。）第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定させ、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

【大学院設置基準第11条】

（大学院基幹教育）

第17条の5 本大学院に、学府ごとに編成する教育課程のほか、学府共通の課程を置く。

2 前項の課程を大学院基幹教育と称し、当該課程に関し必要な事項は、別に定める。

（卓越大学院プログラム）

第17条の6 本大学院に、卓越大学院プログラムを置く。

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（未来共創リーダー育成プログラム）

第17条の7 本大学院に、未来共創リーダー育成プログラムを置く。

2 未来共創リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（未来創造コース）

第17条の8 本大学院に、学府ごとに編成する教育課程のほか、学府共通の課程を置く。

2 前項の課程を未来創造コースと称し、当該課程に関し必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第18条 本大学院の学府の教育は、授業科目の授業及び研究指導（専門職大学院にあつては、授業科目の授業。以下同じ。）によって行うものとする。【大学院設置基準第12条】

2 本大学院（専門職大学院を除く。）の学府は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の学府が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。

【大学院設置基準第12条】

3 本大学院の学府は、前項の授業科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第25条】

4 本大学院の学府は、第1項の授業科目の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。【大学院設置基準第15条、大学設置基準第25条】

5 本大学院の学府の教育に必要な授業科目、単位、研究指導等については、この規則に定めるもののほか、各学府規則において定める。

(単位の計算方法)

第18条の2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学府規則に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学府規則に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第21条】

2 前項の規定にかかわらず、学位論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。【大学院設置基準第15条、大学設置基準第21条】

(成績評価基準等の明示等)

第18条の3 学府長は、学生に対して、授業科目の授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文（専門職大学院にあつては、学修の成果）に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

【大学院設置基準第14条の2】

(組織的な研修等)

第18条の4 学府長は、学生に対する教育の充実を図るため、当該学府の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

【大学院設置基準第9条の3、専門職大学院設置基準第5条の2】

2 学府長は、第18条第2項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

【大学院設置基準第9条の3】

(授業科目の選定等)

第19条 履修する授業科目の選定は、指導教員の指示に従うものとする。

2 各学府規則で定めるところにより、教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは大学院基幹教育若しくは学府又は学部課程による授業科目及び単位を指定して、履修させることができる。

3 前項により修得した単位は、第27条から第29条まで、又は第56条の課程修了の要件となる単位に充当することができる。

(試験)

第20条 履修した各授業科目の合格又は不合格は、試験又は研究報告によって認定する。

2 前項の試験は、毎学期末又は毎学年末に行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない事由のため、受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

(成績)

第21条 各授業科目の成績は、S、A、B、C及びFの5種の評語をもってあらわし、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

3 不合格の授業科目については、再試験を受けさせることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第22条 学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程の授業科目を履修する場合について準用する。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】

3 学府長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生が他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

【大学院設置基準第13条】

(休学期間中の外国の大学院における授業科目の履修)

第23条 学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の上限)

第24条 前2条の規定により本大学院の学府において修得したものとみなすことのできる単位数は、第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、合わせて15単位を超えないものとする。【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】

(入学前の既修得単位の認定)

第25条 学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の学府に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院の学府に入学した後本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。【大学院設置基準第15条、大学設置基準30条】

2 前項の規定は、第22条第2項の場合に準用する。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条】

3 前2項の規定により、各学府において、修得したものとみなすことのできる単位数は、第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準30条】

(本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる単位の上限)

第25条の2 前2条の規定により本大学院の学府において修得したものとみなすことのできる

単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準30条】

(長期にわたる教育課程の履修)

第26条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を学府長に申し出たときは、学府教授会の議を経て学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条の2】

第4章 修了要件及び学位授与

(修士課程の修了要件)

第27条 修士課程の修了要件は、修士課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、各学府規則で定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第16条】

第27条の2 第2条第4項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、各学府規則で定めるところにより、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期の課程において修得すべきものについての審査

【大学院設置基準第16条の2】

(博士課程の修了要件)

第28条 博士課程(医学系学府医学専攻、歯学学府歯学専攻及び薬学学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。以下本条において同じ。)の修了要件は、博士課程に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第17条】

2 第2条第8項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び第27条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

【大学院設置基準第17条】

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により本大学院の学府への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上

在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第17条】

- 4 各学府規則で定めるところにより、前項の修了要件として、更に所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件）

第29条 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件は、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に4年以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準44条】

（大学院における在学期間の短縮）

第29条の2 第25条の規定により学生が本大学院の学府に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院の学府において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院の学府が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

【大学院設置基準18条】

- 2 前項の規定は、修士課程を修了した者の第28条第1項（第28条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する博士課程における在学期間（第28条第1項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。）については、適用しない。

【大学院設置基準18条】

（後期のみの博士課程の修了要件）

第29条の3 後期のみの博士課程の修了要件は、後期のみの博士課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものについては、後期のみの博士課程に1年（第27条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 各学府規則で定めるところにより、前項の修了要件として、更に所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

（学位論文等及び最終試験）

第30条 第27条から前条までの最終試験は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）を中心とし、これに関連のある授業科目について、行うものとする。

第31条 学位論文等及び最終試験の合格又は不合格は、学府教授会において審査する。

- 2 論文審査及び最終試験の細部については、別に定める。

（学位の授与）

第32条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者には、九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）の定めるところにより、学位を授与するものとする。

【学教法第104条、学位規則第2条】

2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第27条及び第27条の2に規定する修了要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第5章 退学、留学及び休学

(退学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学府長を経て総長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 外国の大学院等に留学を志願する学生は、学府長に留学願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第27条から第29条まで、又は第56条の課程修了の要件としての在学期間に通算することができる。

(休学)

第35条 疾病又は経済的理由のため2月以上修学できない学生は、学府長の許可を得て、その学年の終わりまで休学することができる。

2 前項のほか、特別の事情があると認められたときは、学府長は、休学を許可することができる。

3 疾病のため修学が不相当と認められる学生に対しては、学府長は、休学を命ずることができる。

4 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学府長の許可を得て、復学することができる。

5 休学した期間は、在学期間に算入しない。

6 休学期間は、修士課程においては2年を、博士後期課程及び後期のみの博士課程においては3年を、一貫制博士課程においては5年を超えることができない。

7 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程における休学期間は4年を超えることができない。

第36条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）における休学期間は2年を超えることができない。

2 法科大学院における休学期間は3年を超えることができない。

第6章 表彰、除籍及び懲戒

(表彰)

第37条 学生に表彰に値する行為があったときは、総長がこれを表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第38条 総長は、学府長の報告により学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学生を除籍する。

(1) 欠席が長期にわたるとき。

(2) 成業の見込みがないとき。

(3) 長期間にわたり行方不明のとき。

(4) 第4条又は第5条に規定する在学期間の限度を超えたとき。

(5) 第35条第6項若しくは第7項又は第36条に規定する休学期間の限度を超えてなお復学できないとき。

第39条 総長は、学生が次の各号のいずれかに該当するとき、当該学生を除籍する。

(1) 入学料の一部を免除された者若しくは免除を不許可とされた者又は入学料の徴収を猶予された者若しくは徴収の猶予を不許可とされた者が、所定の期日までに入学料を納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

(懲戒)

第40条 総長は、学生が九州大学（以下「本学」という。）の規則に違反し、又はその本分に反

する行為があったときは、当該学生を懲戒する。

- 2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 懲戒の手續その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料
(検定料)

第41条 入学及び再入学等を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、検定料を免除することができる。
- 3 前項の検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料)

第42条 入学及び再入学等に当たっては、入学料を納付しなければならない。

- 2 入学料の納付が困難な者又は特別の事情があると認められる者に対し、その全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。
- 3 前項の入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第43条 各年度に係る授業料は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。ただし、当該期の授業料の免除、徴収猶予又は月割分納を申請した者の納期については、この限りでない。

納 付 区 分	納 期
前期（4月1日から9月30日まで）	5月31日まで
後期（10月1日から3月31日まで）	11月30日まで

- 2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の授業料を免除する。
- 3 経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀と認められる者その他特別の事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、徴収猶予し、又は月割分納を許可することができる。
- 4 前項の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納に関し必要な事項は、別に定める。

(寄宿料)

第44条 寄宿舎に入居した者は、所定の期日までに、寄宿料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、寄宿料を免除することができる。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額等)

第45条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額、徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年度九大会規第12号。以下「費用規程」という。）に定める。

第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生
(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、学府の授業科目のうち一又は複数を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準31条】

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第47条 本学において、学府又は第17条の5第2項に定める大学院基幹教育で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教育研究上支障がない場合に限り、選

考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学において、学府の開講する特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第49条 学府において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、当該学府の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第50条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学の学府又は研究所等において、研究指導を受けることを志願する者がいるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第51条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、費用規程に定める。

第9章 専門職大学院の教育方法等

(教育課程)

第52条 総長は、専門職大学院において、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

【専門職大学院設置基準第6条】

(教育課程連携協議会)

第52条の2 専門職大学院に、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会の任務、組織その他必要な事項は、別に定める。

(授業の方法等)

第53条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

【専門職大学院設置基準第8条】

2 第18条第3項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

【専門職大学院設置基準第8条】

(履修科目の登録の上限)

第54条 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

【専門職大学院設置基準第12条】

(専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度)

第55条 第22条(第3項を除く。)、第23条及び第25条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条及び第25条第3項の規定にかかわらず、第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の2分の1を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第13条、第14条】

2 前項の規定にかかわらず、第22条（第3項を除く。）、第23条、第25条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び第58条第1項の規定により法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条及び第25条第3項の規定にかかわらず、第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて33単位を超えないものとする。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると法科大学院が認める者について法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて49単位を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第21条、第22条】

（専門職学位課程の修了要件）

第56条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）の修了の要件は、専門職学位課程に2年以上在学し、当該学府規則で定められた授業科目を履修し、30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

【専門職大学院設置基準第15条】

2 法科大学院の修了の要件は、法科大学院に3年以上在学し、当該大学院規則で定められた授業科目を履修し、93単位以上の所定の単位を修得することとする。

【専門職大学院設置基準第23条】

3 専門職大学院において、必要と認めるときは、前2項の修了要件としての単位数に、更に単位数を加えることができる。

（専門職学位課程の在学期間の短縮）

第57条 専門職大学院は、第25条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第16条】

（法科大学院の法学既修者）

第58条 法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第56条第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第25条】

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第25条】

第10章 国際連携専攻

（国際連携教育課程の編成）

第59条 総長は、第17条の4の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該学府の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成するものとする。

【大学院設置基準第36条】

（国際連携教育課程の共同開設科目）

第60条 総長は、第17条の4の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携専攻の学生が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）の履修により修得した単位は、7単位を超えない範囲で、当該学府又は連携外国大学院のいずれ

かにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該学府及び連携外国大学院において修得した単位数が、第62条第1項の規定により当該学府及びそれぞれの連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該学府及び連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

【大学院設置基準第37条】

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第61条 国際連携専攻を設ける学府は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻を設ける学府は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

【大学院設置基準第38条】

(国際連携専攻に係る修了要件)

第62条 国際連携教育課程である博士課程の修了の要件は、第28条に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける学府及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により、当該国際連携専攻を設ける学府規則に定める単位以上を修得することとする。

2 前項により国際連携専攻を設ける学府及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第22条第1項及び第25条第1項の規定により修得したものとしてみなすことができる単位を含まないものとする。ただし、第25条第1項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

【大学院設置基準第39条】

(国際連携専攻の特例)

第63条 国際連携専攻の入学資格審査、入学の出願、入学者選抜並びに入学の手続き及び許可については、第13条から第14条の3までの規定にかかわらず、連携外国大学院との協議の上、別に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、国際連携専攻において、国際連携専攻を設ける学府と連携外国大学院との協議により、この規則と異なる取扱いをする場合は、当該連携外国大学院と締結する協定書等の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に本大学院に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学大学院学則（昭和50年5月20日施行）等の規定によるものとする。

附 則（平成16年度九大規則第195号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第32号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第39号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第33号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第60号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第39号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第51号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第84号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第82号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第1号）

この規則は、平成24年5月1日から施行し、平成24年3月14日から適用する。

附 則（平成24年度九大規則第30号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第48号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第85号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院通則第55条第2項の規定は、平成26年4月1日に九州大学法務学府実務法学専攻に入学する者から適用し、同年3月31日に同専攻に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第79号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第37号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第4号）

この規則は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年度九大規則第87号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第69号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第62号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第26号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第6号）

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院通則（以下「新規則」という。）第10条第1項第2号の規定は、平成31年4月1日から適用する。

3 新規則第24条、第25条、第25条の2、第29条の2の規定は、令和2年6月30日から適用する。

附 則（令和2年度九大規則第38号）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第43号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院通則第21条及び第56条の規定は、令和3年4月1日に本学に入学する者から適用し、同年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第52号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第69号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院通則第55条の規定は、令和4年4月1日に本学に入学する者から適用し、同年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年度九大規則第26号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規則第34号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年度九大規則第 号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）（修士課程及び博士後期課程）

学 府 名	専 攻 名	学生定員					収 容 定 員
		修士課程		博士後期課程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
人文科学府	人文基礎専攻	16 《1》	16	7	7	7	187 《4》 うち修士課程 112 《4》 博士後期課程 75
	歴史空間論専攻	20 《2》	20	9	9	9	
	言語・文学専攻	20 《1》	20	9	9	9	
	計	56 《4》	56	25	25	25	
地球社会統合科学府	地球社会統合科学専攻	60	60	35	35	35	225 うち修士課程 120 博士後期課程 105
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	20	20	4	4	5	310 うち修士課程 190 博士後期課程 120
	人間共生システム専攻	11	11	9	9	9	
	行動システム専攻	17	17	10	10	10	
	教育システム専攻	19	19	9	9	9	
	空間システム専攻	28	28	6	6	7	
	九州大学・釜山大学校 都市・建築学国際連携 専攻	—	—	2	2	—	
	計	95	95	40	40	40	
法学府	法政理論専攻	72	62	17	17	17	185 うち修士課程 134 博士後期課程 51

経済学府	経済工学専攻	20 【1】	20 【1】	10 【1】	10 【1】	10 【1】	166 【5】 うち修士課程 94 【2】 博士後期課程 72 【3】
	経済システム専攻	27	27	14	14	14	
	計	47 【1】	47 【1】	24 【1】	24 【1】	24 【1】	
理学府	物理学専攻	41	41	14	14	14	429 うち修士課程 288 博士後期課程 141
	化学専攻	62	62	19	19	19	
	地球惑星科学専攻	41	41	14	14	14	
	計	144	144	47	47	47	
数理学府	数理学専攻	54 【8】	54 【8】	20 【9】	20 【9】	20 【9】	168 【43】 うち修士課程 108 【16】 博士後期課程 60 【27】
医学系学府	医科学専攻	20	20	—	—	—	124 うち修士課程 94 博士後期課程 30
	保健学専攻	27	27	10	10	10	
	計	47	47	10	10	10	
歯学府	口腔科学専攻	6	6	—	—	—	12
薬学府	創薬科学専攻	55	55	12	12	12	146 うち修士課程 110 博士後期課程 36
工学府	材料工学専攻	43	43	10	10	10	※1,191 1,171 うち修士課程 ※852 832 博士後期課程
	応用化学専攻	68	68	18	18	18	
	化学工学専攻	30	30	8	8	8	

	機械工学専攻	73	73	16	16	16	339
	水素エネルギーシステム専攻	35	35	9	9	9	
	航空宇宙工学専攻	30	30	10	10	10	
	量子物理工学専攻	30	30	10	10	10	
	船舶海洋工学専攻	25	25	8	8	8	
	地球資源システム工学専攻	20	20	8	8	8	
	共同資源工学専攻	※20 10	※20 10	—	—	—	
	土木工学専攻	52	52	16	16	16	
	計	※426 416	※426 416	113	113	113	
芸術工学府	芸術工学専攻	120	120	30	30	30	330 うち修士課程 240 博士後期課程 90
システム情報 科学府	情報理工学専攻	105 【2】	105 【2】	29 【3】	29 【3】	29 【3】	475 【18】 うち修士課程 340 【6】 博士後期課程 135 【12】
	電気電子工学専攻	65 【1】	65 【1】	16 【1】	16 【1】	16 【1】	
	計	170 【3】	170 【3】	45 【4】	45 【4】	45 【4】	
総合理工学府	総合理工学専攻	172	172	60	62	62	530 うち修士課程 344 博士後期課程 186
	九州大学・アントワープ大学総合理工学国際 連携専攻	—	—	2	—	—	
	計	172	172	62	62	62	
生物資源環境 科学府	資源生物科学専攻	66	66	26	26	26	719 うち修士課程

	環境農学専攻	66	66	21	21	21	488 博士後期課程 231
	農業資源経済学専攻	13	13	5	5	5	
	生命機能科学専攻	99	99	25	25	25	
	計	244	244	77	77	77	
統合新領域学 府	ユーザー感性スタディ ーズ専攻	10	10	3	3	3	121 うち修士課程 82 博士後期課程 39
	オートモーティブサイ エンス専攻	21	21	7	7	7	
	ライブラリーサイエン ス専攻	10 《2》	10	3	3	3	
	計	41	41	13	13	13	
人文情報連係 学府		《6》	—	—	—	—	《12》
マス・フォア ・イノベーシ ョン連係学府		博士前期課程		博士後期課程			《66》 うち 博士前期課程 《24》 博士後期課程 《42》
		《12》	《12》	《14》	《14》	《14》	
総	計	※1,809 1,799	※1,799 1,789	570	570	570	※5,318 5,298 うち修士課程 ※3,608 3,588 博士後期課程 1,710

(備考)

- 1 () を付した専攻は、学府の改組により、学生募集を停止したものである。
- 2 外国人である学生は、定員外とすることができる（国際連携専攻を除く。）。
- 3 工学府共同資源工学専攻及び総計の※付きの数字は、本学及び北海道大学の合計数である。
- 4 〈 〉 を付した数字は連係学府の定員数であり、各連係協力学府の定員数の内数である。
- 5 【 】 を付した数字は経済学府、数理学府及びシステム情報科学府からマス・フォア・

イノベーション関係学府に割り当てる定員数で、かつ、経済学府、数理学府及びシステム情報科学府の定員数の内数である。

- 6 《 》を付した数字は人文科学府及び統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻から人文情報関係学府に割り当てる定員数で、かつ、人文科学府及び統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻の定員数の内数である。

別表第2（第6条関係）

（一貫制博士課程並びに医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程）

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		博 士 課 程					
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	
システム生命科学府	システム生命科学専攻	54	54	54	54	54	270
医学系学府	医学専攻	107	107	107	107	—	428
歯学府	歯学専攻	43	43	43	43	—	172
薬学府	臨床薬学専攻	5	5	5	5	—	20
総 計		209	209	209	209	54	890

（備考） 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第3（第6条関係）（専門職学位課程）

学 府 名	専 攻 名	学生定員			収 容 定 員
		専門職学位課程			
		1年次	2年次	3年次	
人間環境学府	実践臨床心理学専攻	30	30	—	60
法務学府	実務法学専攻	45	45	45	135
経済学府	産業マネジメント専攻	45	45	—	90
医学系学府	医療経営・管理学専攻	20	20	—	40
総	計	140	140	45	325

（備考） 外国人である学生は、定員外とすることができる。

九州大学大学院通則の一部を改正する規則

令和6年度九大規則第 号
 制定：令和7年 月 日

大学院総合理工学府に九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻を設置すること及び人文情報連係学府を設置することに伴い、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)
(略)	(略)
(修業年限等)	(修業年限等)
第2条 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学 府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課 程を除く。）の標準修業年限は、5年とす る。 【大学院設置基準第4条】	第2条 (同左)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯 学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を 除く。）は、これを前期2年及び後期3年の 課程に区分し、前期2年の課程は、修士課程 として取り扱うものとする。 【大学院設置基準第4条】	4 (同左)
5 (略)	5 (略)
6 第4項の前期2年及び後期3年の課程並び に前項の課程は、それぞれ「修士課程」（マ ス・フォア・イノベーション連係学府にあつ ては、「博士前期課程」と称する。）及び 「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」 という。	6 第4項の前期2年及び後期3年の課程並び に前項の課程は、それぞれ「修士課程」（連 係学府にあつては、「博士前期課程」と称す る。）及び「博士後期課程」並びに「一貫制 博士課程」という。
7・8 (略)	7・8 (略)
(略)	(略)
(定員)	(定員)
第6条 各学府の学生の定員は、別表第1、別 表第2及び別表第3のとおりとする。	第6条 (同左)
(略)	(略)
別表第1 <u>(別紙のとおり)</u>	別表第1 <u>(別紙のとおり)</u>
別表第2・3 (略)	別表第2・3 (略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(別紙)

新

別表第1 (第6条関係) (修士課程及び博士後期課程)

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		修 士 課 程		博 士 後 期 課 程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
人文科学府	人文基礎専攻	16 《1》	16	7	7	7	187 《4》 うち修士課程 112 《4》 博士後期課程 75
	歴史空間論専攻	20 《2》	20	9	9	9	
	言語・文学専攻	20 《1》	20	9	9	9	
	計	56 《4》	56	25	25	25	
(略)							
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	20	20	4	4	5	310 うち修士課程 190 博士後期課程 120
	人間共生システム専攻	11	11	9	9	9	
	行動システム専攻	17	17	10	10	10	
	教育システム専攻	19	19	9	9	9	
	空間システム専攻	28	28	6	6	7	
	九州大学・釜山大学校 都市・建築学国際連携 専攻	—	—	2	2	—	
	計	95	95	40	40	40	
(略)							
総合理工学府	総合理工学専攻	172	172	60	62	62	530 うち修士課程 344 博士後期課程 186
	九州大学・アントワ ープ大学総合理工学国際 連携専攻	—	—	2	—	—	
	計	172	172	62	62	62	
(略)							

統合新領域学 府	ユーザー感性スタディ ーズ専攻	10	10	3	3	<u>3</u>	121 うち修士課程 82 博士後期課程 <u>39</u>
	オートモーティブサイ エンス専攻	21	21	7	7	7	
	ライブラリーサイエン ス専攻	10 《2》	10	3	3	3	
	計	41	41	13	13	<u>13</u>	
人文情報連係 学府		<u>《6》</u>	二	二	二	二	<u>《12》</u>
(略)							
総	計	※1,809 1,799	※1,799 1,789	570	570	<u>570</u>	※5,318 <u>5,298</u> うち修士課程 ※3,608 3,588 博士後期課程 <u>1,710</u>

(備考)

1～4 (略)

5 【 】を付した数字は経済学府、数理学府及びシステム情報科学府からマス・フォア・イノベーション連係学府に割り当てる定員数で、かつ、経済学府、数理学府及びシステム情報科学府の定員数の内数である。

6 《 》を付した数字は人文科学府及び統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻から人文情報連係学府に割り当てる定員数で、かつ、人文科学府及び統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻の定員数の内数である。

旧

別表第1 (第6条関係) (修士課程及び博士後期課程)

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		修 士 課 程		博 士 後 期 課 程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
人文科学府	人文基礎専攻	16	16	7	7	7	187 うち修士課程 112 博士後期課程 75
	歴史空間論専攻	20	20	9	9	9	
	言語・文学専攻	20	20	9	9	9	
	計	56	56	25	25	25	
(略)							
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	20	20	4	5	5	310 うち修士課程 190 博士後期課程 120
	人間共生システム専攻	11	11	9	9	9	
	行動システム専攻	17	17	10	10	10	
	教育システム専攻	19	19	9	9	9	
	空間システム専攻	28	28	6	7	7	
	九州大学・釜山大学校 都市・建築学国際連携 専攻	—	—	2	—	—	
	計	95	95	40	40	40	
(略)							
総合理工学府	総合理工学専攻	172	172	62	62	62	530 うち修士課程 344 博士後期課程 186
(略)							

統合新領域学 府	ユーザー感性スタディ ーズ専攻	10	10	3	3	二	122 うち修士課程 82 博士後期課程 40
	オートモーティブサイ エンス専攻	21	21	7	7	7	
	ライブラリーサイエン ス専攻	10	10	3	3	3	
	(ユーザー感性学専攻)	二	二	二	二	4	
	計	41	41	13	13	14	
(略)							
総	計	※1,809 1,799	※1,799 1,789	570	570	571	※5,319 5,299 うち修士課程 ※3,608 3,588 博士後期課程 1,711

(備考)

1～4 (略)

5 【 】を付した数字は関係協力学府から関係学府に割り当てる定員数で、かつ、関係協力学府の定員数の内数である。

九州大学学位規則（案）

平成16年度九大規則第86号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 7年 月 日
（令和6年度九大規則第 号）

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）により定めるように規定されている事項その他九州大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

（学位）

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学が授与する専門職学位は、修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位授与は、本学の課程を修了し、卒業を認定された者に対し行うものとする。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位授与は、本学大学院の学府の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「大学院通則」という。）第2条第5項に定める一貫制博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）において、大学院通則第27条及び第27条の2に規定する修了要件を満たした者に対し授与することができる。

（博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位授与は、本学大学院の学府の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

（専門職学位の授与の要件）

第6条 専門職学位の授与は、本学大学院の学府の専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

（修士の学位授与）

第7条 修士の学位授与に関して必要な事項は、各学府規則で定める。

（博士論文の提出）

第8条 博士論文（以下「論文」という。）は、博士後期課程にあつては2年以上（法科大学院の課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合にあつては1年以上）、医学系学府医学専攻、歯学学府歯学専攻及び薬学学府臨床薬学専攻の博士課程（以下「医学系、歯学及び薬学の博士課程」という。）にあつては3年以上、一貫制博士課程にあつては4年以上在学し、各学府規則に定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければ、提出することができない。

2 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、在学期間が博士後期課程にあつては2年、医学系、歯学及び薬学の博士課程にあつては3年、一貫制博士課程にあつては4年に満たなくても論文を提出させることができる。

3 論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は、各学府規則で定める。ただし、博士後期課程、医学系、歯学及び薬学の博士課程又は一貫制博士課程に所定の年限在学し、各学府規則に定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学の上、別に定める期間内に論文を提出することができる。

4 論文は、論文審査願に、論文目録、論文要旨及び履歴書各1通を添え、当該学府長を経て総長に提出するものとする。

第9条 論文は、1編とし、2通を提出するものとする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 総長は、審査のため必要があるときは、論文の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることがある。

3 受理した論文は、返還しない。

（論文の審査）

第10条 総長は、論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。

- 2 前項の審査は、論文を受理した後1年以内に終了するものとする。
- 第11条 学府教授会は、前条第1項により付託された論文を審査するため、論文調査委員（以下「調査委員」という。）を定めて、その論文の調査及び最終試験を行わせる。
- 2 調査委員は、3名以上とし、必要に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。
- 3 前2項にかかわらず、大学院通則第59条に規定する国際連携教育課程における論文の審査については、当該国際連携専攻を設ける学府と連携外国大学院との協議により、協定書等に定めるものとする。
- 第12条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。
- 第13条 調査委員は、論文調査及び最終試験を終了したときは、調査及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって、学府教授会に報告しなければならない。
- 第14条 学府教授会は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを審査する。
- 2 前項の審査は、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成があることを必要とする。
（審査結果の報告）
- 第15条 学府教授会は、前条の審査の結果を文書をもって、総長に報告しなければならない。
（論文提出による博士）
- 第16条 第5条に定めるもののほか、博士の学位授与は、本学大学院の学府の行う論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者に対し行うことができる。
- 2 第8条第3項ただし書に規定する者が、退学の上、同項ただし書に定める期間を経過した後に論文を提出した場合も、前項の例による。
- 3 前2項により博士の学位を請求しようとする者は、学位申請書に、学位論文2通、同目録、論文要旨及び履歴書各1通並びに総長が定める審査手数料を添え、関係学府を経て、総長に提出しなければならない。
- 4 既納の審査手数料は、返還しない。
- 5 第9条の規定は、第3項の規定による学位の請求に準用する。
- 第17条 総長は、前条による論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。
- 2 学府教授会は、調査委員を定めて、その論文の調査及び学力の確認を行わせる。
- 3 第10条第2項及び第11条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。
- 第18条 論文の調査にあたっては、原則として試験を行う。
- 2 試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。
- 第19条 学力の確認は、試問による。
- 2 試問は、口頭又は筆答によるものとし、専攻分野に関し本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語を課すものとし、その種類は、各学府教授会において定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、十分な研究歴と顕著な研究業績を有する者については、試問以外の方法により学力の確認を行うことができる。
- 第20条 前2条の規定による論文の調査及び学力の確認の結果の取扱いについては、第13条から第15条までの規定を準用する。
（専門職学位の授与）
- 第21条 専門職学位の授与に関して必要な事項は、専門職大学院の課程を置く学府の各学府規則で定める。
（学位記の授与）
- 第22条 総長は、第15条（第20条において準用する場合を含む。）の報告を踏まえ、学位を授与すべきか否かを決定し、博士の学位を授与すべき者に学位記を授与し、学位を授与でき

ない者にはその旨を通知する。

- 2 総長は、卒業並びに修士課程及び専門職大学院の課程修了の審査結果の報告を踏まえ、学位を授与すべきか否かを決定し、学士若しくは修士の学位又は専門職学位を授与すべき者に学位記を授与する。

(学位授与の報告等)

- 第23条 総長は、前条第1項により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

- 第24条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学府の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該学府は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

- 4 第1項及び第2項により論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを、明記しなければならない。ただし、国際連携専攻における論文にあっては、当該国際連携専攻を設ける学府及び連携外国大学院において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

- 第25条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「九州大学」と付記しなければならない。ただし、共同教育課程に係る学位にあっては、本学に加え、当該共同教育課程を編成する他の大学の名称を付記するものとし、国際連携教育課程に係る学位にあっては、本学に加え、当該国際連携教育課程を編成する連携外国大学院の名称を付記しなければならない。

(学位の名称)

- 第26条 第2条の学位(法務博士(専門職)を除く。)を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学位の名称は、学士にあっては別表第1のとおりとし、修士の学位及び博士の学位にあっては別表第2のとおりとし、専門職学位にあっては、別表第3のとおりとする。

(学位授与の取消)

- 第27条 本学において学位を授与された者が不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の荣誉を汚辱する行為があったときは、総長は、教育研究評議会の議を経て、既に与えた学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 教育研究評議会において前項の決定を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成があることを必要とする。

- 3 国際連携専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、連携外国大学院との協議の場における審議を経ていなければならない。

(学位記等の様式)

- 第28条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。ただし、国際連携教育課程の学位記については、別記様式(8)例を基礎として、当該国際連携教育課程を編成する連携外国大学院との協議により、様式を定めるものとする。

- 第29条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。ただし国際連携教育課程の学位の授与に関し必要な事項は、当該国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学院との協議により、協定書等に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成16年3月31日に本学に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者

(21世紀プログラムの教育を受ける学生を除く。)については、九州大学学位規則(昭和32年11月19日施行)の規定によるものとする。

3 九州大学学則(平成16年度九大規則第1号)附則第4項に規定する者に授与する学位記については、第28条の規定にかかわらず、次の様式によるものとする。

(1) 九州芸術工科大学芸術工学部の課程を修めて卒業した者に授与する学位記の様式

学 位 記		
学部印	氏 名	
	年 月 日生	
本学において九州芸術工科大学芸術工学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める		
年 月 日	九州芸術工科大学教育課程担当	印
	九州大学芸術工学部長	
本学芸術工学部長の認定により学士(芸術工学)の学位を授与する		
大学印	九州大学総長	印
第 号		

(2) 九州芸術工科大学大学院の博士前期課程を修めて修士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学 位 記		
学 府 印	氏 名	
	年 月 日生	
本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士前期課程を修めたことを認める		
年 月 日	九州芸術工科大学大学院教育課程担当	印
	九州大学大学院芸術工学府長	
本学大学院芸術工学府長の認定により修士(芸術工学)の学位を授与する		
大 学 印	九州大学総長	印
芸修第 号		

(3) 九州芸術工科大学大学院の博士課程を修めて博士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学 位 記		
-------	--	--

学 府 印

氏 名
年 月 日生

本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める
年 月 日

九州芸術工科大学大学院教育課程担当
九州大学大学院芸術工学府長

印

本学大学院芸術工学府長の認定により博士（〇〇）の学位を授与する

大 学 印

九州大学総長

印

芸博甲第 号

4 21世紀プログラムの課程を修了した者に授与する学位の名称は、第26条の規定にかかわらず、学士（学術）とし、学位記については、第28条の規定にかかわらず、次の様式によるものとする。

第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

大学印

本学所定の21世紀プログラムの課程を修めたので本学の卒業を認め
学士（学術）の学位を授与する

年 月 日

九州大学総長

印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon
Name

Date of Birth: ○○
the Degree of
Bachelor of Arts and Science
having completed the prescribed program
of the 21st Century Program
(○○)
Date

大学印

Name
President

5 博士課程（博士課程教育リーディングプログラム）を修了した者に授与する学位の名称は、第28条の規定にかかわらず、次の様式によるものとする。

△博甲第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日 生

本学大学院○○学府○○専攻の博士課程（□□□□□□□□）において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する

年 月 日

九 州 大 学

大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon
Name
Date of Birth: ○○
the Degree of
Doctor of ○○

having passed the prescribed final examination
and completed a doctoral dissertation
in the Graduate School of ○
(○○)

with additional completion of □□□□
Date

Name

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入し、□印の箇所は博士課程教育リーディングプログラムの名称を記入する。

附 則（平成16年度九大規則203号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第55号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第19号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第118号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第74号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第11号）

- 1 この規則は、平成22年6月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 平成22年3月31日に九州大学大学院薬学府の修士課程に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第151号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第113号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第4号）

この規則は、平成24年5月1日から施行し、平成24年3月14日から適用する。

附 則（平成24年度九大規則第35号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第92号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学位規則（以下「新規則」という。）第23条の規定は、施行日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 新規則第24条の規定は、施行日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。
- 4 新規則別記様式の規定は、施行日以後に授与する学位記について適用し、同日前に授与する学位記については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第116号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日までに九州大学大学院比較社会文化学府に入学した者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第141号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第54号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第106号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第101号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に九州大学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 附 則（平成30年度九大規則第53号）
この規則は、平成31年1月15日から施行する。
 - 附 則（平成30年度九大規則第87号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。
 - 附 則（令和元年度九大規則第33号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。
 - 附 則（令和2年度九大規則第37号）
この規則は、令和2年12月1日から施行する。
 - 附 則（令和2年度九大規則第61号）
- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学位規則の第5条により博士課程を修了した者に授与する学位記の様式は、令和3年4月1日に本学大学院博士課程に入学する者から適用し、令和3年3月31日に本学大学院博士課程に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
 - 附 則（令和3年度九大規則第116号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。
 - 附 則（令和4年度九大規則第42号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。
 - 附 則（令和5年度九大規則第75号）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (学士の学位)

学 部	学 位 の 名 称
共創学部	学士 (学術)
文学部	学士 (文学)
教育学部	学士 (教育学)
法学部	学士 (法学)
経済学部	学士 (経済学)
理学部	学士 (理学)
医学部	学士 (医学) 学士 (生命医科学) 学士 (看護学) 学士 (保健学)
歯学部	学士 (歯学)
薬学部	学士 (創薬科学) 学士 (薬学)
工学部	学士 (工学)
芸術工学部	学士 (芸術工学)
農学部	学士 (農学)

別表第2 (修士の学位及び博士の学位)

学 府	学 位 の 名 称	
	修 士	博 士
人文科学府	修士 (文学)	博士 (文学)
地球社会統合科学府	修士 (学術) 修士 (理学)	博士 (学術) 博士 (理学)
人間環境学府 (臨床実践心理学専攻を除く。)	修士 (人間環境学) 修士 (文学) 修士 (教育学) 修士 (心理学) 修士 (工学)	博士 (人間環境学) 博士 (文学) 博士 (教育学) 博士 (心理学) 博士 (工学)

法学府	修士（法学）	博士（法学）
経済学府（産業マネジメント専攻を除く。）	修士（経済学）	博士（経済学）
理学府	修士（理学）	博士（理学）
数理学府	修士（数理学） 修士（技術数理学）	博士（数理学） 博士（機能数理学）
システム生命科学府	修士（システム生命科学） 修士（理学） 修士（工学） 修士（情報科学）	博士（システム生命科学） 博士（理学） 博士（工学） 博士（情報科学）
医学系学府（医療経営・管理学専攻を除く。）	修士（医科学） 修士（看護学） 修士（保健学）	博士（医学） 博士（看護学） 博士（保健学）
歯学府	修士（口腔科学）	博士（歯学） 博士（臨床歯学） 博士（学術）
薬学府	修士（創薬科学）	博士（創薬科学） 博士（臨床薬学）
工学府	修士（工学）	博士（工学）
芸術工学府	修士（芸術工学） 修士（デザインストラテジー）	博士（芸術工学） 博士（工学）
システム情報科学府	修士（情報科学） 修士（理学） 修士（工学） 修士（学術）	博士（情報科学） 博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）
総合理工学府	修士（理学） 修士（工学） 修士（学術）	博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）
生物資源環境科学府	修士（農学）	博士（農学）
統合新領域学府	修士（感性学） 修士（芸術工学） 修士（工学） 修士（オートモーティブサイエンス） 修士（ライブラリーサイエンス） 修士（学術）	博士（感性学） 博士（芸術工学） 博士（工学） 博士（オートモーティブサイエンス） 博士（ライブラリーサイエンス） 博士（学術）
マス・フォア・イノベー	修士（数理学）	博士（数理学）

シヨン連係学府	修士 (技術数理学) 修士 (情報科学) 修士 (理学) 修士 (工学) 修士 (学術) 修士 (経済学)	博士 (機能数理学) 博士 (情報科学) 博士 (理学) 博士 (工学) 博士 (学術) 博士 (経済学)
人文情報連係学府	修士 (人文情報学)	

別表第3 (専門職学位)

専 門 職 大 学 院	学 位 の 名 称
人間環境学府実践臨床心理学専攻	臨床心理修士 (専門職)
経済学府産業マネジメント専攻	経営修士 (専門職)
医学系学府医療経営・管理学専攻	医療経営・管理学修士 (専門職)
法科大学院 (法務学府実務法学専攻)	法務博士 (専門職)

別記様式

(1) 第3条により本学を卒業した者に授与する学位記の様式

第 号
学 位 記
氏 名 年 月 日 生
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 30px; display: inline-block; vertical-align: middle; margin-right: 10px;">大学印</div>
<p>本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める</p> <p style="text-align: center;">九州大学〇〇学部長</p> <p style="text-align: right;">印</p>
<p>本学〇〇学部長の認定により本学を卒業したことを認め 学士 (〇〇) の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">九州大学総長</p> <p style="text-align: right;">印</p>

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon
Name
Date of Birth: ○○
the Degree of
Bachelor of ○○
having completed the prescribed program
of the School of ○○
(○○)
Date

大学印

Name
Dean of the School of ○○
Name
President

(2) 第4条第1項により修士課程（共同教育課程、マス・フォア・イノベーション関係学
府及び人文情報関係学府を除く。）を修了した者に授与する学位記の様式

△修第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日 生

本学大学院○○学府○○専攻の修士課程を修了したので修
士（○○）の学位を授与する

年 月 日

九 州 大 学 大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon
Name
Date of Birth: ○○
the Degree of
Master of ○○
having completed the Master's Program
in the Graduate School of ○○
(○○)
Date

<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 30px; margin: 0 auto;"> 大学印 </div>	Name President
--	---------------------------

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(3) 第4条第1項により修士課程（共同教育課程）を修了した者に授与する学位記の様式

△修第 号	
学 位 記	
氏 名	
年 月 日 生	
九州大学大学院○○学府及び□□大学大学院◇◇研究科の ◎◎専攻の修士課程を修了したので修士（○○）の学位を授 与する 年 月 日	
九 州 大 学	<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 30px; margin: 0 auto;"> 大学印 </div>
□ □ 大 学	<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 30px; margin: 0 auto;"> 大学印 </div>

No.	
KYUSHU UNIVERSITY	
hereby confers upon Name Date of Birth: ○○ the Degree of Master of ○○ having completed the Master's Program	
in the Graduate School of ○○, Kyushu University and the Graduate School of △△, □□ (◎◎)	
Date	
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 30px; margin: 0 auto;"> 大学印 </div>	Name President of Kyushu University
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 30px; margin: 0 auto;"> 大学印 </div>	Name President of □□University

備考 1 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

2 □印の箇所は共同教育課程を構成する大学（本学を除く。）、◇印の箇所は構成大学の共同教育課程を編成する研究科の名称を記入する。

3 ◎印の箇所は共同教育課程における専攻の名称を記入する。

- (4) 第4条第1項により修士課程（マス・フォア・イノベーション関係学府）を修了した者に授与する学位記の様式

マス修第	号	
学位記		
氏名		
年月日生		
<p>本学大学院数理学府、システム情報科学府及び経済学府との緊密な関係と協力の下、横断的な分野に係る教育課程を実施する大学院マス・フォア・イノベーション関係学府の博士前期課程を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する</p>		
年	月	日
九州大学	<input type="text"/> 大学印	

No.
KYUSHU UNIVERSITY
hereby confers upon
Name
Date of Birth: 〇〇
the Degree of
Master of 〇〇
having completed the Master's Program
in the Joint Graduate School of Mathematics
for Innovation
which offers cross-disciplinary
educational programs through
the collaboration
of the Graduate School of Mathematics,
the Graduate School of Information Science
and Electrical Engineering,
and the Graduate School of Economics.
Date

大学印

Name
President

(5) 第4条第1項により修士課程（人文情報連係学府）を修了した者に授与する学位記の様式

人情修第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日 生

本学大学院人文科学府及び統合新領域学府との緊密な関係と協力の下、横断的な分野に係る教育課程を実施する大学院人文情報連係学府の修士課程を修了したので修士（人文情報学）の学位を授与する

年 月 日

九 州 大 学

大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon

Name

Date of Birth: ○○

the Degree of

Master of Science in Digital Humanities

having completed the Master's Program
in the Joint Graduate School of Digital Humanities
for Innovation

which offers cross-disciplinary
educational programs through
the collaboration

of the Graduate School of Humanities,

and the Graduate School of
Integrated Frontier Sciences.

Date

大学印

Name
President

(6) 第4条第2項により修士課程の修了に相当する要件を満たした者に授与する学位記の様式

△修第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日 生

本学大学院○○学府○○専攻において修士課程の修了に相当する要件を満たしたので修士（○○）の学位を授与する

年 月 日

九 州 大 学

大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon
Name
Date of Birth: ○○
the Degree of
Master of ○○
having completed the requirement
for a Master's Qualification
in the Graduate School of ○
(○○)
Date

大学印

Name
President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

- (7) 第5条により博士課程（国際連携教育課程、マス・フォア・イノベーション関係学府及び未来共創リーダー育成プログラムを除く。）を修了した者に授与する学位記の様式

△博甲第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日 生	
<p>本学大学院○○学府○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格をしたので博士（○○）の学位を授与する</p>	
年 月 日	
九 州 大 学	大学印

No.	
KYUSHU UNIVERSITY	
hereby confers upon	
Name	
Date of Birth: ○○	
the Degree of	
Doctor of ○○	
having passed the prescribed final examination	
and completed a doctoral dissertation	
in the Graduate School of ○	
(○○)	
Date	
大学印	Name President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

- (8) 第5条により博士課程（国際連携教育課程）を修了した者に授与する学位記の様式

学 位 記	
氏 名	
年 月 日 生	
<p>九州大学及び□□大学の間で○○○○年○○月○○日に締結された</p>	

協定に基づく九州大学・□□大学○○専攻において所定の単位を修得し
学位論文の審査及び最終試験に合格をしたので博士（○○）の学位を授
与する

年 月 日

△博甲第 号
九州大学

学位記番号
□□大学

KYUSHU UNIVERSITY and
□□UNIVERSITY

hereby confers upon
Name

Date of Birth: ○○

the Degree of
Doctor of ○○

having passed the prescribed final examination
and completed a doctoral dissertation

in ○○ based upon the Memorandum
of Agreement of date, year,

between Kyushu University and □□University
Date

Name
President of
Kyushu University
No.

Name
President of
□□大学
No.

- 備考 1 △印の箇所は学府名の略号を記入する。
2 □印の箇所は国際連携教育課程を編成する連携外国大学院名を記入する。
3 様式等については、連携外国大学院との協議により定める。

(9) 第5条により博士課程（マス・フォア・イノベーション連携学府）を修了した者に授与
する学位記の様式

マス博甲第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日 生

本学大学院数理学府、システム情報科学府及び経済学府との緊密な
関係と協力の下、横断的な分野に係る教育課程を実施する大学院マス・
フォア・イノベーション連携学府の博士課程（マス・フォア・イノベ
ーション卓越大学院プログラム）において所定の単位を修得し、学
位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学
位を授与する

年	月	日
九州大学	大学印	

	No.
KYUSHU UNIVERSITY	
hereby confers upon	
Name	
Date of Birth: ○○	
the Degree of	
Doctor of ○○	
having passed the prescribed final examination	
and completed a doctoral dissertation	
in the Joint Graduate School of Mathematics	
for Innovation	
which offers cross-disciplinary	
educational programs through	
the collaboration	
of the Graduate School of Mathematics,	
the Graduate School of Information Science	
and Electrical Engineering,	
and the Graduate School of Economics.	
Date	
	Name
	President
大学印	

(10) 第5条により博士課程（未来共創リーダー育成プログラム）を修了した者に授与する学位記の様式

	△博甲第 号
学位記	
氏名	
年月日生	
<p>本学大学院○○学府○○専攻の博士課程（未来共創リーダー育成プログラム）において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する</p>	

年	月	日
九州大学	大学印	

	No.
KYUSHU UNIVERSITY	
hereby confers upon	
Name	
Date of Birth: ○○	
the Degree of	
Doctor of ○○	
having passed the prescribed final examination	
and completed a doctoral dissertation	
in the Graduate School of ○○	
(○○)	
with additional completion of Graduate Program of I	
nterdisciplinary Policy Analysis and Design	
Date	
	Name
大学印	President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(11) 第6条により専門職学位課程を修了した者（法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了した者を除く。）に授与する学位記の様式

△専第		号
学位記		
氏名		
年月日		生
本学大学院○○学府○○専攻の専門職学位課程を修了した		
ので修士（専門職）の学位を授与する		
年 月 日		
九州大学	大学印	

No.
<p>KYUSHU UNIVERSITY</p> <p>hereby confers upon</p> <p style="padding-left: 40px;">Name</p> <p style="padding-left: 40px;">Date of Birth: ○○</p> <p style="padding-left: 40px;">the Degree of</p> <p style="padding-left: 40px;">Master of ○○</p> <p>having completed the Professional Degree Program</p> <p>in the Graduate School of ○</p> <p style="padding-left: 40px;">(○○)</p> <p style="padding-left: 40px;">Date</p>
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-right: 20px;">大学印</div> <p>Name President</p>

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(12) 第6条により法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了した者に授与する学位記の様式

法専第 号
<p>学 位 記</p> <p style="padding-left: 100px;">氏 名</p> <p style="padding-left: 100px;">年 月 日 生</p>
<p>本学法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する</p>
<p>年 月 日</p> <p>九 州 大 学</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-left: 100px;">大学印</div>

No.
<p>KYUSHU UNIVERSITY</p> <p>hereby confers upon</p> <p style="padding-left: 40px;">Name</p> <p style="padding-left: 40px;">Date of Birth: ○○</p> <p style="padding-left: 40px;">the Degree of</p> <p style="padding-left: 40px;">Juris Doctor</p> <p>having completed the Professional Degree Program</p>

ee Program in the Law School (Legal Practice) Date	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">大学印</div>	Name President

(13) 第16条により博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認をされた者に授与する学位記の様式

△博乙第	号
学 位 記	氏 名
	年 月 日 生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する	
年 月 日	
九 州 大 学	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">大学印</div>

KYUSHU UNIVERSITY	No.
hereby confers upon Name Date of Birth: 〇〇 the Degree of Doctor of 〇〇 having submitted a doctoral dissertation and successfully fulfilled all the requirements Date	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">大学印</div>	Name President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(14) 学位申請関係書類の様式

ア 第8条第4項による学位論文審査願様式

年 月 日
九州大学総長殿
○○学府○○学専攻 ○○年入学 氏名
学位論文審査願
このたび博士の学位を受けたいので、九州大学学位規則第8条により、下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたしますから御審査ください。
記
1 主論文 1編 冊 2通
2 参考論文 編 冊 1通
3 論文目録
4 論文要旨
5 履歴書

イ 第16条第3項による学位申請書様式

年 月 日
九州大学総長殿
本籍： 氏名：
学位申請書
貴学学位規則第16条により、博士の学位を受けたいので、下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたします。 なお所定の手数料を納入いたします。
記
1 主論文 1編 冊 2通
2 参考論文 編 冊 1通
3 論文目録

- 4 論文要旨
- 5 履歴書

ウ 添付書類の様式

① 論文目録様式

論 文 目 録		区分	甲乙
氏 名			
主論文 1 編〇冊			
題 名			
(印刷公表の方法及びその時期 (未公開の場合は予定を記入))			
参考論文 〇編〇冊			
題 名			
1			
2 (同上)			
3			
備考			
1 論文題名が外国語の場合は、訳を付すること。			
2 未公表の論文の場合は、原稿の枚数を記入すること。			
3 参考論文が2以上ある場合は、その題名を列記すること。			

② 履歴書様式

履 歴 書				区分	甲乙		
(ふりがな) 氏 名				年	月	日生	男 女
生 年 月 日							
本 籍 (都道府県名)				都	道	府	県
現 住 所	都道 府県	区市 郡	町 村	番地			
学 歴							

	年	月	日	
	年	月	日	
職 歴	年	月	日	
	年	月	日	
研究歴	年	月	日	
	年	月	日	
上記のとおり相違ありません。				
	年	月	日	
				氏 名

備考

- 1 学歴は、新制大学卒業以後又は最終学歴を記載すること。
- 2 研究歴には研究した事項とその期間を明記すること。なお、学歴又は職歴に記載した期間中に研究歴に当たるものがある場合は、それについても記入すること。

九州大学学位規則の一部を改正する規則（案）

令和 6 年度 九大 規則 第 号
 制 定：令和 7 年 月 日

人文情報連係学府を設置することに伴い、九州大学学位規則（平成 16 年度九大規則第 86 号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)																												
(略)	(略)																												
(学位) 第 2 条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。	(学位) 第 2 条 (同左)																												
(略)	(略)																												
(学位の名称) 第 2 6 条 第 2 条の学位（法務博士（専門職）を除く。）を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学位の名称は、学士にあつては別表第 1 のとおりとし、修士の学位及び博士の学位にあつては別表第 2 のとおりとし、専門職学位にあつては、別表第 3 のとおりとする。	(学位の名称) 第 2 6 条 (同左)																												
(略)	(略)																												
(学位記等の様式) 第 2 8 条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。ただし、国際連携教育課程の学位記については、別記様式(8)例を基礎として、当該国際連携教育課程を編成する連携外国大学院との協議により、様式を定めるものとする。	(学位記等の様式) 第 2 8 条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。ただし、国際連携教育課程の学位記については、別記様式(7)例を基礎として、当該国際連携教育課程を編成する連携外国大学院との協議により、様式を定めるものとする。																												
(略)	(略)																												
別表第 1 (略)	別表第 1 (略)																												
別表第 2 (修士の学位及び博士の学位)	別表第 2 (修士の学位及び博士の学位)																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">学府</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">学位の名称</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">修士</th> <th style="width: 35%;">博士</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>マス・フォア・イノベーション連 絡学府</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>人文情報連 係学府</td> <td>修士 (人文情 報)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学府	学位の名称		修士	博士	(略)			マス・フォア・イノベーション連 絡学府	(略)		人文情報連 係学府	修士 (人文情 報)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">学府</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">学位の名称</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">修士</th> <th style="width: 35%;">博士</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>マス・フォア・イノベーション連 絡学府</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学府	学位の名称		修士	博士	(略)			マス・フォア・イノベーション連 絡学府	(略)				
学府		学位の名称																											
	修士	博士																											
(略)																													
マス・フォア・イノベーション連 絡学府	(略)																												
人文情報連 係学府	修士 (人文情 報)																												
学府	学位の名称																												
	修士	博士																											
(略)																													
マス・フォア・イノベーション連 絡学府	(略)																												
別表第 3 (略)	別表第 3 (略)																												
別記様式 (1) (略)	別記様式 (1) (略)																												
(2) 第 4 条第 1 項により修士課程（共同教育課程、マス・フォア・イノベーション連係学府及び人文情報連係学府を除く。）を修了した者に授与する学位記の様式	(2) 第 4 条第 1 項により修士課程（共同教育課程及びマス・フォア・イノベーション連係学府を除く。）を修了した者に授与する学位記の様式																												
(略)	(略)																												
(5) 第 4 条第 1 項により修士課程（人文情報																													

連係学府) を修了した者に授与する学位記
の様式

人情修第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日 生

本学大学院人文科学府及び統合新領域学府と
の緊密な連係と協力の下、横断的な分野に係る教
育課程を実施する大学院人文情報連係学府の修
士課程を修了したので修士(人文情報学)の学位
を授与する

年 月 日

九州大学 大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon

Name

Date of Birth: ○○

the Degree of

Master of Science in Digital Humanities
having completed the Master's Program
in the Joint Graduate School of Digital Humanities
for Innovation

which offers cross-disciplinary
educational programs through

the collaboration

of the Graduate School of Humanities,
and the Graduate School of
Integrated Frontier Sciences.

Date

大学印 Name

President

(6)~(14) (略)

(5)~(13) (略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

九州大学大学院人文情報連係学府規則（案）

令和6年度九大規則第 号
制 定：令和 7年 月 日

（趣旨）

第1条 この規則は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「通則」という。）及び九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）により各学府規則において定めるように規定されている事項その他人文情報連係学府（以下「本学府」という。）の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

（教育研究上の目的）

第2条 本学府は、長い伝統を有する人文学研究を基盤に、組織や分野の垣根を超えて情報科学の各分野と共創し、人間中心の人文科学的視点に立って、情報を管理、分析及び評価できる人材の育成を目的とする。

（連係学府）

第3条 本学府は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第5条に規定する連係学府として、人文科学府及び統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻（以下、「連係協力学府等」という。）との緊密な連係及び協力の下、連係協力学府等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて異分野融合型の教育課程を実施するものとする。

（入学資格）

第4条 本学府の修士課程に入学することのできる者は、通則第10条のとおりとする。

（入学の考査）

第5条 入学を志願する者に対する考査は、特別の事情がある場合を除き、論文等の審査、学力検査、出身大学の学長、学部長又は研究科等の長による成績証明書その他本学府の定める資料によって行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、入学を志願する者に対する考査については、本学府教授会の議を経て、人文情報連係学府長（以下「本学府長」という。）が定めるものとする。

（学期）

第6条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。

（授業及び研究指導）

第7条 本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（授業科目、単位、履修方法等）

第8条 本学府の授業科目、単位及び履修方法は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、臨時に開設する授業科目については、本学府教授会の議を経て、本学府長が定める。

3 本学府で開講する授業科目の単位計算の基準は、講義及び演習については、15時間をもって1単位とする。

第9条 学生は、学期の始めに、履修しようとする授業科目を、研究指導を担当する教員の指導に従って選定し、本学府長及びその授業を担当する教員に届け出なければならない。

2 本学府において、教育上有益と認めるときは、大学院基幹教育若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して履修させることができる。

第10条 各授業科目の単位修得の認定は、本学府教授会の議を経て、本学府長が行う。

2 前項の認定を筆記試験又は論文によって行うときは、その期間等についてあらかじめ公示するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第11条 本学府長は、指導教員が教育上有益と認めるときは、学生が本学府の指定する他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、本学府長が、15単位を限度として課程修了の要件となる単位として認定することができる。

3 本学府において、教育上有益と認めるときは、学生に他の大学の大学院及び研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。この場合、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(留学)

第12条 留学を希望する本学府の学生は、書面をもって本学府長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第14条の課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。

3 前条の規定は、本学府の学生が留学する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学院」とあるのは、「外国の大学院」と読み替えるものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条 本学府の学生が、通則第26条の規定に基づき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を本学府長に申し出たときは、本学府教授会の議を経て本学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(修士課程の修了要件)

第14条 本学府の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、第8条に規定する履修方法に基づき34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(修士論文の提出及び審査並びに最終試験)

第15条 修士論文は、修士課程に1年半以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければ、提出することができない。ただし、本学府教授会の議を経て、本学府長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年半に満たなくても修士論文を提出させることができる。

2 修士論文を提出しようとするときは、その論文の題目、研究内容について、あらかじめ当該指導教員の承認を受けなければならない。

3 修士論文の題目届出期限及び提出期限は、本学府が別に定める。なお、期限に遅れた論文は受理しない。

第16条 修士論文を受理したときは、本学府長は本学府教授会の議を経て、主査及び副査を定めてこれを審査する。

2 主査は、本学府の教員から選出し、副査は、本学府及び修士論文に関連のある授業科目を担当する教員のうちから1人以上を選出するものとする。

第17条 修士課程の最終試験は、修士論文を中心とし、これに関連のある授業科目について口頭により行う。

2 最終試験は、修士論文を審査した教員が行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、本学府教授会の議を経て変更することがある。

3 前項の最終試験を行う教員には、本学府教授会の議を経て、修士論文に関連のある授業科目を担当する教員を加えることができる。

4 最終試験の期日は、あらかじめ公示する。

(科目等履修生)

第18条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則(平成16年度九大規則第91号)第2条第2項に定めるところによる。

第19条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願出しなければならない。

2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第20条 科目等履修生の履修した授業科目については、成績評価を行い、合格とされたものについて所定の単位を与える。

第21条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

(聴講生)

第22条 別表の授業科目について聴講を志願する者があるときは、聴講生として聴講を許可することがある。

第23条 聴講を志願できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

第24条 聴講を志願する者は、所定の願書に履歴書及び検定料を添えて本学府長に提出

しなければならない。

第25条 聴講を志願する者に対する選考方法については、本学府教授会の議を経て、本学府長が定める。

(雑則)

第26条 この規則その他の規則等に定めるもののほか、本学府の校務について必要な事項は、本学府教授会の議を経て、本学府長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

一 履修方法

修士課程

次の要件を満たす34単位以上を修得しなければならない。

1. 共通基礎科目の授業科目8単位
2. 人文学専門科目の授業科目4単位以上
3. 情報科学専門科目（情報管理学）の授業科目4単位以上
4. 情報科学専門科目（データサイエンス）の授業科目4単位以上
5. 専門科目の授業科目8単位以上（ただし、上記2から4までの単位として修得した単位を除く。）

※人文学的視点の体系的かつ効果的な学習が可能になるよう、人文科学府人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻の開設科目の中から、研究指導を担当する教員による履修指導の上、自分の関心と必要に応じて履修科目を選択し、8単位を越えない範囲で「専門科目」の単位とすることができる。

6. 実践科目の授業科目4単位
7. 論文指導2単位

二 授業科目等

修士課程

科目区分	授 業 科 目	単位数	選択・必修の別	
共通基礎科目	人文情報学概論	2	必修	
	情報管理学概論	2	必修	
	データサイエンス概論	2	必修	
	アカデミックプレゼンテーション	2	必修	
専門科目	人文学専門科目	デジタル技術の哲学Ⅰ	2	選択
		デジタル技術の哲学Ⅱ	2	選択
		デジタルアーカイヴ論	2	選択
		Digital Resources and Research	2	選択
		デジタル資料と人文学Ⅰ	2	選択
		デジタル資料と人文学Ⅱ	2	選択

		デジタル資料構成論Ⅰ	2	選択
		デジタル資料構成論Ⅱ	2	選択
		デジタル資料構成演習Ⅰ	2	選択
		デジタル資料構成演習Ⅱ	2	選択
		デジタル資料構成演習Ⅲ	2	選択
		デジタル資料分析論Ⅰ	2	選択
		デジタル資料分析論Ⅱ	2	選択
		デジタル資料分析演習Ⅰ	2	選択
		デジタル資料分析演習Ⅱ	2	選択
		デジタル視聴覚メディア論	2	選択
		デジタル視聴覚メディア演習	2	選択
		空間データ分析演習	2	選択
情報科学専門科目	情報管理学	図書館マネジメント論	2	選択
		図書館行政論	1	選択
		文書記録マネジメント論	2	選択
		文書記録管理政策論	2	選択
		文書記録資料論	2	選択
		構造化文書運用演習	2	選択
		学術情報流通論	1	選択
		情報マネジメント論	2	選択
		LSS特別講義1	1	選択
		学習科学	2	選択
		図書館と立法調査	2	選択

		電子資料開発論	2	選択
		レファレンスサービス論	2	選択
		ライブラリー資料論	2	選択
		文書記録活動論	2	選択
		文書記録特殊資料論	2	選択
		文書記録サービス論	2	選択
		LSS特別講義 2	2	選択
		現代情報法制論	1	選択
		情報サービスと著作権	2	選択
		データマイニング	2	選択
		情報セキュリティ論	1	選択
	データサイエンス	データサイエンス演習 I	2	選択
		データサイエンス演習 II	2	選択
		データベース演習	2	選択
		数理統計	2	選択
		情報評価分析論	2	選択
		データサイエンス実践 I	2	選択
		データサイエンス実践 II	1	選択
		データサイエンス実践 III	2	選択
		データサイエンス発展 I	2	選択
		データサイエンス発展 II	1	選択
実践科目		インターンシップ	2	必修
		データサイエンスプレゼンテーション	2	必修

論文指導	論文指導	2	必修
------	------	---	----

九州大学教授会通則

平成16年度九大規則第8号
制定：平成16年4月1日
最終改正：令和3年4月27日
(令和3年度九大規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第31条第2項の規定に基づき、教授会の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 各学部の教授会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 研究院の所属で当該学部の教育研究又は附属教育研究施設を担当する教授

(2) 病院の所属で学部の教育研究を担当する教授

2 各学府の教授会の構成員は、当該学府の教育研究を担当する教授とする。

3 各研究院の教授会の構成員は、当該研究院所属の教授とする。

4 基幹教育院の教授会の構成員は、基幹教育院所属の教授とする。

5 各附置研究所の教授会の構成員は、当該附置研究所所属の教授とする。

6 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所（以下「国際研究所」という。）の教授会の構成員は、国際研究所所属の教授とする。

7 情報基盤研究開発センター（以下「センター」という。）の教授会の構成員は、センター所属の教授とする。

8 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

(教授会の審議事項等)

第3条 教授会は、総長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして総長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、総長及び教授会が置かれる部局の長（以下この項において「総長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び総長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、当該部局の長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

(議事)

第5条 教授会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、特に重要な事項の審議については、別段の定めをすることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 教授会が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(代議員会等)

第7条 教授会は、その定めるところにより、教授会の構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、教授会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、各教授会の議を経て当該部局長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規則第246号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第40号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第14号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第32号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第50号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第41号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第14号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第83号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第3号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

第637回 役員会議事概要(抄)

日 時： 令和6年4月15日(月) 10:00～10:05

場 所： 特別応接室を中心に web 開催

出席者： 石橋総長 荒殿理事 福田理事 谷口理事 岩田理事
園田理事 神崎理事 前田理事

オブザーバー： 山口監事、工藤監事

欠席者： 片岡理事

1. 人文情報連係学府の設置について

人文情報連係学府の設置について説明があり、審議の結果、これを議決した。

2. 総合理工学府九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻の設置について

総合理工学府九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻の設置について説明があり、審議の結果、これを議決した。

(以 上)

設置の趣旨等を記載した書類

九州大学大学院人文情報連係学府

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	1
2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	9
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	9
4. 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む。）	10
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	13
6. 基礎となる学部との関係	15
7. 入学者選抜の概要	16
8. 教員組織の編成の考え方及び特色	17
9. 研究の実施についての考え方、体制、取組	18
10. 施設・設備等の整備計画	18
11. 管理運営	19
12. 自己点検・評価	20
13. 情報の公表	21
14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	22

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 概要・目的

九州大学に、長い伝統を有する人文学研究を基盤として、組織や分野の垣根を超え、情報科学（情報管理学、データサイエンス）（以下、単に「情報科学」という）の各分野と共創し、「人間中心」の人文的視点に立って、情報を管理、分析、評価できる「人文情報学」人材の育成を目的とする学位プログラムを実施する組織（研究科等連係課程実施基本組織）として、「人文情報連係学府（修士課程）」を設置する。本学位プログラムでは、連係協力学府である大学院人文科学府（人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻）と大学院統合新領域学府（ライブラリーサイエンス専攻）の連係及び数理・データサイエンス教育研究センターの協力の下、以下のような人材を育成する。

- 人文学と情報科学の知見に基づいて、多様な情報の管理、分析、評価を的確に行うとともに、従来のデータ分析が抱える限界や弊害を、人間中心の視点に立って見極めることができる人材。
- 「人文情報学（デジタルヒューマニティーズ）」を発展させると同時に、その知見を活用して人文学研究の新たな方向性を開拓できる人材。
- データ分析・人工知能等のデータサイエンスの基礎的知見を持ち、情報管理やデータ分析を専門とする技術者等とも建設的な議論を行い、DX 駆動型の社会変革に貢献できる人材。
- 実践的な知見を持ち、研究機関、民間企業や官公庁、NPO などの情報ガバナンスにおいて活躍できる人材。

本学位プログラムが掲げる最も大きな目的は、以下の2つである。

- 人文学と情報科学のより高次の融合を目指した文理融合型学位プログラムとして発展させることで、九州大学のみならず、我が国の人文学系における新たな大学院教育を推進する。
- 人文学の根本的な問いを追究しつつ、情報科学の知見も修得することにより、情報科学には人間中心の視点を導入してその新たな展開に寄与するとともに、人文学には情報科学の手法によって新しい地平を開くことで、新たな価値発見・創造と社会モデルの構築に貢献する。

こうした人材の必要性について、我が国の「AI 戦略 2019」では、2025 年の実現を念頭に、AI やデータサイエンスを理解して各専門分野で活用できる人材を年間約 25 万人、AI やデータサイエンスを駆使して国際的に活躍できるエキスパート人材を年間約 2,000 人輩出することなどが目標に定められており、その育成は喫緊の社会的課題となっている。

特に九州大学では、「総合知で社会変革を牽引する大学」という目標を実現するために、令和 3 年 11 月に「Kyushu University VISION 2030」を策定し、「オープンデータ等を活用して数理・データサイエンスや AI を学べる研究教育環境の充実を図り、自らの専門分野にそれらの知識・技術を応用できる学生・研究者の育成」と「高度な知のプロフェッショナル」を育成する分野融合型学位プログラムなどの展開により、「多様な能力や価値観をもった博士人材の育成」を教育・研究関係のビジョンの柱としている。

本学位プログラムでは、我が国の施策と九州大学の構想を踏まえて、人文社会科学分野のうち、特に人文学分野の専門的知見と情報科学の知識・技術を兼ね備えた人材を育成する。そのため、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学府横断的な教育に積極的かつ迅速に取

り組むことができる「研究科等連係課程」を活用した「人文情報連係学府(修士課程)」を設置する。本学位プログラムの連係協力学府である人文科学府における「テキスト資料や画像データなどを対象とした実証的な研究教育」を根幹に、統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻での「情報やデータの保存・管理に関する実践的な専門知の研究教育」と、数理・データサイエンス教育研究センターが行ってきた「人社系学生を含むデータサイエンス研究教育」を1つの組織に一体化することで、より学際的かつ実践的な教育体制を迅速に構築し、高いレベルでの異分野融合型教育を推進する。

これらの取組により、他分野の専門家と協働して、産業界、教育現場、行政機関等におけるDX 駆動型のプロジェクトを強力に推進するエキスパート人材を輩出し、「総合知」による Society5.0 の実現の一端を担うべき人文社会科学分野の人材不足という課題の解決を目指す。

(2) 社会的背景・設置の必要性

情報通信技術、さらには深層学習を契機とした機械学習 AI の爆発的な進化により、真に創造的な知識の価値や情報ガバナンスをめぐる社会と学術分野の状況は一変しつつあり、社会と情報及びデータの関係の見直しが喫緊の課題となっている。「ポスト真実」と呼ばれる流動的な時代状況において、大量のフェイクニュースの拡散が政治や経済に大きな打撃を与え、社会に深刻な分断を招いている。また玉石混交のデータに依拠する現在の AI 技術には限界が指摘されており、その発展の方向性についてはまだ未知の部分が多い。

ここで確認すべき基本的出発点は、膨大な情報とデータの分析や AI の活用において、「何が意味を持つか」、「どのような視点で分類、分析すべきか」、「何が正しい情報か」、「情報は誰のものか」などの最終的な判断の担い手があくまで人間であることである。人文学では長年に亘り、人間の尊厳を尊重し、自己を相対化して他者への共感と理解を深めるために、一次資料を精査できる方法論を探求してきた。AI 学習の基盤となるデータの倫理的価値や資料としての重要性を判断する上でも、この方法論はますます重要になってくる。膨大なデジタルデータの新たな分析によって、これまで「ブラックボックス」となって気づかれてこなかった思考や方法、情報分類の枠組みやプロセスが可視化され、人間と社会に対する新たな視点が創出されることも期待されているが、それは、人文学がこれまで蓄積してきた人間と世界に関する多様で複層的な知に対するしつかりとした理解があって初めて可能になるものである。急激な変革の時代であるからこそ、「人間存在」を中心とした視点に依拠して、氾濫する情報とデータの意味を歴史社会の中に位置付け、新たな価値発見のための視座を創造することが重要となる。また人文学も、情報技術の積極的活用を通じて、各分野の専門性を活かしたまま協働できるようになり、現在の複雑化した社会の諸問題への対応力を高めることができる。

今日、これまで社会生活において重要な位置を占めてきた紙資料のデジタル資料への移行が加速しており、こうした大量のデータを適切に整理、管理、分析する知識の体系化と諸分野を超えたその共有化は、学術研究の分野にとどまらず、企業や行政など社会全体の課題となっている。「AI 戦略 2019」でも掲げられているように、人文学と情報管理学の知見及びデータサイエンスの基礎的知見を持ち、それを有機的に活用できる人材が求められているが、そうした人材が不足しているのが現状である。その理由は、これまで人文学系の研究者が他分野との連携に必ずしも積極的に取り組

んでこなかったことと、他分野、特にデータサイエンスやその技術開発が人文的知見を十分に評価、活用してこなかったことにあるといえるだろう。

こうした弊害を克服するためには、人文学と情報科学を有機的に組み合わせることで、学術研究のさらなる発展と社会変革に貢献しうる人文情報学の体系的な人材育成が必要である。本学位プログラムは、人文学を根幹としつつ、情報科学が連携して、人文情報学の体系的な人材育成を目指すものである。人文的視点を備えた学生が、データの管理や運用といった情報管理学の手法とデータサイエンスの知識・技術を正しく理解して、他分野の専門家と批判的に協働できるようになることで、人文学が蓄積してきたデータや方法論の社会実装をよりスムーズに進めることができ、人類のパブリックな知としてより多くの人々が、それを活用することができるようになる。

このように、人文学と情報科学の協働による「人文情報学」には、最新技術の適切な活用の基盤となる新たな人文学知を創造することによって、情報と社会をめぐる現在の諸問題の解決に寄与し、社会変革を実現する役割が期待される。

我が国でも国立国語研究所や国立歴史民俗学博物館などをはじめとして、人文情報学の導入とデータの整備が進められているが、その動きは諸外国に比べて遅れていることは否めず、人文情報学を担う人材の体系的な育成システムを早急に整備することは急務である。この点で人文科学府を核として本学位プログラムを設置し、我が国において必要とされる人文情報学の人材育成を推進することは、人文学研究の新たな展開や国際化に対応すると同時に、人間の視点に立った DX の推進が課題となっている現代社会のニーズにも合致するものである。

(3) 九州大学に設置する意義

九州大学は、平成 23 年度に策定した今後百年の行動計画の「基本理念」として、「自律的に改革を続け、教育の質を国際的に保証するとともに、常に未来の課題に挑戦する活力に満ちた、最高水準の研究教育拠点となる」ことを標榜している。平成 29 年度には、この基本理念を実現するための取組の一つとして、特に大学院で行うべき教育改革の実行方針を「九州大学大学院教育改革指針」として策定した。この指針では、産業界をはじめとする社会のニーズに対応した大学院教育の展開や社会的ニーズの分析など、客観的根拠に基づく学位プログラムの不断の見直しなどを九州大学大学院が目指すべき姿として掲げている。

九州大学の第 4 期中期目標・中期計画（令和 4～9 年度）では、「世界最高水準の研究教育を展開する知のプラットフォームとなる」、「データ駆動型の教育・研究・医療を遂行できる大学、DX によって地域と連携して総合知により社会の変革に取り組む DX 先進大学となるための体制を構築する」が目標として設定され、また九州大学が目指す「総合知で社会変革を牽引する大学」を実現するために策定した「Kyushu University VISION 2030」でも、「オープンデータ等を活用して数理・データサイエンスや AI を学べる研究教育環境の充実を図り、自らの専門分野にそれらの知識・技術を応用できる学生・研究者を育成する」、「高度な知のプロフェッショナル」を育成する分野融合型学位プログラムなどの展開により、多様な能力や価値観をもった博士人材の育成を推進する」ことを掲げている。特に令和 4 年度「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）／（応用基礎レベル）プラス」に認定されるとともに、同じく令和 4 年度から「数理・データサイエンス・AI 教育の全国展開の推進」の九州・沖縄ブロック拠点校に選定されることで、九

州大学は、九州・沖縄地区における国公立大学への DX 教育の普及とエキスパート人材を広く社会に輩出する責務を担うことになった。

こうした取り組みに加えて、人文科学府の教育・研究を基盤に、平成 22 年より異分野融合型教育を実践してきた統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻と人文科学府の 2 学府が連携し、さらに、文理を超えたオープン型 DS・AI 教育を推進してきた数理・データサイエンス教育研究センターが協力して、新たに「人文情報連携学府」を設置することにより、九州大学において学士課程から修士課程を通じて、より体系的かつ独自性を備えた DX 教育の構築が可能となる。また西日本地方、特に九州・沖縄地区の高等教育機関において、人文学と情報科学の異分野融合型教育を行う大学院は他になく、こうした地域特性からも本連携学府の設置は、地域における高度教育の推進に大きな役割を果たすことが期待できる。

大学として、本学位プログラムを人文社会系改革の先導モデルとして組織整備に取り組む姿勢を打ち出すことにより、教員、研究者、学生に異分野融合型教育・研究の重要性や社会的ニーズの高まりを認識させることに繋がると考えられる。また学生、特に人文系の学生にとっては、異分野との協働という経験を通じて、より多彩なキャリアパスの構築を意識するきっかけとなりうるメリットがある。

九州大学では、既存の学問分野の垣根を超えた新たな境界領域を創出し発展させることを目的として、学府、専攻及び教育プログラムを横断するオーダーメイド型の大学院学位プログラムである「ダ・ヴィンチプログラム」を令和元年 12 月に独自に構築した。この仕組みは、令和 2 年度に開始された国の「研究科等連携課程実施基本組織」の制度よりも早く九州大学が独自に検討を進めていたものである。「ダ・ヴィンチプログラム」を始めとして、これまで九州大学が培ってきた特色ある人材育成のための学位プログラムのノウハウを生かすことができる点で、九州大学でこそ、本学位プログラムを高い水準で構築、実施できると考えられる。本学位プログラムを、2 学府 1 教育研究センターが連携・協力し、研究科等連携課程による安定的な体制で推進できることの意義は大きく、我が国における最先端の学位プログラムであるといえ、今後の人文系大学院の改革にもインパクトを与えることが期待される。

【九州大学における制度的・環境的土壌】

- 学府・研究院制度：平成 12 年度に日本で初めて、大学院の教育研究組織である「研究科」を教育組織「学府」と研究組織「研究院」に分離。これにより、教員の研究活動の安定性を確保しつつ、自由で柔軟な教育組織やプログラムの設置・再編・活動が可能。
- 伊都キャンパス：単一キャンパスとして国内最大規模を誇る。人文社会科学系から理学、工学、農学の拠点が設置され、日常的に各拠点が融合した教育活動が可能。
- 21 世紀プログラム：平成 13 年度に開始。学部の枠組みを超えた横断的な教育プログラム。学生は特定の学部・学科に所属するのではなく、自分が学びたいことの実現に向けて、カリキュラムをオーダーメイドで創る。
- 共創学部：平成 30 年度に 21 世紀プログラムを発展させて設立。多様な人々との協働から異なる観点や学問的な知見の融合を図り新たなものを創造する「共創」がコンセプト。全学の研究院・研究所から教員が集結して教育活動を実施。

(4) 育成する人材像及び修了後の進路

AIの爆発的發展により、データサイエンスの方法論と先端技術が学術分野のみならずビジネスや日常生活の在り方まで激変させている。ただし、データの機械学習にのみ依拠するAI技術には、データ利用の倫理上の問題、信頼できる精度や理論的基盤の不確実性など、未知な要素も多い。特に問題は、データ分析及びその活用の促進は叫ばれているが、このデータ分析において人間を中心とした視点が重要なことが強調されていない点である。こうした状況において「人文情報学」では、人間存在を中心とした視点に立って、どのようなデータを構築し、いかなる視点から評価、分析するか、またAIは「何を学ぶべきか」、「何を正しいとするか」という根源的課題に解決策を与え、分野の壁を越えた他分野との積極的な協働を通して、人類社会の未来を切り拓くことに貢献し得る能力を備えた人材の育成が重要となる。

本学位プログラムでは、連携する人文科学府、統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻、数理・データサイエンス教育研究センターでこれまで培われてきた専門的な研究教育を基盤に、それらを共創して人文情報学の教育を実施し、新たな価値発見・創造を通して、「人間社会のためのデータ活用」と「社会変革の実現」に寄与する人材を育成する。データを人文的視点から分類、評価、分析、管理する能力を培い、人文学、情報科学の各分野で新たな研究領域を開拓するとともに、現代社会が直面する情報と技術をめぐる諸問題の解決にも貢献できる人文情報学の人材を育成するため、主として人文学、情報科学などを学ぶ学生の中から、人文的知に対する高い関心と他分野との共創に意欲を持つ学生を選抜し、以下の4つの力を涵養して人文情報学の学術的發展と社会実装を担う人材育成を行う。

- 人文学の教育研究が主眼としてきた「人間存在の奥深さ」と「文化・歴史・社会の多様性」への深い理解を基盤として、情報やデータを人文的視点から分類、分析、評価し、新たな価値を発見・創造する力。
 - ・伝統的な訓練も含めて、各専門分野の枠組み、知識や手法などを身につけさせる。
- 情報管理学が蓄積してきた情報ガバナンスの知見と経験を理解して、それを人文学とデータサイエンスの知と融合させ、適切な仕方で社会実装し、広く社会のコモンズとして活用する力。
 - ・情報管理学の諸理論のしっかりとした理解の上に、「インターンシップ」などの科目を通して、人文的知を実践する力を向上させる。
- データサイエンスの手法の基本原則を理解して、それを自らの専門分野に活用する力。
 - ・データの精確な分類や分析に必要な手法に関して基本的知識を修得した上で、自らの専門分野の研究に必要な発展的知識を学び、「データサイエンス実践」などの科目を通して、それを応用できる力を身につけさせる。
- 以上の3つの力を有機的に統合して、人文情報学による新たな価値の視座を創造する力。

本修士課程修了後の進路としては、図書館職員、博物館学芸員など情報の管理や公開を担う専門職、高等学校の教員等、官公庁や民間企業、NPOなどの専門職として就職することや、関連学府等の博士後期課程に進学し、人文情報学を発展させると同時に、その知見を活用して人文学研究の新

たな方向性を開拓する研究者を目指すこと等を想定している。企業等において、デジタル化とオンライン化など情報ガバナンスに関わる業務が増加しており、研究機関以外でも本学位プログラム修了者に一定の社会的需要があると判断している。

(5) ディプロマ・ポリシー

【教育の目的】

AI 技術の爆発的発展などにより、データサイエンスの方法論と先端技術が学術分野のみならずビジネスや日常生活の在り方まで激変させている。ここで問題は、データのデジタル化とその分析、活用の促進は叫ばれているが、データの分析と評価において人間を中心とした視点が重要なことが強調されていない点である。こうした状況において、「人文情報学」には、「人間存在」を中心とした視点に立って、どのようなデータを構築し、いかなる視点から評価、分析するか、また AI は「何を学ぶべきか」、「何を正しいとするか」といった根源的課題を思考し、分野の壁を越えた他分野との積極的な協働によって、人類社会の未来を切り拓く役割が期待されている。

本学位プログラムは、「人文情報学」の視座から新たな価値発見・創造と社会モデルの構築に寄与できる人材を育成することを教育の目的とする。人文科学府、統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻、数理・データサイエンス教育研究センターの連係・協力の下、人文学の各専門分野と情報管理学の最新の知見、データサイエンスの基礎的知見、現場での実践的教育の機会を学生に提供することで、データを人文学的視点から分類、評価、分析、管理する能力を培い、人文学、情報科学の各分野で新たな研究領域を開拓するとともに、現代社会が直面する情報と技術をめぐる諸問題の解決にも貢献できる人文情報学の人材を養成する。

【学位授与の方針】

こうした教育の目的の下に、本学位プログラムでは以下を達成しうる者に九州大学学位規則に基づき、学位「修士（人文情報学）」を授与する。

- 人文学のいずれかの専門分野と情報科学に関する知見を身につけ、各自の専門分野において人文情報学の知見を活用して優れた研究を行うことができる者。
- 各種企業や官公庁、NPO などにおいて、人文情報学の知見を活用して情報管理やデータ分析を担うと同時に、技術者等専門を異にする人とも建設的な対話を行い、DX のより効果的な推進に寄与できる者。
- 人文情報学の研究を通して培われた異分野との協力を重視する姿勢によって、他者と積極的に協働しながら、新たな価値発見・創造と社会モデルの構築に寄与できる者。

【修了要件】

以下の 34 単位以上を修得し、かつ修士論文審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

- 1. 共通基礎科目 8 単位
- 2. 専門科目 20 単位
- 3. 実践科目 4 単位
- 4. 論文指導 2 単位

(6) カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラムマップのとおり、以下の指針に基づいて教育課程を編成する。

人文情報連携学府 修士課程					
到達目標		修士1年前期	修士1年後期	修士2年前期	修士2年後期
人文情報学の研究を進める上で必須となる基礎的知識・理論を修得し、他の専門分野との高次な融合にスムーズに取り組めるようになる。	共通基礎科目 (8単位)	「人文情報学概論」「情報管理学概論」 「データサイエンス概論」 「アカデミックプレゼンテーション」			
専門科目での学習を通じて、自らの専門分野の研究を深化させると同時に、他の専門分野への関心も深め、研究の融合に主体的に取り組めるようになる。	専門科目 (20単位)	「人文学専門科目」 「情報科学（情報管理学）専門科目」 「情報科学（データサイエンス）専門科目」			
講義や研究を通じて獲得した人文情報学の知識や視座を、学外の各種機関における実務経験などを通じて、社会実装できるようになる。また異分野、特に理科系の人々に自らの研究を説明し、ディスカッションを行うことができるようになる。	実践科目 (4単位)			「インターンシップ」 「データサイエンスプレゼンテーション」	
自らの研究の方向性を定め、異分野融合の研究を行って、レベルの高い修士論文を作成する。	論文指導 (2単位)				論文指導 修士論文

1. 人文情報学の研究を進める上で必須となる基礎的知識・理論を修得し、他の専門分野との高次な融合にスムーズに取り組めるよう、「共通基礎科目」として「人文情報学」、「情報管理学」、「データサイエンス」の各概論と「アカデミックプレゼンテーション」を配置する。
2. 本プログラムの根幹となる「人間存在の視点」を深めると同時に、情報の管理や運用に関する知識とデータ分析の基礎となるデータサイエンスの知見を修得するために、「専門科目」を配置する。専門科目での学習を通じて、自らの専門分野の研究を深化させると同時に、他の専門分野への関心も深め、研究の融合に主体的に取り組めるようになることを目指す。「人文学専門科目」、「情報科学（情報管理学）専門科目」、「情報科学（データサイエンス）専門科目」を配置する。
3. 講義や演習を通じて獲得した知識や視座を社会で実践する力を高めるため、「実践科目」を配置する。学外の各種機関において実務経験を積む「インターンシップ」や、他分野、特に理科系の研究者に自らの研究を説明し、ディスカッションを行うコミュニケーション力を養成する「データサイエンスプレゼンテーション」を開講する。
4. 自らの研究の方向性を定め、異分野融合の研究を行って、レベルの高い修士論文の作成に繋げるため、専門分野の異なる複数の教員からなる指導チームによる「論文指導」を配置する。

【コースワーク】

本学位プログラムにおいては、「共通基礎科目」、「専門科目」、「実践科目」、「論文指導」からなる教育課程を編成する。

1. 共通基礎科目：8単位

「人文情報学概論」（人文科学府教員担当）、情報管理学概論（統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻教員担当）、「データサイエンス概論」（数理・データサイエンス教育研究センター教員担

当)、「アカデミックプレゼンテーション」(人文科学府教員担当)。

2. 専門科目：20 単位

「人文学専門科目」、「情報科学(情報管理学)専門科目」、「情報科学(データサイエンス)専門科目」。人文学、情報科学(情報管理学)、情報科学(データサイエンス)の各専門科目は各4単位以上を必修とし、学生が専門分野の研究を深化させるとともに、他の専門分野との融合に取り組めるようにする。なお人文学的視点の体系的かつ効果的な学習が可能になるよう、人文科学府人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻の開設科目の中から、指導チームの教員による履修指導の上、履修科目を選択し、8単位を越えない範囲で「専門科目」の単位とすることができる。以上、学生が自らの関心と必要に応じて、独自カリキュラムを柔軟に構築できるようにする。

3. 実践科目：4 単位

「インターンシップ」と「データサイエンスプレゼンテーション」。

4. 論文指導：2 単位

指導教員を中心とした指導チーム(後述)によって、研究及び修士学位論文作成のための助言と指導等を行う。

【研究指導体制】

入学時より、本プログラムの連携部局の教員から構成される指導チーム(主指導教員1名、副指導教員2名以上)によって行う。教員の選択は学生の意志に基づき決定するが、指導チームの教員は必ず複数の部局から選択するものとする。このほかコーディネーター教員(後述)が、学生の就学状況などを管理し、就学の指導や相談を随時行う。

【学位論文審査体制】

指導チームを含む論文審査委員会が、提出された修士論文及び最終試験(口頭)に基づいて審査を行う。

(7) アドミッション・ポリシー

【求める学生像】

AI技術の急速な発展により、社会及び学術研究とデータ・情報をめぐる状況は大きな転換点を迎えている。本学位プログラムでは、人文学、情報科学などに学問的基盤を持つ学生で、特に人文学的知に興味を持ち、その視座から人文学、情報科学を高次元次元で融合して人文情報学を推進するとともに、社会の諸課題にも挑戦しようとする意欲を持つ学生を求める。具体的には、以下のような関心や希望を持つ学生の入学を歓迎する。

○人文学が蓄積してきた問題意識や問いに対して、情報科学のアプローチからチャレンジする意欲

を持つ人。

○データ駆動型の学問領域や文書・映像情報の管理方法などに対して、人文的視点からの貢献を
考えている人。

○各種企業や官公庁、NPO等の情報ガバナンスにおいて、人文情報学の知識の活用を考えている人。

【入学者選抜方法】

入学選抜にあたっては、何よりも本学位プログラムの教育理念にふさわしい人材の確保を基本方針とする。基礎学力及び学問的基盤を確認するため、志望者に人文学と情報管理学に関する専門知識とデータサイエンスに関する基礎知識及び語学力を問い、さらに面接を課す。

(8) 本学位プログラムにおいて研究対象とする中心的な学問分野

人文学と情報科学を含む幅広い分野を想定している。本学位プログラムは、人文情報学に係る特色ある組織や教員を総動員して構築する異分野横断型の学位プログラムである。ただし、根幹となる人文科学府、統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻、数理・データサイエンス教育研究センターにおいて研究教育を行っている学問分野が、あくまでも中心となる。

2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。

令和9年度からの設置に向け、人文情報連係学府（修士課程）の最初の修了生が出る予定の令和8年度までに博士後期課程の設置も計画する。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科（学府）の名称

人文情報連係学府

(Joint Graduate School of Digital Humanities)

本学位プログラムにおいて育成を目指す人材像が、人文学を基盤に、情報科学の知識を有機的に結びつけることのできる人材であり、教育課程もそれを目的に編成されているという意味で、「人文情報学」の名称を採用する。

また、九州大学における大学院の教育組織は「学府」と称しているが、研究科等連係課程実施基本組織は、複数の学府の連係・協力の下に設置するものであることから、九州大学において研究科等連係課程実施基本組織として設置する組織については、組織名称の末尾に「連係学府」を付すこととしている。

(2) 学位の名称

学位の名称は、「修士（人文情報学）」とする。

本学位プログラムは、人文学を基盤に、情報科学を有機的に結びつけて、学術分野と社会の発展に寄与できる人物を育成することを目的としており、「人文情報学」という名称を採用する。欧米各

国を中心に「デジタル・ヒューマニティーズ（人文情報学）」の研究教育は急速に拡大しており、すでに多くの研究機関でその批判的活用の取り組みも始まっていることから、国際的な通用性は高い。

（3）英語名称について

学位の英語名称は、「Master of Science in Digital Humanities」とする。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む。）

（1）研究科等連係課程の活用

データサイエンスを理解して、各分野でそれを応用できる人材に対する国家と社会のニーズに加えて、人文学分野において「人文情報学」に対する研究・教育の必要性が認識されている状況を踏まえて、人文情報学の人材を早急に育成する必要がある。特に人文学の各分野の知見と情報科学の知識・技術を教育できる分野横断的な教育課程を実施する必要があるため、「研究科等連係課程」制度を活用する。

人文学に関して、これまで人文科学府の教育において、「人間存在」を中心とした視点からのテキストや画像データ等の実証分析が強みとなってきた。本学位プログラムではこれを発展させ、デジタル化が進むこれらの諸資料を有用なデータとして保存、活用するためには、いかなる視点が必要なのか、その視点を支える新たな価値とは何か、新たな技術の活用が抱える問題点は何かといった、本学位プログラムの根幹となる部分の教育を担当する。

情報科学（情報管理学）に関しては、九州大学に複数設置されている学際大学院の一つである統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻が培ってきた文理融合教育と実務者養成型教育のノウハウを継承し、特に情報管理学の実践的な教育を担当する。

情報科学（データサイエンス）に関しては、「数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアム」の拠点校の一つとして5年以上の実績を持つ数理・データサイエンス教育研究センターが主に担当し、教育研究のノウハウを最大限に生かして、人文系学生にも分かりやすいデータサイエンスの教育を展開する。

本学位プログラムでは、人文情報学の学位にふさわしいオーダーメイド型カリキュラムを実現するために、人文学、情報科学の各教育組織の有機的連携を構築する。学生は、各分野の教員から最先端の教育を受けることで、人文情報学の視点から自分の専門分野の研究をリードできるようになることが期待され、教員と学生が一体となって新たな人文情報学を構築していく。

なお、統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻には発足時から人文科学研究院教員2名が参画しているほか、数理・データサイエンス教育研究センターも設立時から人文系研究者2名がメンバーに加わっており、本学位プログラムにおける連携をスムーズに進めることができる。

他方、人文情報連係学府の設置にあたり、関連する既設学府の廃止や改組は予定していない。また、本連係学府は比較的小規模であることから、関連する既設学府の教育研究に支障は生じない。

（2）教育課程の編成の考え方

人文情報連係学府では、上述のとおり、人文学と情報科学の協力・協働によって、「人文情報学」

を担う人材の育成を目的としており、そのカリキュラムとして、修了要件 34 単位を課す。内訳は、1) 共通基礎科目：8 単位、2) 専門科目：20 単位、3) 実践科目：4 単位、4) 論文指導：2 単位とする。以下、それぞれの科目の位置付けを説明する。

(3) カリキュラムを構成する科目群

各科目群の科目構成は次のとおりである。

【共通基礎科目】 8 単位すべて必修

人文情報学の研究を進める上で必須となる基礎的知識・理論を修得し、次の段階で他の専門分野との高次元な融合にスムーズに取り組めるようになるための主要授業科目。

・人文情報学概論（2 単位）

人文科学府の教員が担当する。本学位プログラムの根幹をなす科目であり、人文情報学について、これまでどのようなことが試みられてきており、どのような問題点が指摘されているのか、今後何が必要とされるのか、を具体的な事例に基づいて概説する。

・情報管理学概論（2 単位）

統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻の教員が担当する。人文学では取り上げられることの少ない研究データの管理や情報マネジメントなどについて概説する。

・データサイエンス概論（2 単位）

数理・データサイエンス教育研究センターの教員が担当する。これまで数学や統計学を重点的に学んでこなかった学生でも、データ分析の考え方や必要性を広く学ぶことができるものとする。内容は、データとデータ分析、データのベクトル表現と集合、平均・分散・相関、データ間の距離と類似度、クラスタリングと異常検出、線形代数に基づくデータ解析の基礎、主成分分析、予測と回帰分析、可視化、確率と確率分布、信頼区間と統計的検定、非構造化データ解析、パターン認識と分類、データ収集とバイアス、人工知能入門などである。また理系的視点から、データ分析における人間存在の視点の重要性についても触れる。

・アカデミックプレゼンテーション（2 単位）

人文科学府の教員が担当する。学生が各自の研究内容を発表し、その内容とプレゼンテーションの仕方について、他の出席者（学生と教員 3 名）が質問、コメントをするという形式で進める。この授業を通して、専門を異にする聴き手にも理解しやすいプレゼンテーションの方法を学ぶと同時に、発表者の研究の発展に資する的確な質問ないしコメントを考える能力を涵養する。

【専門科目】 20 単位

複数の専門科目の履修を通して、自らの専門分野の研究を深化させると同時に、他の専門分野への関心も深めることで、人文情報学を体系的に学習する。学生は、指導チームの教員やコーディネーターと相談の上、自分の研究関心と必要に応じてカリキュラムを構築できるが、人文情報学が人文学と情報科学を基盤としていることから、「人文学専門科目」「情報科学（情報管理学）専門科目」「情報科学（データサイエンス）専門科目」ともに、少なくとも各 4 単位の修得を義務づける。

・人文学専門科目（4 単位以上）

人文情報学の基盤として、従来の人文学の手法で何がどのように追究されてきたかを深めることが重要である。特に従来のデータ作成にあたって軽視されてきたと考えられるのは、データの価値を適切に判断するという過程であり、そのためにはこれまで人文学研究が蓄積してきた文献学の知見が必須となる。例えば文学研究の場合、テキスト間の文字の異同が重要な研究対象であり、複数のテキストデータをいかに比較するかが問題となるほか、同一資料内でも部分によって書かれた年代が大きく異なる場合も少なくない。人文学専門科目では、文献学的知識や人文学におけるデジタル資料の歴史的背景などの基本的理解を踏まえて、哲学・歴史学・文学の各分野におけるテキスト資料のデジタル化の状況、及びその構成、活用、分析の方法などについて、理解を深める。また、テキスト分析に加えて、各種の視聴覚メディアについて新たな技術を用いた解析法等の授業も開講する予定である。

本科目は、デジタル技術の哲学Ⅰ～Ⅱ、デジタルアーカイブ論、Digital Resources and Research、デジタル資料と人文学Ⅰ～Ⅱ、デジタル資料構成論Ⅰ～Ⅱ、デジタル資料構成演習Ⅰ～Ⅱ、デジタル資料分析論Ⅰ～Ⅱ、デジタル資料分析演習Ⅰ～Ⅱ、デジタル視聴覚メディア論、デジタル視聴覚メディア演習、空間データ分析演習から構成される。

人文科学府には、哲学・倫理学・インド哲学史・中国哲学史・芸術学・広人文学・日本史学・東洋史学・朝鮮史学・考古学・西洋史学・イスラム文明史学・地理学・国語学国文学・中国文学・英語学英文学・独文学・仏文学・言語学の19の専修があり、主にテキストの読解を通じて、テキストを枠づける歴史社会のコンテキストを明らかにし、現在の研究視点を相対化することで、テキストのより多様で深い理解を追究してきた。こうした人文学的視点の体系的かつ効果的な学習が可能になるよう、人文科学府人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻の開設科目の中から、指導チームの教員による履修指導の上、自分の関心と必要に応じて履修科目を選択し、8単位を越えない範囲で「専門科目」の単位とすることができる。

・情報科学（情報管理学）専門科目（4単位以上）

人文学的視点に加えて、データの管理、運用、オープンアクセスなど情報ガバナンスやマネジメント等に関する知見を深めることで、より実践的な知の基盤を確立する。本科目は、以下の専門科目から構成される。図書館マネジメント論、図書館行政論、文書記録マネジメント論、文書記録管理政策論、文書記録資料論、構造化文書運用演習、学術情報流通論、情報マネジメント論、学習科学、図書館と立法調査、電子資料開発論、レファレンスサービス論、ライブラリー資料論、文書記録活動論、文書記録特殊資料論、文書記録サービス論、現代情報法制論、情報サービスと著作権、データマイニング、情報セキュリティ論、LSS 特別講義Ⅰ～Ⅱ。学生は、これらの中から、指導チームの教員と相談の上、自分の関心と必要に応じて4単位以上を修得する。

・情報科学（データサイエンス）専門科目（4単位以上）

人文情報学で必要となるデータサイエンスのより高度な手法について理解を深める。本科目は、以下の専門科目から構成される。データサイエンス演習Ⅰでは、ビックデータの処理やデータ可視化などに関する知識とその応用法について学ぶ。データサイエンス演習Ⅱでは、学生の専門分野で求められるデータサイエンスの知識を整理した上で、適切な分析手法の修得を図る。データサイエ

ンス実践Ⅰでは、主に地理情報システムによる地域情報の可視化と分析を行う。データサイエンス実践Ⅱは、各種資格試験（ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験、記録情報管理士検定など）で問われている問題を中心に演習を行い、知識・技術の社会での応用力を向上させる。なお、受講生には、授業担当者が個別指導を行い、上記資格試験の受験を促す。データサイエンス実践Ⅲではドローンを活用した測量技術と空間情報の解析を行う。データサイエンス発展ⅠはPythonを用いたデータ分析のためのプログラミングの実践で画像データなどを対象とした分析を実際に行う。データサイエンス発展Ⅱは、自分の研究課題のデータ分析に関する部分について、専門家による個別コンサルティングを受けることができる科目である。このほか、データベース演習、数理統計、情報評価分析論を配置する。

学生は、これらの中から、指導チームの教員と相談の上、自分の関心と必要に応じて4単位以上を修得する。

【実践科目】 4単位

インターンシップとプレゼンテーションによって、人文情報学の知見と手法を社会の現場でより効果的に活用する力を養成する。「インターンシップ」と「データサイエンスプレゼンテーション」を必修とする。

・インターンシップ（2単位）

企業や行政の業務を実際に体験することにより、学生が自分の学びを社会の活動の中に位置付ける役割を果たす。統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻では、これまでもカリキュラムに「インターンシップ」を設けており、本学位プログラムでもそのノウハウを活かし必修科目とする。

・データサイエンスプレゼンテーション（2単位）

数理・データサイエンスを中心にしつつも、文理を問わない多様な分野の研究者が集まる研究発表会において、修士論文等の研究内容の一部を発表する。本プログラムの学生は、データサイエンスを中心に他分野の研究者からアドバイスを得ると同時に、他分野の人々の研究発表を聞き、議論に参加することによって、自らの研究の新たな可能性を開拓するきっかけを得ることが期待できる。

【論文指導】 2単位

主指導教員を中心とした指導チームによって、研究及び修士学位論文作成のための助言と指導等を行う。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

（1）教育方法、履修指導、研究指導の考え方

全学生が共通で履修する【共通基礎科目】（8単位必修）に関しては、1年次に配置し、講義と演習の形式で行う。【専門科目】（20単位）の「人文学専門科目」、「情報科学（情報管理学）専門科目」、「情報科学（データサイエンス）専門科目」（各4単位以上、選択必修）は、主に1年次と2年前期に配置し、講義と演習の形式で行う。

【実践科目】(4単位)は、「インターンシップ」(2単位必修)を2年前期、「データサイエンスプレゼンテーション」(2単位必修)を2年後期にそれぞれ配置する。前者は企業等での実習、後者は演習の形式となる。また、【論文指導】(2単位必修)は、2年後期に配置し、主指導教員を中心とした指導チームによって、修士学位論文作成のための研究の助言と指導を行う。

本学位プログラムの学生全体を指導するコーディネーター役の教員を専任教員として配置する。コーディネーターは、各学生のカリキュラム構成や履修状況等を把握し、各種の相談(指導チームの編成、履修指導、インターンシップ先など)に対応して、入学から修了時まで学生のサポート全般を担う。

学生の個別指導は、「指導チーム」を中心に行う。指導チームのメンバーは、人文科学府、統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻、数理・データサイエンス教育研究センター所属の教員の中から、必要に応じてコーディネーターにも相談しながら、学生が決定する。指導チームは主指導教員1名、副指導教員2名以上から構成し、単一学府の教員のみから構成されないようにする。

指導チームは、学生の関心に応じて学生が体系的かつ効果的に学習と研究ができるよう、学生に入学時と2年次開始の時期に「研究計画書」を提出させるなど、入学から修了時まで学生の関心に沿って学習と研究の状況を把握し、主指導教員を中心にアドバイスと指導を行う。専門科目と実践科目の履修指導、研究テーマの設定などについて、きめ細かい指導を実施し、質の高い修士論文の完成に繋げていく。(履修モデル参照)

また、留学生の履修・研究指導や生活指導については、指導チームとコーディネーター教員に加えて、人文社会科学系事務部学務課(人文情報学担当)が事務的な対応を行うことにより、十分な支援体制を整備する。

【履修モデル】

人文情報連係学府 履修モデル

学位：修士(人文情報学)

		共通基礎科目	実践科目	専門科目			論文指導
				人文学専門科目 ¹⁾	情報科学(情報管理学)専門科目	情報科学(データサイエンス)専門科目	
1 年 次	前期	人文情報学概論(2) 情報管理学概論(2) データサイエンス概論(2)		デジタル技術の哲学Ⅰ(2) デジタル資料構成Ⅰ(2) デジタル資料構成演習Ⅰ(2)	文書記録 マネジメント論(2)	データサイエンス演習Ⅰ(2) データベース演習(2)	〔指導チームによる研究指導〕
	後期	アカデミック プレゼンテーション(2)		デジタル資料と人文学Ⅰ(2) デジタル視聴覚メディア論(2) デジタル資料構成演習Ⅱ(2) デジタル資料分析演習Ⅰ(2)	ライブラリー資料論(2)	データサイエンス演習Ⅱ(2)	
2 年 次	前期		インターンシップ(2)	デジタル資料分析演習Ⅱ(2)			
	後期		データサイエンス プレゼンテーション(2)			論文指導 修士論文	
修士課程修了要件単位数【34】		8	4	20(各専門科目4単位以上)			2
修得単位【40】		8	4	16	4	6	2

1) 「人文学専門科目」には、人文科学府人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻の開設科目の中から、本プログラムの体系的な教育に必要な科目について、8単位の範囲で修了要件に含めることができるものとする。

本学府を修了した学生は、各種の民間企業(デジタル IT 部門やテキストマイニングを応用したマーケティング部門など)、NPO・NGOの専門職(記録情報管理に関するコンサルティング部門、デ

ータマーケティング部門、システム開発部門など)、官公庁、高等学校教員、図書館や博物館などの専門職員への就職のほか、関連学府などの博士後期課程への進学が見込まれる。

(2) 修了要件

「共通基礎科目」8単位、「専門科目」20単位、「実践科目」4単位、「論文指導」2単位の合計34単位を修得し、プログラム実施委員会が設置する論文審査委員会が行う修士論文の審査及び最終試験(口頭発表)に合格することを修了要件とする。論文審査委員会は指導チームの教員に必ず外部委員を加えることとし、透明性と客観性を確保するものとする。最終的な修了要件の確認は、プログラム実施委員会が行い、公平性を確保する。

(3) 研究の倫理審査体制

研究実施にあたっての倫理審査については、それぞれ研究を開始する前に、各部局に設置された倫理審査委員会の審査を受け、許可されたものについて研究を実施することとしている。

また、研究活動上の不正行為(捏造、改ざん、盗用等)を防止し、適正な研究活動を推進することを目的として、「国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程」を制定し、九州大学における研究者の研究活動上の責務、研究倫理教育の実施、不正行為の防止、不正行為に関する申立て等への対応、不正行為が行われた場合の措置等を規定し、研究不正等に全学的に対応する体制を整備している。

具体的には、同規程に基づき、不正行為に関する申立て等に対応するための「研究不正申立窓口」、申立て内容の合理性及び調査可能性等についての予備調査と予備調査後の本調査において不正行為が行われたか否かの判定を行う「九州大学適正な研究活動推進委員会」、本調査を行うための「研究不正調査部会」が設置されている。

加えて、研究活動の不正行為を事前に防止するための「研究倫理教育の実施に関する要項」も定めており、各部局長を研究倫理教育責任者とし、研究者等に対して全学的に共通の教材によるe-learningシステムを活用した研究倫理教育を実施している。本研究倫理教育では、受講後に実施するテストで一定の点数を超えた場合のみ受講を修了したものとし、研究者に求められる倫理規範を習得させる体制を整備している。

6. 基礎となる学部との関係

人文科学府においては九州大学文学部人文学科との間で分野での繋がりが強く、文学部で教える人文科学研究院教員の多くが本学位プログラムの担当教員となっている。本学位プログラムへの入学者は、文学部出身学生が中心となることが予想される。なお、九州大学では令和7年度から全学部学生を対象とする「情報系人材育成の副専攻」を展開する予定であり、文学部の学生を含む学士課程の学生が様々な情報系スキルを修得することが可能となる。この副専攻を履修することで、学生の人文情報学への関心とモチベーションの向上につなげることが期待でき、文学部以外の入学者も予想される。

7. 入学者選抜の概要

(1) アドミッション・ポリシーと選抜方法

AI技術の急速な発展により、社会及び学術研究とデータ・情報をめぐる状況は大きな転換点を迎えている。本学位プログラムでは、人文学と情報科学などに学問的基盤を持つ学生で、特に人文学的知に興味を持ち、その視座から人文学と情報科学を高次元で融合して人文情報学を推進するとともに、社会の諸課題にも挑戦しようとする意欲を持つ学生を求める。具体的には、以下のような関心や希望を持つ学生の入学を歓迎する。

- 人文学が蓄積してきた問題意識や問いに対して、情報科学のアプローチからチャレンジする意欲を持つ人。
- データ駆動型の学問領域や文書・映像情報の管理方法などに対して、人文学的視点からの貢献を考えている人。
- 各種企業や官公庁、NPO等の情報ガバナンスにおいて、人文情報学の知識の活用を考えている人。

【入学者選抜方法】

入学選抜にあたっては、本学位プログラムの教育理念にふさわしい人材の確保を基本方針とする。基礎学力及び学問的な基盤を確認するため、試験科目として筆記試験と口頭試問を行う。筆記試験は、人文学と情報管理学に関する専門科目及びデータサイエンスに関する基礎科目を行い、口頭試問では主に本学位プログラムへの適性を判断する。語学力に関しては、TOEFL/TOEIC/IELTS/ケンブリッジ英検の結果によって判定する。

社会人について、「社会人」の定義は大学卒業等の資格を得、その後3年以上の社会人としての経験を有する者とする。社会人入試は、試験科目として筆記試験と口頭試問を行う。筆記試験は、人文学の一つの専門分野に関する専修科目と小論文を行い、口頭試問では主に本学位プログラムへの適性を判断する。語学力に関しては、TOEFL/TOEIC/IELTS/ケンブリッジ英検の結果によって判定する。

外国人留学生の日本語の能力については、証明書の提出を求めるとともに、独自の日本語試験を課す。在籍管理に関しては、コーディネーター教員が人文情報連係学府事務室と協力して対応する。

(2) 入学定員

入学定員は6名とする。このうち4名は人文科学府（人文基礎専攻1名、歴史空間論専攻2名、言語・文学専攻1名）から、2名は統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻から定員を拠出する。また、すでに人文科学府や統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻に在籍している学生の中で、人文情報学に興味を持つ学生がいる可能性があるため、本学位プログラムへの編入を認める制度を早期に構築する予定である。なお、社会人や外国人留学生については「内数」として取り扱い、別枠とはしない。

8. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織編成の考え方

本学位プログラムの全体を実質的に統括する「人文情報連係学府コーディネーター」を専任教員として配置する。コーディネーターは、講義担当者間の授業等の調整を行うとともに、各学生のカリキュラム構成や学修状況を把握し、各種の相談対応（学習指導、指導チームの編成、インターンシップ先、留学生の生活指導等）などで中心的役割を担うほか、人文情報学の学位にふさわしいインターンシップ先や就職・進学先の開拓も常に行う。またプログラムの実施における問題点の把握とフィードバックを行い、事業内容のアップデートを図るなど、2学府と1センターの教務委員等と協働して本プログラムの運営にあたる。

本学位プログラムで育成する人材の基盤となるのは、人文学の各専門分野で培われてきた人文知への深い理解である。そのため、まず人文学の各専門分野（人文基礎、歴史空間、言語・文学）を専門とする教員を多く配置し、人文科学研究院に所属する全教員が、アカデミックプレゼンテーションや人文学専門科目の授業を担当する。

実践的な知の学術基盤となる情報管理学に関しては、統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻に所属する全ての教員が担当する。さらにデータサイエンスについては、数理・データサイエンス教育研究センターの教員が中心となって担当する。これらの教員は、様々な授業科目を通して学生の「人文情報学」の力を養成するほか、指導チームの一員として指導学生に日常的な指導を行い、学会発表や論文執筆の力を養成するために本質的な役割を果たす。

なお、本学位プログラムの教育で主要となる授業科目には、専任の教授と准教授を中心に配置する。

(2) 教員組織編成の特色

本学位プログラムでは、組織と分野の垣根を越え、人文学的視点を活かして情報科学と共創しつつ、情報やデータの管理、分析、評価を行う人材を育成するため、教員組織は、人文学と情報科学を専門分野とする教員から編成される。特に、コーディネーター教員を配置し、分野間のスムーズで効果的な連携を図ることで教育効果を高めると同時に、より柔軟な組織運営を確立する。

(3) 教員の年齢構成

本学位プログラムを実施する連係学府は、「研究科等連係課程実施基本組織」として設置するものであり、専任教員として参画する教員は、人文科学府、統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻、数理・データサイエンス教育研究センターのいずれかの専任教員となっている。

開設年度（令和7年4月1日）における専任教員は、58名（教授30名、准教授25名、講師3名）である。年齢構成は、30代9名、40代16名、50代19名、60代14名となっており、教育研究水準の維持及び活性化に相応しい構成となっている。

なお、完成年度までに1名の教員が定年により退職予定であるが、他の専任教員で対応可能であるため、教育研究上の支障はない。

9. 研究の実施についての考え方、体制、取組

入学後に指導チームやコーディネーターと相談の上、学生各自の関心に沿ってカリキュラムを構築する。基本的に主指導教員の専門分野を中心に研究を行う。各分野には研究室があり、そこには専門書や雑誌のほか、デジタル化した貴重資料などを整備しており、自由に利用可能である。また、図書館等にも必要な書籍や雑誌を整備しており、利用可能である。

10. 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備状況

本学位プログラムの教育・研究を支える校地は、九州大学伊都キャンパスである。伊都キャンパスには、図書館（中央図書館と理系図書館）、キャンパスライフ・健康支援センター（健康相談室、学生相談室）、外国人留学生・研究者サポートセンター、食堂・売店等の福利厚生施設が充実している。また、伊都キャンパス内や至近の場所には、学生寮（ドミトリー1、ドミトリー2、ドミトリー3、伊都協奏館）が設けられている。

このほか伊都キャンパスには、多目的グラウンド、総合体育館、室内プール、テニスコート、課外活動施設（サークル棟）が整備されている。

学生が休息するスペースとしては、課外活動施設（サークル棟）、食堂、カフェテリアの他、各建物には休憩スペースが整備されている。

(2) 校舎等施設の整備状況

人文科学府、統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻は、それぞれに対応する研究棟を伊都キャンパス内に有しており、各研究棟において、講義室、演習室（セミナー室）、教員の研究室、大学院生の自習室を備えている。本学位プログラムにおいては、これらの既設専攻の施設を利用することとなる。なお、講義室については、時間割上の未使用教室を活用するなど、関係協力学府の教育研究に支障を及ぼすことがないように調整し、確保する。

また、演習室（セミナー室）、教員の研究室、大学院生の自習室については、既設専攻において次のような形で整備されている。

○演習室（セミナー室）、教員の研究室

教員と学生のコミュニケーションが日常的にスムーズにとれるよう、教員の研究室に演習室（セミナー室）を隣接させている。

○大学院生の自習室

学生が日常的な学修・研究活動を行うスペースとして大学院生室を整備し、その中で各学生が自主的活動を行うために設備を整えている。

既設専攻の施設のほか、本学位プログラム固有の施設として、学生の活動スペースとなる研究室・学生用スペース、事務支援室・会議室を確保している。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備

九州大学附属図書館の全蔵書は、図書約 4,230,000 冊、学術雑誌約 77,000 種、アクセス可能な電子ジャーナル約 43,000 タイトルを所蔵し、各種データベースサービスを提供している。データベースや電子ジャーナルは、学外からもアクセス可能となっている。そのうち、中央図書館には、図書約 2,540,000 冊、学術雑誌約 38,000 種、理系図書館には、図書約 1,000,000 冊、学術雑誌約 24,000 種が収蔵されている。長年にわたる計画的な図書資料の収集・整備により、本学位プログラムの教育研究領域に関する図書・学術雑誌類は充実している状況にあり、現在も更なる充実を図っている。また、令和4年度から、人文情報学の基本文献（e-book が中心）の導入を進めている。

1.1. 管理運営

(1) ガバナンスの基本方針

九州大学では、平成 29 年 11 月に、新たな教育課程の構築・改善や教育の質向上に向けて、全学が一体となって改革を推進する教学マネジメント組織として、総長のリーダーシップの下、「教育改革推進本部」を設置した。これは、いわば九州大学の「教育改革の司令塔」と位置付けられるものであり、本部長を総長が務め、その強力なコミットメントの下で、大学院教育改革指針の策定、ダ・ヴィンチプログラムの枠組みの構築などの大学院教育改革を含む全学の教育改革を主導している。さらに、令和 5 年 4 月には、「教育改革推進本部」を発展的に改組し、「未来人材育成機構」を設置している。本機構では、学内の各教育プログラムの枠を越えた情報やリソースの共有により、教育的効果をより高めた教育プログラムの推進や新たな教育モデルの開発などを行っている。

(2) 教授会、運営委員会

「人文情報連係学府」の管理運営は、人文情報連係学府長を長とする「人文情報連係学府教授会（以下、教授会）」が中心となって行う。教授会は、人文情報連係学府、人文科学府人文基礎専攻／歴史空間論専攻／言語・文学専攻、統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻を中心とする担当者により構成する。

教授会は、原則月 1 回開催し、学府運営に関する、管理、改善、報告、広報などの事項について審議・決定する。教授会での決定事項のうち重要な事項は、人文科学府、統合新領域学府の教授会に適宜報告するものとする。

また、より機動的な管理運営体制を構築するため、人文情報連係学府のコーディネーター教員を委員長とする「プログラム実施委員会」を設け、委員は、人文情報連係学府、人文科学府、統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻、数理・データサイエンス教育研究センターの教務担当教員などを中心に構成する。

(3) 審査・試験に係る委員会

プログラム実施委員会の下に「論文審査委員会」を設ける。論文審査委員会は、修士論文の審査と最終試験を行い、最終的な修了要件などの確認は、プログラム実施委員会が担当する。

(4) 事務室

本学位プログラムの運営に関する事務的なサポートを行うため、人文社会科学系事務部学務課（人文情報学担当）を置く。事務支援室は、人文社会科学系事務部各課の協力を得て、本学位プログラム運営のサポートや学生の支援に関する事務、その他本学位プログラム全般の事務支援を行う。

（５）人事給与システム

九州大学では、魅力ある年俸制給与体系とメリハリある業績評価体制の一体的構築により、組織の活性化及び多様な人材を確保することを目的に、平成 26 年 10 月 1 日から教員の年俸制を導入し、年俸制の導入促進に取り組むとともに、九州大学独自の取組である「大学改革活性化制度*」を活用した多様な人事を促進し、教員の流動性の向上と教育研究の活性化を図っている。

※総長の強力なリーダーシップによる重点分野への人材再配置・組織活性化のための九州大学独自の取組。各部局からの教員ポストの一部を原資とし、重点研究分野等に配分することにより、大学全体の人材配置と組織について不断の改革を自律的に行っている。

（６）教員のエフォート管理

本学位プログラムにおいて、教員は、研究指導、授業担当、本学位プログラム全体の運営にあたる。さらに、担当学府等における研究指導や授業担当を行う教員もいる。教員の教育研究に支障が生じることが無いよう、これらの負担の調整を図るために、プログラム実施委員会が教員のエフォートを常に管理し、必要に応じて本学位プログラム内及び人文科学府、統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻を中心に調整を図る。

12. 自己点検・評価

（１）全学の自己点検・評価

全学的な自己点検・評価について、九州大学学則第 2 条において、「教育研究水準の向上を図り、九州大学の目的及び社会的使命を達成するため、九州大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」こと、及び「自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を九州大学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努める」ことを定めており、大学評価に関する重要事項を審議する組織として、大学評価委員会を設置している。

大学評価委員会は、①九州大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況に係る評価及び内部質保証、②国立大学法人評価、③認証評価、④各部局の評価活動の総括、⑤大学評価に係る報告書の作成及び公表、⑥教員の教育・研究等活動の評価、⑦教員活動進捗・報告システム（Q-RADeRS）の運用等に関することを任務とし、総長が指名する理事を委員長とし、理事、副学長及び副理事、各部局の長、事務局長で構成している。

全教員を対象とする教員活動評価も実施しており、教員活動評価では、①教員自身の教育研究活動の把握と改善向上と、②部局の将来構想における諸施策への活用を目的に、全学での基本的枠組みを設定し、部局の特性に配慮した実施体制や実施方法を定め、部局ごとに実施している。

また、教育・研究活動の継続的な改善を行っていくためには、改善に役立つための評価活動の質

の向上を進めると同時に、効率的・効果的な評価体制の構築も必要であるため、九州大学では、多様かつ大量の必要データを処理・管理する情報処理システムの開発・運用を行っている。①大学経営や将来計画に関する基礎資料を収集、②自己点検・評価及び第三者評価への基礎資料、③教員が教員活動評価のために毎年度提出する報告書への活用、④国際交流や社会貢献推進のための情報公開への活用、⑤学内外からの教育研究活動に関する調査への対応の5つを目的に掲げ運用している「教員活動進捗・報告システム(Q-RADeRS)」をはじめ、中期目標・計画の達成を念頭に置きながら、年度計画の自己点検・評価や根拠資料の収集・保管、さらには次年度計画の立案までの一連の業務をサポートする「中期目標・中期計画進捗管理システム」等を運用し、全学的な評価活動の質の向上と、効率的・効果的な評価体制の構築を図っている。

さらに、平成28年4月には、学内の様々なデータを一元的に収集、管理し、組織としての管理・運営機能の強化を図ることを目的に、これまで九州大学における点検・評価活動に対する支援や、学内外への情報の提供等の業務を担っていた大学評価情報室を、インスティテューショナル・リサーチ(IR)室として発展的に改組し、現状把握や改善事項への対応を迅速に行える体制の強化を図っている。

九州大学では、国立大学法人評価、大学機関別認証評価等の評価において、上記の組織体制のもと点検・評価を行うとともに、評価結果の分析を行い、課題や改善点を整理した上で学内に対応を促す等、評価を適切に改善に繋げる取組を推進している。

(2) 本学位プログラムの自己点検・評価

プログラム実施委員会を中心に、全学的な自己点検・評価の方針を踏まえた上で、学生の受入れに関する事項、教育内容及び方法に関する事項、学習成果に関する事項等について、毎年度点検を行い、次年度の改善点として反映させる。必要に応じて未来人材育成機構の助言・指導を受け、総長のリーダーシップによる全学の運営体制の中でPDCAサイクルを実現することとする。

また、学外の有識者5名により構成される「外部評価委員会」をすでに設置しており、1～2年に一度、外部評価を実施して、翌年度以降の事業の改善に活用する。

13. 情報の公表

(1) 大学としての情報の公表

九州大学では、インターネット上に大学のホームページを開設し、大学としての基本方針である「教育憲章」や「学術憲章」をはじめ、中期目標・中期計画等今後の大学の取組に関する情報を発信するとともに、カリキュラム、カリキュラム・マップ、シラバス、授業科目のナンバリング、定員、学生数、教員数や学内規則等、大学の基本情報を公開している。具体的な公表項目の内容と、公開しているホームページのアドレスは以下のとおりである。

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること
- ② 教育研究上の基本組織に関すること
- ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- ④ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了

- した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - ⑦ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

上記①～⑨ <http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/education/>

⑩その他

- a. 中期目標・中期計画、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等

<https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/university-evaluation>

- b. 学内規則

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/>

- c. 学部・学府等の設置関係の書類

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/establish>

大学のホームページにおける公表に加え、本学位プログラムで開設するホームページにおいても本学位プログラムに関する情報を公表する。

1 4. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

九州大学では、教育データに基づく教育改革の PDCA サイクルを確立させ、各学府等との連携により、全学的な教育改革を推進し、教育の国際的な通用性を高めることを目的とする全学組織として「未来人材育成機構」を設置している。同機構では、全学的な FD 活動を実施するとともに、各部局と連携して、各部局の FD 活動の支援を恒常的に行っている。

全学的な FD 活動では、全学的な教育課題等に関する内容を中心に、部局の FD 活動では、部局ごとの特性に応じた教育課題を取り上げて実施しており、FD を企画する際には、教職員を対象としたアンケートや、学生を対象とした授業評価アンケートの結果を活用している。また、新採用となった教員等を対象に九州大学の将来の展望等について理解を深め、教育者・研究者としての資質と大学の構成員としての自覚を高める初任教員研修をはじめ、学習支援システム講習会、メンタルヘルス講習会、電子教材開発・著作権講習会、バリアフリー講習会等、教育活動の全般にわたる FD 活動を実施している。これらの活動を通じて全学的な教育課題等に関する啓発や、課題の共有が図られ、カリキュラム、シラバス、教育手法、成績評価方法等の改善に繋がっている。

また、FD 活動以外にも、全学的な職務関連研修を実施するほか、大学職員に必要な知識・技能を修得させ、必要な能力及び資質を向上させるために、以下の取組を実施している。

- ・コンプライアンスを確保するため、九州大学の体制・取組、非違行為の概要等を学び、コンプライアンスの重要性の認識と理解を深める「職員コンプライアンス研修」(e-learning 研修)
- ・研究費不正を防止するための「研究費の運営・管理に係るコンプライアンス教育」(e-learning 研修)

- ・近年の不正競争防止法の諸改正等を受け、秘密情報の漏えい等を事前に防止し、適正な秘密管理を図る「大学における営業秘密管理」(e-learning 研修)
- ・国の方針や大学への要請等について理解を深め、職員個人の資質向上はもとより、組織として業務を円滑に遂行するための職員間における連帯意識の醸成を図る「学務事務研修」
- ・ビジネスライティングの基本的なルールと相手や状況に合わせた表現方法を学修し、留学生及び外国人研究者への対応能力及び海外の大学等とのEメールや文書による調整能力を涵養する「職員英語ビジネスライティング研修」等

本学位プログラムとしても、大学院教育改革の先導的役割を担っていることを踏まえ、学位プログラム実施の効果等を全学的に波及させることを目的として、積極的にFD活動に取り組む。

学生の確保の見通し等を記載した書類

九州大学大学院人文情報連係学府

目 次

1. 新設組織の概要	1
2. 新設組織で養成する人材の社会的要請や人材需要の動向	1
3. 学生確保の見通し	4
4. 入学定員設定の考え方	6

1. 新設組織の概要

- ・九州大学大学院人文情報連係学府 入学定員6名 収容定員12名
(入学定員6名のうち、4名は人文科学府(人文基礎専攻1名、歴史空間論専攻2名、言語・文学専攻1名)、2名は統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻から定員を拠出する。)

人文学研究を基盤として、組織や分野の垣根を超え、情報科学(情報管理学、データサイエンス)(以下、単に「情報科学」という)の各分野と共創し、「人間中心」の人文科学的視点に立って、情報を管理、分析、評価できる「人文情報学」人材の育成を目的とする学位プログラムを実施する組織(研究科等連係課程実施基本組織)として、「人文情報連係学府(修士課程)」を設置する。本学位プログラムでは、連係協力学府である大学院人文科学府(人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻)と大学院統合新領域学府(ライブラリーサイエンス専攻)の連係及び数理・データサイエンス教育研究センターの協力の下、以下のような人材を育成する。

- ・人文学と情報科学の知見に基づいて、多様な情報の管理、分析、評価を的確に行うとともに、従来のデータ分析が抱える限界や弊害を、人間中心の視点に立って見極めることができる人材。
- ・「人文情報学(デジタルヒューマニティーズ)」を発展させると同時に、その知見を活用して人文学研究の新たな方向性を開拓できる人材。
- ・データ分析・人工知能等のデータサイエンスの基礎的知見を持ち、情報管理やデータ分析を専門とする技術者等とも建設的な議論を行い、DX駆動型の社会変革に貢献できる人材。
- ・実践的な知見を持ち、研究機関、民間企業や官公庁、NPOなどの情報ガバナンスにおいて活躍できる人材。

2. 新設組織で養成する人材の社会的要請や人材需要の動向

我が国の「AI戦略2019」において、2025年の実現を念頭に、AIやデータサイエンスを理解して各専門分野で活用できる人材を年間約25万人、AIやデータサイエンスを駆使して国際的に活躍できるエキスパート人材を年間約2,000人輩出することなどが目標に定められており、その養成は国家および社会にとって急務の課題となっている。

この人材について、AIやデータサイエンスの可能性を「人間中心」の視点に立って考察できる能力の必要性が指摘されている。例えば、内閣府の「第5期科学技術基本計画」では、「Society5.0」の実現に向けて、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムによる「人間中心の社会」の実現が目標とされており、また経済産業省「AI原則実践のためのガバナンス・ガイドライン ver. 1.1」(令和4年1月28日)においても、AIの社会実装を促進する際の基本となる7つのAI社会原則の中で、「人間中心の原則」と「教育・リテラシーの原則」が挙げられている。AI技術の爆発的な進展などデータサイエンスが、学術分野のみならず、ビジネスや日常生活の在り方を一変させつつあるなかで、人間、言葉、社会に関して積み重ねられてきた人文科学的視点から、データと情報を精確に評価、分析すると同時に、情報科学の知識を活かして新たな人文学知を創造しうる人材の必要性が、社会全体で要請されているといえる。

人材需要について、人文学研究・教育に携わる研究機関や各種の文化施設において、デジタルアーカイブ等を充実することで、これまで蓄積されてきた学術情報をオープンアクセスにし、広く社会の共有財産とする動きが加速しているが、こうした作業を適切かつ迅速に進めることがひとつの課題になっているほか、人文情報学が開拓しつつある新しい手法や枠組みの意味や役割の検討が学術上の論点となっている。令和6年2月に、「人間文化研究機構」が中心となって人文情報学に関係する組織横断的な全国規模の協議会が設置され、人文情報学の教育・研究基盤の拡大と人材育成・確保の強化が進められていることからわかるように、人文情報学を担う人材の育成は急務となっている。

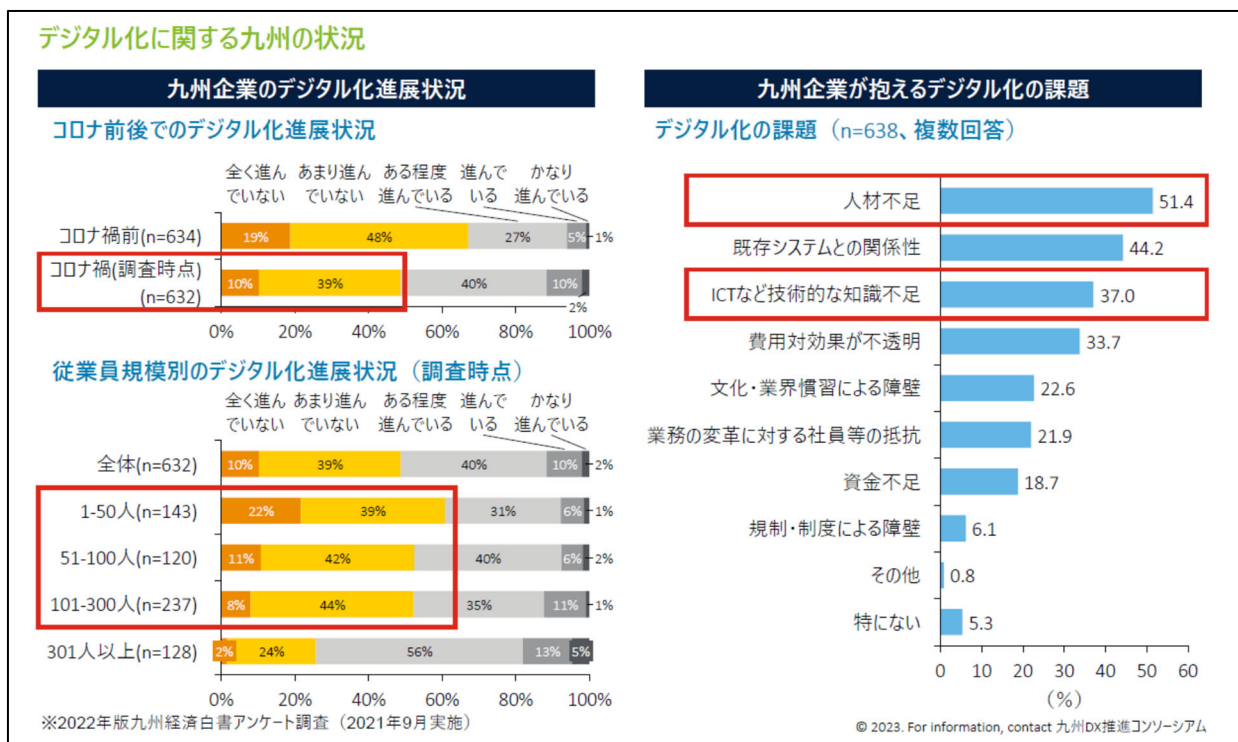
本専攻の修了者に想定する出口に関して、関係者への聞き取りなどを踏まえた人材需要の状況はそれぞれ以下のとおりである。

博物館や美術館の場合、改正「博物館法」の施行（令和5年4月）に伴い、資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・情報発信の強化が喫緊の課題となった。例えば、文化庁による「Innovate Museum 事業」（令和6年度）などの支援を受け、それを効果的に進めるために、人文学と情報科学を修めた人材の確保はミュージアム界全体で大きな課題となっているとの声が北九州市立美術館関係者より寄せられている。加えて、福岡市博物館では令和4年度から「デジタルアーカイブ推進員」という役職を置き、雇用を開始しているほか、福岡県総務部文化財保護課や福岡市埋蔵文化財センターといった文化財保護や埋蔵文化財を担う部署でも、文化庁の方針に準じる形で資料の画像処理やデジタル化の取り組みが推進されており、その知識と技術をもった人文情報学の人材は不可欠となっている。

地方自治体では、例えば、福岡県がDX戦略として行政のオンライン化の推進を掲げているほか、熊本県も令和2年12月に「DXくまもと創生会議」を設立して官民一体となったDX推進の計画策定を進めている。また、北九州市は3年間で職員の2,400人をDX人材として育成すると発表するなど、DX推進・支援のための組織整備に着手しており、令和4年度に職員採用試験に「デジタル区分」を新設し、令和4年度5名、令和5年度3名程度をそれぞれ採用している。

民間企業も従来の紙ベースの資料からデジタルデータ化を急速に進めており、AIを活用したデータと情報の分類、評価、管理など、情報ガバナンスの実践的な能力と資格を持った人材の需要は高まっている。

しかし、こうした人材の不足は九州全域で深刻である。例えば、「2022年版九州経済白書アンケート調査（2021年9月実施）」の結果によると、九州では、人材不足・知識不足により、半数の企業でDXはおろかデジタル化さえも進んでいないことが判明している。この資料の出所である九州DX推進コンソーシアムは、九州全域における社会経済活動全般のDXを産学官金によって推進することを目指して令和3年11月に設立されたもので、九州経済連合会を中心に、企業のほか福岡県や長崎県大村市、熊本県人吉市などの自治体も加盟しており、九州全域でDX人材の必要性が官民ともに共通認識となっている。



※九州DX推進コンソーシアム資料（2023年2月7日）より抜粋

加えて、九州大学で令和5年8月～12月にかけて実施した企業や自治体のアンケート「九州大学大学院「人文情報連係学府（仮）」に関するアンケート調査」（アンケート送付11社中8社回答）においては、「人文情報連係学府（修士課程）（仮）」の設置を構想中であることや育成を目指す人材像を示した上で、修士課程を修了した大学院生を採用すると想定した場合の回答を求めたところ、既存人社系大学院修了生の多くが就職する総合職のみならず、「デジタルIT部門」や「記録情報管理に関するコンサルテ

ィング部門」などの専門部門で、人文情報学の人材採用が見込まれるとの回答を得ている。採用理由として「データサイエンスが今後の業務に重要な分野」であること、「テキストマイニング手法の応用が企業にとっても可能性を有する」ことや、「総合職のみならず、専門職としても活躍」が期待できることなどが挙げられ、4社から本プログラムを卒業した学生を「採用したい」、4社から「採用可能性有」との回答を得ている。なお回答企業には、東京に本社を置く明治安田生命株式会社や日本レコードマネジメント株式会社、及び九州全域を営業エリアとする九州電力が含まれており、福岡県にとどまらず、九州の他県や全国から人材需要が見込まれる。特に、今回のアンケートに回答いただいた九州電力においては、DX人材を令和7年度までに6倍に増やすことを発表（令和5年7月）しており、本専攻の修了者に高い期待が寄せられている。このように情報科学の素養をもった学生を専門職として積極的に採用したいと考える企業は増加している。

以上のように、人文学と情報科学を有機的に融合させた「人文情報学」の人材に対する社会・学術的要請は大きい。しかし、国立国語研究所の研究プロジェクトや東京大学の学内教育プログラムなどが始まっているが、人材の体系的な育成プログラムはまだ確立されておらず、人文系人材の不足が懸念されている。本プログラムが研究科等連係課程制度を活用し、迅速な人材の輩出を可能にすることで、民間企業・行政機関等と教育・研究の両分野における要請に応えることが可能となる。

業種	採用の見込み	採用の理由	想定される部門	インターンシップなどカリキュラムへの評価
サービス業	採用可能性有	データサイエンス等は、今後の業務においても、重要な分野となるため。	記録情報管理に関するコンサルティング部門。	
金融業・保険業	採用したい		デジタルIT部門（専門職として採用）	
金融業・保険業	採用したい	様々なフィールドで活躍する総合職はもちろん、専門職として活躍も期待できる。	システム部門、DX部門等	
自治体	採用可能性有	学んだ分野により就職に有利ということではなく、人物重視での採用を行っている。	専門分野を活かせる部門の他、どのような部門でも活躍可能。	
情報通信業	採用可能性有	デジタルや情報技術に強い人材を求めている。	報道部門、システム開発部門、データマーケティング部門	大学院での学びを企業で活かせることを認識していただく契機となる。
放送業	採用可能性有			実践的なコミュニケーションを積んでいる点は魅力がある。
電気・ガス	採用したい	人文系かつ幅広い情報知見のある学生は、事務系において貴重な存在であり、是非採用したいと考えている。	データ分析、データマーケティング、テキストマイニングを応用したDX部門など幅広い分野	データ管理・分析能力について、実践的な知見が重要である。また情報分析の幅広い知識は当社でも役立つ。
医療・福祉サービス	採用したい	データ収集にみならず、分析、構造化、アウトプットまで学習される学生は魅力的です。	コンサルティング	大学院で学んだことの活かし方を実践している点は魅力的である

企業からのアンケートへの回答（2023年8月～12月に実施）

3. 学生確保の見通し

1) 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

学生確保に向けた取組として、以下を実施する。

①学生への経済的支援に関しては、現在人文科学府で行っている支援と同一のものを実施する。

- ・大学院生の研究発信を支援するため、学生が国内外の学会で研究発表をする際、それに要する費用の全部または一部を支給する。
- ・大学院に所属する日本人学生が、外国人学生の学位論文などを校閲・校正する場合、また外国人学生が日本人学生の学位論文などを校閲・校正する場合に謝金を支給する。

②文学部におけるデータサイエンス関連授業の設置

令和6年度から九州大学文学部の学生向けに、新たに「データ・サイエンス基礎」の授業科目を開講する。学生に将来の人文科学研究と社会で求められる基礎知識として、データサイエンスの必要性をより深く認識してもらうことで、人文情報連係学府への進学モチベーションの向上につなげる。

③九州大学における「情報系人材育成の副専攻」の設置

令和7年度から九州大学の全学部学生を対象とする「情報系人材育成の副専攻」を展開する予定であり、学士課程の段階で文学部をはじめとした文系学部の学生が様々な情報系スキルを修得することが可能となる。この副専攻を履修することで、学生の人文情報学への関心とモチベーションの向上につなげることが期待できる。

④人文情報連係学府の説明会の実施

本プログラムに関心を持つ者を対象に、プログラムの概要などの説明会を開催する。対面で実施する説明会をオンラインで配信し、遠隔地の希望者にも対応する。プログラムの社会的背景、特長、教育・研究の内容、キャリアパス支援等について説明すると同時に、連係、協力する2学府1センター（人文科学府、統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻、数理・データサイエンス教育研究センター）の担当教員からのメッセージを伝え、志望者のモチベーションを高める。開催場所については、状況に応じて福岡のほか、東京や関西地区など複数箇所で開催予定である。

⑤個別相談窓口の設置

人文情報連係学府専任教員を中心に、志望者の個別相談に随時応じられるよう窓口を設け、直接的なリクルートの機会を充実させる。

⑥学術シンポジウムの開催

「人文情報学」全般及び本プログラムへの関心をより一層高め、その意義を広く学生や社会に周知するため、学術シンポジウムを開催する。すでに令和4年度は、「DX時代の情報管理と人材養成」（令和5年1月11日）、「データサイエンスと人文学の協働による研究・教育の可能性」（令和5年3月15日）のシンポジウムを開催し、いずれも好評を博した。令和5年度は、国内外の研究者を招聘し、人文情報学の世界的動向に関する講演会やワークショップの開催を予定している。令和6年度は、東京でキックオフ・シンポジウムを開催し、本プログラムの周知を図り、全国の志願者の掘り起こしに繋げる。

⑦ウェブサイト等による広報

ウェブサイトを有効に活用して、本プログラムの周知を行う。動画を作成することで、高校生から社会人まで恒常的なリクルート活動の推進を図る。

⑧海外でのリクルート活動

人文科学府には「広人文学」コース（修士課程・博士後期課程）があり、これまで海外の優秀な学生を直接リクルートしてきた（修士課程入学者：令和5年度8名、令和4年度5名、令和3年度8名、令和2年度12名、平成31年度8名）。このネットワークを活用して、優秀な留学生を継続的に呼び込む。

また人文科学府を修了して帰国し、研究機関等に勤務する留学生に対して、本プログラムの情報を提供し、海外（特に東アジア地域）からの優秀な留学生のリクルートに繋げる。

⑨企業や自治体との連携

これまで統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻は、多くの修了生を企業や自治体に送り出してきた。また文学部・人文科学府では文学部同窓会と連携し、企業や自治体の関係者を招いて文学部学生・院生のキャリアアップ支援を行ってきた。こうしたネットワークを活かして、企業や自治体に本プログラムの広報活動を実施し、社会人学生のリクルートや学生の就職先の確保に繋げる。

⑩人文科学府、統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻、数理・データサイエンス教育研究センターでの取組

各学府の大学院説明会などでも、本プログラムの概要を説明し、志願者の増加に繋げる。また、学部学生に対する日常的な教育や指導の中で、本プログラムと既存の学府との相違などを説明し、学生の本プログラムへの理解を深める。

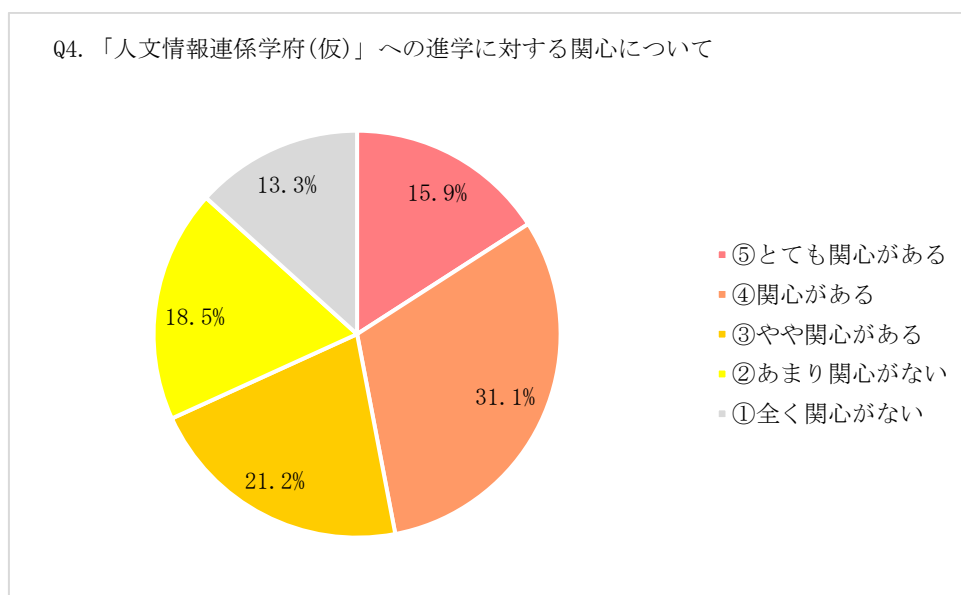
2) 定員を充足する見込み

九州大学学生（文系と理系：2、3年生（留学生含む））を対象に実施した「修士課程「人文情報連係学府（仮）」に関するアンケート調査」（令和5年8月実施、回答者151名）では、「人文情報連係学府への進学」に関心を有する学生は、文系・理系合わせて68.2%と高い割合になっており、特に文系学生は今後社会で活躍する際に、情報科学関連の知識や技法の必要性を認識している場合が多い。「文系でもデータ処理が重要であり、それを学ぶことができること」、「データサイエンスなど情報科学の知見・技術の人文研究への活用」、「複数分野からの視点が自分たちの世代には必要となること」、「社会で活躍できる人材になりうること」など、本プログラムに期待を寄せる回答があった。

また、カリキュラムの構成（人文学の各専修によるデジタル資料の分析やインターンシップなど）や人材育成の取り組みに関しては、85%以上の学生が「とても魅力がある」「魅力がある」「やや魅力がある」と回答しており、学生の関心とニーズに対応できるカリキュラムとして評価を受けていることがわかった。

「人文情報連係学府への進学」に関する回答では、人文情報連係学府の開設初年度（令和7年度）に入学対象者となる学部3年生のうち、14名（18.2%）が「とても関心がある」と回答していることから、開設初年度から入学定員を上回る志願者を確保することができ、定員充足は可能である。また、そのうち7名が進学希望の理由（「今までになかった新しい試みで、明確に自身の強みとして利用できそうだから。」「自分が今学びたいと思っている人文学と情報学の両方の知見を持つことがそのまま反映されていると思うから。」など）を記入していたが、その内訳は、文学部、経済学部、法学部各2名、教育学部1名で、文学部以外の進学希望者も確保可能である。

今後、本プログラムの詳細を学生に説明することで、上記の文学部をはじめとした文系学部のほかに、文理融合型の共創学部や経済学部経済工学科、及び理科系の各学部からの志願者も期待できる。また東京大学などで学部レベルで人文情報学の教育プログラムが提供されているが、大学院の設置はなく、九州大学以外の学部学生の本プログラムへの入学も見込まれる。



4. 入学定員設定の考え方

以上のように、我が国の基本政策の方向性とデジタル化の進む社会状況等を踏まえると、データサイエンスを理解しつつ、人文学と情報科学の知見を基盤にした人間中心の視点に立って、新たな価値創造やDX 駆動型の社会変革に貢献できる人材の社会的要請は今後増加が予想される。

また西日本地方、特に九州・沖縄地区の高等教育機関において、人文学と情報科学の異分野融合型教育を行う大学院は他になく、こうした地域特性からも本連係学府の設置は、地域における高度教育の推進に大きな役割を果たすことが期待できる。

こうした社会的要請を踏まえつつ、学部学生（留学生含む）に対して実施したアンケートの結果、志望動機まで記載して進学に関心を示した学部3年生が7名いたことに加え、関係協力学府である人文科学府及び統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻の修士課程に毎年30名を超える留学生の入学志願者や数名程度ではあるが社会人の入学志願者もいることから、人文情報連係学府に対する留学生や社会人からの需要も一定程度見込まれる。

また、九州大学人文科学府修了者の採用実績がある九州地方の企業と自治体に対して実施したアンケートの結果、「採用したい」「採用可能性有」との回答が8社あったこと（このほか、人文科学府およびライブラリーサイエンス専攻の修士課程を修了した学生の近年の就職先として、電信電話、データサービス、情報通信エンジニアリング関係などの企業があり、これらも本修士課程修了者の就職先として見込まれる）から、人文情報学人材に対する一定の社会的需要が見込まれる。

このようなデータを踏まえつつ、一方では、①少人数教育により卓越した人材を育成すること、②既存の人文科学府と統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻における教員の教育負担など考慮し、充実した研究指導体制を維持すること、を総合的に勘案した上で、入学定員は6名とする。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	イバシ タツロウ 石橋 達朗 <令和2年10月>		医学博士		九州大学学長 (令和2年10月～令和8年9月)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。

教 員 の 氏 名 等												
(大学院人文情報連係学府)												
調査 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配 年 次	担 単 位 数	年 講 単 位 数	現 職 (就任年月)	申請に係る研 究科等の職務 に従事する 週当たり平均 日数
1	専	教授	ニシオカ ノブアキ 西岡 宣明 <令和7年4月>		博士(文学)		アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究 院教授 (平成19年5月)	5日
2	専	教授 (学府長)	オンジョウ アキオ 遠城 明雄 <令和7年4月>		博士(文学)		アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究 院教授 (平成21年1月)	5日
3	専	教授	オグロ ヤスマサ 小黒 康正 <令和7年4月>		博士(文学)		アカデミックプレゼンテーション デジタル資料と文学 I 論文指導	1後 1後 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究 院教授 (平成22年4月)	5日
4	専	教授	シミズ カズヒロ 清水 和裕 <令和7年4月>		博士(文学)		アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究 院教授 (平成24年5月)	5日
5	専	教授	ウカイ ノブミツ 鶴飼 信光 <令和7年4月>		文学修士※		アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究 院教授 (平成25年4月)	5日
6	専	教授	ウエヤマ アユミ 上山 あゆみ <令和7年4月>		Ph. D. in Linguistics (米 国)		アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究 院教授 (平成26年2月)	5日
7	専	教授	シズナガ タケン 静永 健 <令和7年4月>		博士(文学)		アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究 院教授 (平成27年4月)	5日
8	専	教授	モリヒラ マサヒロ 森平 雅彦 <令和7年4月>		博士(文学)		アカデミックプレゼンテーション デジタル資料構成演習 III 論文指導	1後 2前 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究 院教授 (平成28年1月)	5日
9	専	教授	ヨコタ ミチヒロ 横田 理博 <令和7年4月>		博士(文学)		アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究 院教授 (平成29年4月)	5日
10	専	教授	アントン シュヴァイツァー Anton Schweizer <令和7年4月>		Ph. D. magna cum laude (ドイツ)		アカデミックプレゼンテーション Digital Resources and Research 論文指導	1後 2前 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究 院教授 (平成30年2月)	5日
11	専	教授	ミナミザワ ヨシヒコ 南澤 良彦 <令和7年4月>		博士(文学)		アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究 院教授 (平成30年4月)	5日
12	専	教授	タカキ ノブヒロ 高木 信宏 <令和7年4月>		博士(文学)		アカデミックプレゼンテーション デジタル資料分析演習 II 論文指導	1後 2前 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究 院教授 (平成31年4月)	5日
13	専	教授	クラタ ツヨシ 倉田 剛 <令和7年4月>		博士(文学)		アカデミックプレゼンテーション デジタル技術の哲学 II 論文指導	1後 1後 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究 院教授 (令和1年10月)	5日
14	専	教授	カワヒラ トシフミ 川平 敏文 <令和7年4月>		博士(文学)		アカデミックプレゼンテーション デジタル資料分析演習 I 論文指導	1後 1後 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究 院教授 (令和3年11月)	5日
15	専	教授	アオキ ヒロフミ 青木 博史 <令和7年4月>		博士(文学)		アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究 院教授 (令和4年4月)	5日
16	専	教授	オオニシ ヨシトモ 大西 克智 <令和7年4月>		Ph. D. Philosophy (フランス)		アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究 院教授 (令和4年5月)	5日
17	専	教授	カタオカ ケイ 片岡 啓 <令和7年4月>		博士(文学)		アカデミックプレゼンテーション デジタル資料構成演習 II 論文指導	1後 1後 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究 院教授 (令和5年4月)	5日
18	専	教授	タカノ ヤスシ 高野 泰志 <令和7年4月>		博士(人間・環境 学)		アカデミックプレゼンテーション デジタル資料分析論 I 論文指導	1後 1前 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究 院教授 (令和6年4月)	5日
19	専	教授	ツジタ ジュンイチロウ 辻田 淳一郎 <令和7年4月>		博士(比較社会文 化)		アカデミックプレゼンテーション 空間データ分析演習 論文指導	1後 1後 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究 院教授 (令和6年4月)	5日

20	専	教授	シモジ ミチノリ 下地 理則 <令和7年4月>	Ph. D. in Linguistics (オーストラリ ア)	アカデミックプレゼンテーション デジタル資料構成演習 I 論文指導	1後 1前 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 教授 (令和6年4月)	5日
21	専	教授	アダチ タカシ 足立 孝 <令和7年4月>	博士 (歴史学)	アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 教授 (令和6年4月)	5日
22	専	教授	トミウラ ヨウイチ 富浦 洋一 <令和7年4月>	博士 (工学)	教理統計 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 システム情報科学研究 院教授 (平成23年4月)	5日
23	専	教授	フジオカ ケンタロウ 藤岡 健太郎 <令和7年4月>	博士 (比較社会文 化)	情報管理学概論 文書記録マネジメント論 文書記録サービス論 論文指導	1前 1前 1後 2後	2 2 2 2	1 1 1 1	九州大学 大学図書館 教授 (令和2年4月)	5日
24	専	教授	インタ エミ 石田 菜美 <令和7年4月>	博士 (情報科学)	情報マネジメント論 LSS特別講義 1 ライブラリー資料論 論文指導	1前 1前 1後 2後	2 1 2 2	1 1 1 1	九州大学 データ駆動イノベーション推進本 部 教授 (令和5年1月)	5日
25	専	准教授	ナカジマ ヨシアキ 中島 葉章 <令和7年4月>	博士 (文学)	アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 (平成12年10月)	5日
26	専	准教授	イワサキ ヨシノリ 岩崎 義則 <令和7年4月>	博士 (文学)	アカデミックプレゼンテーション デジタル資料構成論 I 論文指導	1後 1前 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 (平成18年4月)	5日
27	専	准教授	ヒガシグチ ユタカ 東口 豊 <令和7年4月>	博士 (文学)	アカデミックプレゼンテーション デジタル視聴覚メディア論 論文指導	1後 1後 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 (平成21年9月)	5日
28	専	准教授	ヴァン ゴーテム エレン エルザ VAN GOETHEM ELLEN ELZA MELINA ALBERT <令和7年4月>	Doctor in Oriental Languages and Cultures (ベル ギー)	アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 (平成23年4月)	5日
29	専	准教授	ヨシハラ マサコ 吉原 雅子 <令和7年4月>	博士 (人文科学)	アカデミックプレゼンテーション デジタル技術の哲学 I 論文指導	1後 1前 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 (平成24年4月)	5日
30	専	准教授	オガサワラ ヒロユキ 小笠原 弘幸 <令和7年4月>	博士 (文学)	アカデミックプレゼンテーション デジタル資料構成論 II 論文指導	1後 1後 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 (平成25年1月)	5日
31	専	准教授	オノ ヤステル 小野 容照 <令和7年4月>	博士 (文学)	アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 (平成29年1月)	5日
32	専	准教授	フジイ ミチアキ 藤井 倫明 <令和7年4月>	博士 (文学)	アカデミックプレゼンテーション デジタル資料と人文学 II 論文指導	1後 2前 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 (令和1年9月)	5日
33	専	准教授	イトウ タクマ 伊藤 拓哉 <令和7年4月>	Ph. D. Art History (イタリ ア)	アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 (令和3年4月)	5日
34	専	准教授	オカダ タカノリ 岡田 貴憲 <令和7年4月>	博士 (文学)	アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 (令和3年4月)	5日
35	専	准教授	ミヤザキ カイコ 宮崎 海子 <令和7年4月>	Doctorat d' Histoire et Sé miologie du Texte et de l' Image (フラン ス)	アカデミックプレゼンテーション デジタル視聴覚メディア演習 論文指導	1後 2前 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 (令和3年10月)	5日
36	専	准教授	アラキ カズノリ 荒木 和憲 <令和7年4月>	博士 (文学)	アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 (令和4年4月)	5日
37	専	准教授	イマイ ヒロマサ 今井 宏昌 <令和7年4月>	博士 (学術)	アカデミックプレゼンテーション デジタルアーカイヴ論 論文指導	1後 1前 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 (令和4年4月)	5日
38	専	准教授	マエダ マサコ 前田 雅子 <令和7年4月>	博士 (文学)	アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 (令和4年10月)	5日
39	専	准教授	オオタ シンリ 太田 真理 <令和7年4月>	博士 (学術)	アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 (令和4年12月)	5日
40	専	准教授	カーター ケイレブ CARTER CALEB <令和7年4月>	Ph. D. in Asian Languages and Cultures (米 国)	アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 (令和5年4月)	5日

41	専	准教授	イトウ チヒロ 伊藤 千尋 ＜令和7年4月＞		博士（地域研究）	アカデミックプレゼンテーション データサイエンス実践Ⅰ 論文指導	1後 1前 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 （令和5年4月）	5日
42	専	准教授	ナカガワ ナツコ 中川 奈津子 ＜令和7年4月＞		博士（人間環境学）	人文情報学概論 データサイエンス演習Ⅰ データサイエンス演習Ⅱ データサイエンス実践Ⅱ インターンシップ 論文指導	1前 1前 1後 1後 2前 2後	2 2 1 1 2 2	1 1 1 1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 （令和6年2月）	5日
43	専	准教授	イノケチ チユキ 井口 千雪 ＜令和7年4月＞		博士（文学）	アカデミックプレゼンテーション デジタル資料分析論Ⅱ 論文指導	1後 1後 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 （令和6年4月）	5日
44	専	准教授	タグチ タケフミ 田口 武史 ＜令和7年4月＞		博士（文学）	アカデミックプレゼンテーション 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 人文科学研究院 准教授 （令和6年4月）	5日
45	専	准教授	シミズ トシユキ 清水 敏之 ＜令和7年4月＞		博士（情報学）	LSS特別講義2 情報セキュリティ論 データベース演習 論文指導	1後 2前 1前 2後	1 1 2 2	1 1 1 1	九州大学 附属図書館 准教授 （令和3年8月）	5日
46	専	准教授	ワタナベ ユキコ 渡邊 由紀子 ＜令和7年4月＞		博士（学術）	図書館マネジメント論 レファレンスサービス論 論文指導	1前 1後 2後	2 2 2	1 1 1	九州大学 附属図書館 准教授 （令和6年4月）	5日
47	専	准教授	オオガ トオル 大賀 哲 ＜令和7年4月＞		Ph. D. in Ideology and Discourse Analysis（英国）	図書館と立法調査 論文指導	1前 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 法学研究 准教授 （平成20年2月）	5日
48	専	准教授	アカン トモノリ 赤司 友徳 ＜令和7年4月＞		博士（文学）	文書記録活動論 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学 大学図書館 准教授 （令和2年4月）	5日
49	専	准教授	キド ヒロナリ 木土 博成 ＜令和7年4月＞		博士（文学）	文書記録特殊資料論 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 比較社会文化研究院 准教授 （令和5年4月）	5日
50	専	准教授	タニグチ ユウタ 谷口 雄大 ＜令和7年4月＞		博士（情報科学）	電子資料開発論 論文指導	1後 2後	2 2	1 1	九州大学 情報基盤研究開発センター 准教授 （令和5年4月）	5日
51	専	講師	コクブ コウジ 國分 航士 ＜令和7年4月＞		博士（文学）	アカデミックプレゼンテーション	1後	2	1	九州大学大学院 人文科学研究院 講師 （平成30年3月）	5日
52	専	講師	ヤン ユー Yang Yu ＜令和7年4月＞		博士（哲学）	アカデミックプレゼンテーション	1後	2	1	九州大学大学院 人文科学研究院 講師 （令和2年10月）	5日
53	専	講師	ヴァイス ダーヴィッド Reiss David ＜令和7年4月＞		Doctor of Philosophy（ドイツ）	アカデミックプレゼンテーション	1後	2	1	九州大学大学院 人文科学研究院 講師 （令和3年8月）	5日
54	専	講師	フルカワ ダイゴ 古川 大悟 ＜令和7年4月＞		博士（人間・環境学）	アカデミックプレゼンテーション	1後	2	1	九州大学大学院 人文科学研究院 講師 （令和5年10月）	5日
55	専他	教授	ウチダ セイイチ 内田 誠一 ＜令和7年4月＞		博士（工学）	データサイエンス概論 データサイエンス発展Ⅱ データサイエンスプレゼンテーション	1前 2前 2後	2 1 2	1 1 1	九州大学大学院 システム情報科学研究 院教授 （平成19年10月）	
56	専他	教授	ビセ リョウマ 備瀬 竜馬 ＜令和7年4月＞		博士（学際情報学）	データサイエンス発展Ⅰ データサイエンスプレゼンテーション	2前 2後	2 2	1 1	九州大学大学院 システム情報科学研究 院教授 （令和5年12月）	
57	専他	教授	ナカムラ トモヤス 中村 知靖 ＜令和7年4月＞		博士（教育学）	情報評価分析論	1前	2	1	九州大学大学院 人間環境学研究院 教授 （平成24年4月）	
58	専他	准教授	イクダ ダイスケ 池田 大輔 ＜令和7年4月＞		博士（理学）	データマイニング	2前	2	1	九州大学大学院 システム情報科学研究 院准教授 （平成18年8月）	
59	専他	准教授	ウシアマ タケトシ 牛尼 剛聡 ＜令和7年4月＞		博士（工学）	構造化文書運用演習	1前	2	1	九州大学大学院 芸術工学研究院 准教授 （平成23年1月）	
60	専他	准教授	ナリハラ サトシ 成原 慧 ＜令和7年4月＞		博士（社会情報学）	現代情報法制論	1後	1	1	九州大学大学院 法学研究 院准教授 （平成30年3月）	
61	専他	助教	ウー モンルー WU MENG RU ＜令和7年4月＞		博士（文学）	データサイエンス実践Ⅲ	2前	2	1	九州大学大学院 人文科学研究院 助教 （令和6年4月）	

62	その他	教授	タケウチ ヒロヤ 竹内 比呂也 <令和7年4月>	文学修士※		図書館行政論※	1前	0.5	1	千葉大学大学院 人文科学研究院 教授 (平成21年4月)
63	その他	教授	ナガトシ カズノリ 永利 和則 <令和7年4月>	人間科学修士※		図書館行政論※	1前	0.5	1	福岡女子短期大学 文化教養学科 特任教授 (平成29年4月)
64	その他	教授	ハリガヤ タケン 針谷 武志 <令和7年4月>	文学修士※		文書記録管理政策論	1前	2	1	別府大学 文学部 教授 (平成22年4月)
65	その他	准教授	オオウラ ヒロキ 大浦 弘樹 <令和7年4月>	Ph.D. in Learning Sciences (米国)		学習科学	1前	2	1	東京理科大学 教育支援機構 教職教育センター 准教授 (令和3年4月)
66	その他	講師	マツバヤシ マミコ 松林 麻実子 <令和7年4月>	修士(図書館情報 学)※		学術情報流通論	1前	1	1	筑波大学 図書館情報メディア系 講師 (平成23年4月)
67	その他	非常勤 講師	サマタ タカオ 佐保 孝男 <令和7年4月>	高等学校卒		文書記録資料論	1前	2	1	日本レコードマネジメント株式会社 執行役員チーフコンサルタント (平成8年3月)
68	その他	非常勤 講師	アンドウ ナホコ 安東 奈穂子 <令和7年4月>	修士(法学)※		情報サービスと著作権	2前	2	1	九州大学大学院 法学研究院 協力研究員 (令和6年4月)

(注)

- 1 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 2 私立の大学の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合又は大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 「申請に係る研究科等に従事する週当たりの平均日数」の欄は、専任教員のみ記載すること。

基幹教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	-	-	2名	11名	10名	-	-	23名	
	修 士	-	-	-	-	1名	-	-	1名	
	学 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	短 期 大 学	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	
准 教 授	博 士	-	-	18名	6名	2名	-	-	26名	
	修 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	学 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	短 期 大 学	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	
講 師	博 士	-	3名	1名	-	-	-	-	4名	
	修 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	学 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	短 期 大 学	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	
助 教	博 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	修 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	学 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	短 期 大 学	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	博 士	-	3名	21名	17名	13名	-	-	53名	
	修 士	-	-	-	-	1名	-	-	1名	
	学 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	短 期 大 学	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、基幹教員についてのみ作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 4 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。